

米国国務省文献

2000 年度国別人権の実施報告

民主主義、人権と労働事務局公表 2001 年 2 月 21 日発行

コロンビア

コロンビアは立憲多党民主主義国家で、長年、自由党と民主党が同国の政治を支配している。民兵組織、ゲリラや麻薬密売組織の脅迫や不正行為の企てがあつたにも関わらず、概して自由で公正且つ透明な 1998 年の選挙によって、市民は保守党のアンドレス・パストラーナ大統領と自由党が支配する二院制議会を選んだ。また 10 月に予定された地方選挙に際して、不法にも武装した関係者が、殺害と誘拐を交えて、脅迫を試みたが、しかし、選挙の方は概して平和的に行われた。文官の裁判機構は政府からの影響をほとんど受けないが、裁判官、証人および検察当局に対する買収又は脅迫は、この国では一般的なことである。

政治と犯罪の両面で、長年にわたり、広範囲で起きている国内の武力衝突と横行する暴力が存続する中で、政府は、国家の統治に関して深刻な挑戦に引き続き直面している。この抗争の主役は政府の治安部隊、民兵組織グループ、ゲリラと麻薬密売者である。その年(2000 年)の民兵組織の攻撃による犠牲者は増大した。ある地域では政府軍がゲリラ又は麻薬密売者と交戦し、又他の地域では民兵組織がゲリラと戦い、そして他のゲリラ組織は対抗する他のゲリラの復員したメンバーを攻撃した。2つの主要なゲリラ組織は「コロンビア革命軍(FARC)」と「民族解放戦線(ELN)」であり、両者を合わせると推定 11,000 から 17,000 名の正規の戦闘員から構成されており、その下部組織は 100 以上の半自治的な集まりである。この FARC と ELN とは他の小グループを交えて、全国 1,085 の市の内、ほとんどの 1,000 市に対して明白に縄張りを誇示し、武装行為を行使し、その水準は 1999 年と同様である。しかし彼等に対する国民の支持率は、選挙や他の幾つかのレポートによれば低い水準にある。主要なゲリラ組織の主な収入は(何億ドルも)麻薬の生産と密売及び誘拐や強奪によって賄われている。そしてゲリラや民兵組織は人口の希薄な地方では不在となっている政府機関の地位を奪い取っている。1999 年に開始された政府と FARC との平和交渉は、その合計の人口が 100,000 名の 5 か所の南部の市を含む「非武装地帯」において継続された。その地域では国家の存在と国際的な検証の両方が欠如しており、その地域の内外では FARC による人権侵害が継続された。その平和交渉は、9 月 8 日に非武装地帯に避難をした FARC のゲリラが民間機をハイジャックする事件を起こし、そのために混迷が起こった。11 月 14 日には FARC 側が一方向的に交渉を中断し、民兵組織に対し政府がもっと強固な対策を取るようとの要求が出された。12 月 6 日には、その平和交渉の価値に関して緊迫した公開討論が行われたために、パストラーナ大統領は非武装地帯の存続を 2001 年 1 月 31 日まで延長した。12 月 29 日に「議会の平和委員会」の会長チエゴ・ターベイ・コーテ氏が殺害された

ために平和交渉の将来に疑問が投げかけられたが、政府と FARC とは互いの接触を保った。

4 月には、政府と ELN とは南部ボリーバル県と北東アンティオキア県に ELN の全国的な集会開催のための「出会いの地域」設立の提案に対して基本的に同意した。しかし同地域の住民の反対があつて交渉は中断した。そして別の 2 つのグループである「アソシパス党」と「非武装地帯反対連盟」が「出会いの地域」の設立を政府に積極的に要求し、その地域への侵入経路を遮断した。そして民兵組織はこれらの組織に影響力を行使しようとした。そしてスペイン、フランス、スイス、ノルウェー及びキューバの各政府はその年（2000 年）の平和交渉に対して、かなり積極的な役割を示し、その地域の実現に関して援助を申し出た。しかし、9 月 17 日に ELN がカリ地区住民の 50 名以上を集団誘拐したことにより平和交渉が停滞した。政府軍の圧力により、人質の最後のメンバーが 11 月 3 日に解放された。ELN の幹部は 10 月中旬にコスタリカのサンホセの会議に参加した。その会議は政府と非政府組織（NGO）の共同主催で、抗争の解決策を探る目的で開催された。（FARC も招待されたが、この会議には参加しなかった）。12 月 15 日に 5 名の殺し屋によって、政府と ELN の和平プロセスにおいて機能の円滑化をはかる市民団体の主要メンバーである公務員組合の組合長ウイルソン・ボルアが怪我を負った。「コロンビア自警軍連合（AUC）」の民兵組織の首領カルロス・カスターノがその時の攻撃に関与したことを認めた。そして ELN による 42 名の警察官と軍人の人質のクリスマス解放の実行が「出会いの地域」設定に関する交渉の継続に寄与した。

政府に対しての公然たる敵対行為として、11 月に AUC 民兵組織は 7 名の国会議員を誘拐し、FARC との平和交渉に AUC も同格で参加させるよう政府へ要求を出した。人質の解放に関して内務大臣のアンベルト・ド・ラ・カジョが首領のカスターノと交渉をしたが、その行動は FARC 側を怒らせてしまった。政府は不法な自警（民兵組織）のグループに対して政治的な公認の立場を与えることを拒絶した。

軍隊（陸軍、空軍、海軍、海兵隊と沿岸警備隊）と国家警察による国内と海外での安全保障は文民指導の国防省が責任を負っている。過去においては、軍隊に対する文民の統制には限度があつたが、しかし、ここ数年間に軍隊に対する専門職業性も改良され、文民統制に対して、軍人も理解をするようになった。軍隊と国家警察に加えて治安部隊には、武装法執行機関と捜査機関として、「安全保障部門委員会（DAS）」と検事総長指揮の「捜査官専門部隊（CTI）」とが設置されている。DAS は広範囲の情報収集と法的処置を行う権限を有しているが、その報告は直接大統領になされ、法執行に関する専門家によって指揮されている。警察は公式には国内の秩序と保障とを担っているが、しかし実際には法執行の責任は地方も都市においても軍隊と分かちあっているのが実情である。多くの証人によれば民兵組織との戦闘に対する政府の行動は不十分であり、過去においては、軍隊は民兵組織との

対決には役に立っていなかったと言われている。しかしながら、今では軍隊の民兵組織に対する、対決と拘束に関する働きは改善されている。それにも関わらず、軍隊の要員は時々民兵組織と不法に協力することもあった。軍隊も警察もその年（2000 年）は深刻な人権侵害を行った。

麻薬や政治的な暴力が長年にわたり横行しているにも関わらず、経済は多様性があり比較的進展している。原油、石炭、コーヒー及び切り花が主要で合法的な輸出品目である。1999 年は 60 年以来始めての不況に見舞われ、国内総生産 (GDP) が 4.5% 落ち込み、記録的な失業率は 20% を越えた。2000 年は経済が 3% の伸びで回復したが、失業率は変わらず年末には 19.7% であった。年末のインフレ率は 8.75% であった。1999 年 9 月以来、政府は年間の緊縮予算を組み、通貨のペソを変動相場制にした。高レベルの暴力により企業の信頼は大幅に抑制されている。麻薬密売者は広大な面積の土地や他の財産を引き続き管理し、その悪影響は社会、経済と政治にも及んでいる。収入の分配は極端にゆがめられており、住民のほとんどは貧困の生活を送っている。国民一人当たりの GDP は約 2,100 米ドル相当である。

政府保有の人権に関する記録は貧弱である。法的枠組みと制度上の構造には多少の改良があったが、しかしその実施は遅滞し、多くの地域ではまだ深刻な問題が解決されていない。政府の治安部隊は司法管轄外の殺人を含む深刻な虐待を続けている。幾つもの告発や有罪判決があったにも関わらず、当局は正義に対する人権侵害に関して、治安部隊や警察の上層部に対する告発をほとんど行わず、その不道徳性が問題である。治安部隊の隊員の中には悪行を行った民兵組織と通じている者もあり、時には、その様なグループをバリケードにおいて通過させたり、情報の交換や物資と弾薬を供給したりしている。民兵組織と交戦し、そのメンバーを捕えようとする政府のさらに高い努力にも関わらず、しばしば治安部隊は、民兵組織の攻撃を防止するようなことには手を出さないのである。民兵組織の方は軍隊と警察の中に自らの支持基盤を持っており、多くの地域では民間のエリート層にも支持されている。

8 月 12 日には、改定された軍隊刑法が発効された。それは独立の軍部法的部隊と、人権侵害を犯す不法な命令を拒否した隊員に対して法的保護を与える内容であり、そして部隊長が自分の部下を裁く権限を排除するものである。更に 9 月 14 日に大統領が署名した一連の軍隊の改善法令では、軍隊の人権侵害を行う隊員や民兵組織と協調する隊員などを除外するために軍隊に大きな権限を与えるため、治安部隊がより専門的に職務を遂行するためでもある。軍隊の司法官は、1997 年に憲法裁判所が下した判決と最新の軍隊法規に基づいて、深刻な人権侵害を犯した軍隊の士官の事件を文民の裁判所に移転させることに熱意を示している。8 月には大統領の公式の指示によりこれらの法的規範の強化を行った。

警察、刑務所護衛官と軍隊が囚人を拷問し、虐待を行っている。超満員で資金不足の刑務所の環境は厳しい。しかし、囚人の中には優遇を受けたいために買収や脅迫の手段を用いる者もいる。独断的な逮捕や勾留及び長期に渡る公判前の留置が根本的な問題である。民間人に対する裁判は非効率的で、多大の未処理事件による著しい重荷、脅迫による卑劣な手段とその背景にある刑事免責の存在などがある。この状況はまさしくこの国の人権問題の核心となっている。「最高法務協議会(CSJ)」が 1997 年に行った調査に基づく推定では、発生した犯罪の 63%は報告されておらず、全ての報告された犯罪のうちの約 40%は処罰を受けていないとのことである。4 月 6 日には、違憲審査裁判所は特化された司法権を作り出した 1999 年設立の法律の大部分を違憲とした（この撤廃された 1999 年設立の法律は同年 7 月 1 日にそれまでにあった密告に基づいた地方裁判制度を差し替えした法律）。

当局は、時には、市民のプライバシー権利を侵害した。報道記者は、主として民兵組織とゲリラから受ける恐喝や脅迫の雰囲気の中で仕事を継続することが一般的で、その状態も 2000 年は悪化した。そして報道記者は報復を避けるために自己検閲を行っていた。主として安全保障上の問題であったが、人の移動の自由には若干の制限が存在した。地方で起きた暴力や不安定さのため、2000 年は 125,000 から 317,000 名の民間人が住居を追われた。この動きの約四分の一は大量な強制移動である。（この強制移動を余儀なくされた正確な人数は入手が困難である。というのは、ある者は数回の強制移動に遭遇し、そして多くの移動した者は移動先の関係官庁に届けを出さないからである。）過去 5 年間の国内で強制移動させられた市民の総計は百万人を超えると推定される。そして人権グループが治安部隊のメンバーから嫌がらせを受けたり、脅迫を受けたという報告もあった。女性に対する暴力や広範囲の社会的な差別や子供の虐待、そして子供の売春は重大な問題である。先住民族や少数民族に対する広範囲の社会的差別は継続された。児童就労は広く一般に行われている問題である。強制的な売春のための女性や少女の人身売買は問題である。民兵組織、ゲリラと自警グループによるストリート・チルドレン、売春婦、同性愛者及び社会で好まれない人々の「社会浄化」殺人は引き続き重大な問題である。

この年（2000 年）に政治的な理由や他の理由で起きた殺人の大部分は、民兵組織とゲリラにその責任がある。全国的に起こったが、民兵組織が共同のキャンペーンを起こし、ゲリラへの加担が疑わしいとされる民間人を殺し、拷問に掛け、そして脅迫し、その結果民間人は威嚇されて家を追われ、ゲリラへの市民援助は断ち切れ、そして麻薬の栽培や戦略的に重要な地点を支配するために民兵組織が FARC と ELN と対抗するまでになった。増加する大量殺人や政治的な動機のある殺人に関しては、民兵組織にその責任がある。また民兵組織は利益の多いコカインの栽培地獲得のためにゲリラと交戦し、そして直接麻薬の生産と販売に関与するようになった。AUC 民兵の連合統括組織は合計約 8,150 名の隊員から構成されており、2000 年は活動を活発に行い、最近までゲリラの支配下にあった地域を暴力や

脅迫の手段を使って戦いながら拡張し、そしてゲリラに加担していた民間人を選定して殺しを行った。AUC は政治課題を持つ自主的な組織として自らを描写しようと試みたが、実情は金目当ての自警部隊であり、犯罪活動及びゲリラの標的にされている社会のセクターから資金を得ているのである。一部の民兵組織は地方の住民の願いを反映して自警のみの目的で組織されているが、大部分は監視行為の組織であり、また今でも麻薬密売者や大地主の有給の私設部隊に過ぎない組織も存在している。平和交渉が遅延している状況において、ゲリラの暴力の増加に対処して、これらの民兵組織に対する大衆の支持は増大した。一方政府は、民兵組織はゲリラと同様に不法な勢力であり、民兵組織の排除の活動を増やしたが、しかし治安部隊による民兵組織の対処方針は混沌としていた。ある地域では、治安部隊は、民兵組織を攻撃してそのメンバーを捕捉したりしたが、他の地域ではその目標が無視され、民兵組織と協力する者も存在した。

FARC と ELN は、常時、一般市民を攻撃し、大量殺人を犯し、即決の処刑を実行し、また医療や宗教関係者も殺害した。FARC は継続してガス弾を迫撃砲の弾薬として使用し、そしてそのガス弾で小さな町を破壊し、その過程で無差別に政府職員や民間人に損傷を与えた。先住民族や無数の子供の強制的な動員の大部分のケースはゲリラに責任があり、また多くの誘拐事件はゲリラの責任により生じた。身代金の支払いは収入の重要な供給源であるため、ゲリラは 1,000 名以上の誘拐事件を起こした。誘拐されたが用の無い犠牲者は殺された。年末には FARC と ELN は、報告によると 527 名の兵士と警官を誘拐監禁している。多くの場所ではゲリラは「戦時税金」を徴収し、民間人を強制的に自分たちの部隊に徴用し、小規模農家には不法な作物の栽培を強制し、旅行や商取引や他の住民の活動も制限した。3 月には、「法律第 002 号」を発表し、百万ドル相当の資産を有する者は FARC に税金を支払うことを要求し、逆らう者は誘拐すると宣言した。そして FARC は、非武装地帯の住民に対して定期的に嫌がらせを行った。数多くの信頼すべき筋からの報告によれば、殺人、強姦、強奪、誘拐、窃盗、脅迫、監禁、そして大人や子供の強制徴用、また言論の自由、正式な裁判に対する恐喝と宗教儀式の妨害が行われた。

人権の尊重

第 1 部 人格の品位の尊重

a. 政治的や他の司法管轄外の殺人からの解放

政治的殺害や他の司法管轄外の殺人は引き続き深刻な問題である。主として非国家的戦闘員によるこの様な行為で推定 4,000 名の民間人が死亡している。また治安部隊のメンバーによる司法管轄外の殺人も継続されている。

「コロンビア法学者委員会(NGOの団体の一つ)」の編集による、調査と「一般人の探索センター(CINEP)」の提供したデータによれば、1999年10月から本年3月までの期間に、警察官の職権乱用による死亡事件を含め、合計20件の国家の部隊による司法管轄外の殺人が記録されている。しかし、軍当局の申し立てによれば、そのうち6名の死亡はゲリラとの交戦に巻き込まれた結果であり、そして4名の死亡は(内確認できたのは1名のみ)軍が先住民族の抗議行動に対して催涙ガスを打ち込んだ際のパニックによる原因であり(第2部のbと第5部を参照)、そして5名は他のグループが民兵組織との交戦の結果の死亡と発表された。CINEPは更に1999年には同様なケースが37件あり、その中には警察官の職権乱用に基づく死亡事故も含まれていると発表した。上記委員会により公表された事件のうちの大部分については、年末に軍と文官による当局で調査が行われた。文民の裁判所において、軍人による人権侵害の事件の審理を受けた件数はその増加が見られた。そして幾つかのレポートによれば、警察官や元治安部隊のメンバーによる社会浄化の殺人が行われた。

「人権オンブズマン事務所」によれば、本年の最初の6か月間に235件の大量殺人が起きた(戦闘地域外の1か所又は付近の数か所で一度に3名またはそれ以上の人数で同時または同時に近い時間との定義による)。このような大量殺人事件で推定1,073名が殺されたが、国防省の発表によればこの期間でのこれらの殺人に関して治安部隊による殺人は皆無であった。治安警察の中央本部長は216件の大量殺人で1,286名の死亡を報告したが(同じ事件で4名またはそれ以上の人数との定義)治安部隊による大量殺人は皆無であった。「オンブズマン事務所」の記録では、1999年には509件の大量殺人があり、2,262名が死亡し、そのうち20件の殺人には治安部隊の関与があった。

8月15日、ある陸軍部隊が誤って6名の子供を殺した。しかし検事総長事務当局はこの事件を通常の職務のときに発生した過失事件として終結させ、その決定は軍事司法制度(第1部のg参照)を参照した。

全ての政府関係の公務員の業績を監督する立場の検事当局の人権代表は、本年の最初の6ヶ月間に201件の苦情や事件を受理し、そのうちの26件の懲罰的調査を完了した。苦情のうち20件は大量殺戮であった。検事当局はその年(2000年)に起きた大量殺戮や強制失踪に関係する78件の苦情を受理した。この苦情の約75%は軍隊が関与し(特にプトウマヨ県、アンティオキア県と南ボリーバル県)、残りの25%は警察官又はDASの官僚が関与しているとされた。2000年では、検察当局は13件の公務員が関係した大量殺戮や強制失踪を解決し、治安部隊のメンバー50名に対して制裁処置をとった(この明細は国家警察が10名、陸軍が35名、そしてDASから5名であった)。そして20名に対してはその容疑を晴らした。以前の場合と異なって、検事当局では人権侵害に関する全ての事件は、犯罪捜査のために検事

総長宛てに送検された。本年は、1998 年と 1999 年に起きた民兵組織による大量殺戮の防止に失敗したとされる 5 名の大將に対しては、法務長官による調査が継続された。

年末には、検察当局の人権部門から、人権侵害の未決調査件数が 918 件あり、そのうちの 1,379 名の関係者の調査が行われていると発表された。この数には 286 名の軍と警察の関係者、573 名の民兵組織と推定されるメンバー、353 名の推定ゲリラと 187 名のその他の民間人を含んでいる。人権部門は 2000 年の最初の 6 カ月間に 302 名を逮捕し、そして他の政府機関は人権部門が告訴をしていた 70 名を逮捕した。そして 11 月には、人権部門で未決で残っていた事件に対して追加の 676 名の逮捕状を請求した。そのうち 37 名は軍関係者、20 名は警察関係者、そして 3 名は DAS のメンバーであった。当局は 2000 年に陸軍より 38 名、警察より 41 名、DAS から 5 名及び CTI から 5 名を拘束した。

法務警察の「中央理事会」の発表では、1999 年に起きた殺人が 24,358 名に対して、2000 年には合計 25,660 名の殺人が起きた。新聞では 20 分ごとに 1 名の殺人が行われたと発表した。警察と検察当局では殺人のほとんどを的確に調査する手段が不十分である。「最高法務協議会」が 1997 年に行った調査では、63%の犯罪は報告されず、そして報告された全ての犯罪のうちの 40%は処罰を受けていない。

国防省の 3 月のレポートによれば、2000 年の前半には国防省が人権侵害、殺人、人体損傷、強姦、殺人未遂、不法監禁と職権乱用と認定した国家警察、陸軍と海軍の 206 名のメンバーを軍事裁判で有罪判決を下した。その合計 206 名の受刑者のうち、60 名は殺人で、113 名は人体損傷の罪であった。1998 年に下された判決の平均は殺人に対しては 58 か月間の禁固刑、人体損傷に対しては 15 か月間の禁固刑であった。しかし実際の判決は殺人では 2 年から 64 年間、人体損傷では 2 か月間から 2 年間であった。1999 年には深刻な犯罪に関して軍事裁判では合計 206 名に判決を下した。文官の刑事訴訟法では、軍隊の刑務所が利用できない場合には、軍事基地をその代わりとして使用できる規定がある。

1997 年 8 月、憲法裁判所は、公務員の「職務行為」に関連しない犯罪に関しては、その裁きは文官の裁判所で審理を行うという憲法の条項を狭義に定義した（第 1 部 e 参照）。それ以来軍事裁判では上層の士官の起こした事件を含む 1,307 件の事件、そのうち推定 41%が人権侵害の可能性のある事件を、その調査と告発のために文官の裁判所へ送った。その年（2000 年）、軍事裁判所は 496 件を文官の裁判所へ送検したが、その比較として 1999 年は 79 件、1998 年は 266 件であった。改められた軍事刑法では、強制失踪、拷問と大量虐殺の罪名の事件は文官の裁判所で審理されることを繰り返し示している。パストラナ大統領はこの新しい法的規定を 8 月に軍の最高司令部と国家警察の指揮官へ送付したことを再確認した（第 1 部 e 参照）。

1999 年 3 月に発生したアンティオキア平和理事のアレクス・ロペラ（元青年省の副大臣）その他 2 名の殺害に関与した第 4 対抗ゲリラ大隊（第 4 大隊）のメンバーの陸軍少佐ディビッド・エルナンデス、大尉ディエゴ・フィノ・ロドリゲス、曹長エドガルド・バーロン及び上等兵カルロス・エスクーデロ、フェルニ・カルドナとラウル・ガジェゴに対する文官の裁判所における訴訟は継続された。しかし、3 月に大尉フィノは軍の勾留から逃亡し、その逃亡に加担した 4 名の兵卒の取り調べが継続中である。少佐エルナンデスは既に 1999 年 6 月に逃亡し、年末現在行方不明である。大尉フィノの逃亡に続いて軍の発表では、今後の逃亡を防ぐために、全て軍の抑留者はトレマイダの軍刑務所へ移送されるとのことであったが、これは全ての事件で実行されたかどうかは不明である。

4 月 1 日の検事当局の公式発表によると、1998 年 10 月に発生したユダヤ人のビジネス・リーダー、ベンジャミン・コーダリの誘拐と後の殺人に関与した陸軍第 13 大隊の元情報部長で退役した陸軍大佐オルジ・ピアザス・アセベドに対する告発を行うにはその証拠が不十分であるとのことであった。検事当局はこの件の行政上の調査を打ち切り、そして公式に検察当局へこの件の犯罪捜査を打ち切るよう要請した。しかし検察当局は年末に裁判中であった大佐ピアザスと民間人のオン・アレクシス・オラルテ・ブリセノとギジェルモ・ロザノ・ゲレロの告発を継続した。検察当局はこの件に関係して 11 名の未決の逮捕状を発行している。そして 1 名の中尉が容疑者として判定された。

2000 年、法務長官は、1998 年 5 月のバランカベルメアで起きた大量殺戮に関係する 8 名の軍関係者の制裁処置を取った。そのうちの 3 名の陸軍大尉オスワルド・プラド・エスコバ、中尉エンリク・ダサと小尉エクター・グスマン・サントスは放免された。警察の上級警部、警部と警部補及び DAS の隊員は執行猶予となった。7 月 12 日には主要な証人のエリザベス・カナス・カノが 2 名の身元不明の殺し屋により殺害された。5 月には検察当局はこの件の 4 名の民兵組織の容疑者の予防拘禁を命じた。そしてこの事件の調査は年末に至るも継続されている。検事当局もカナスの死亡に関して調査を進めていた。

12 月、検事当局は 1995 年から 1998 年の間、北東のアンティオキア地方（ラ・セジャ、グアムとエル・ペノンの地域のそば）の民兵組織のメンバーによる約 160 件の社会浄化の殺しが行われた民兵組織と衝突をした 17 名の警官と 9 名の陸軍士官を告発した。法務長官は更に不作為の理由で 2 名の市の職員を告発した。検察当局は法務長官が告発した 25 名の関係者のうちの 3 名を犯罪告発した。そしてその 3 名；警察の警部ルイス・アルフレド・カスティジョ・スアレス、ウアン・カルロス・バレンシア・アルバレースとカルロス・マリオ・テアダ・ガレゴは年末にメデジンの法廷で審理中であった。殺しに関しては陸軍中佐エサス・マリア・クラビオ・クラビオ、2 等軍曹アビエ・ゴルメス・エランと兵卒カルロス・

マリオ・エスクデロが調査を受けている。クラビオ中佐は逮捕され、停職処分を受け、3月17日に軍の勾留を受けた。陸軍はクラビオ中佐の取った行動は職務に関連していると反論したが、CSJはこの件は文民の裁判所で審理されるべきと裁定を下した。

3月3日、野党保守党の指導者アルバロ・ゴメス・ウルタドの1995年11月のボゴタでの殺人を組織したとされている陸軍の現在解散されている元第20大隊の指揮官であった退役大佐ベルナルド・ルイス・シルバの文官で継続されている告発事件で、主要な証人であるルイス・エズアルド・ロドリゲス・クアンチラドが前の証言をボゴタ裁判所の判事の前で撤回したので、その裁判では審議が頓挫した。しかし、もう一人の主要証人の証言により審議が継続された。年末にはまだ裁判は継続された。公判には陸軍の情報諜報員ヘンリー・ベリオ・ロアイサとカルロス・ガオナ・オバジェ、退役陸軍准尉オマール・ベリオ・ロアイサとフランクリン・ガオナ・オバジェと民間の殺し屋エクター・ポール・フィオレス・マリチネス、マヌエル・マリアノ・モンテロ・ペレス、ガスタボ・アドルフォ・アラミジョ・ギラルドとエルメス・オリチス・ジュランが登場している。

1999年に検察当局の人権部門は、1995年の窃盗犯とされているシフレディとフレディ・アルボレダの社会浄化の殺人に関与した当時第2海兵陸戦大隊の指揮官であった海兵隊大佐オセ・アンシサル・モラノ・パディジャと海兵隊伍長アビエ・フェルナンド・ゲラ、エドアルド・アリスティデス・アバレスとオセ・ミルトン・カイセドを正式に告発した。5月25日、検事総長は年末ではまだ未収監の海兵隊軍曹フランシスコ・ツアルテ・ズニガの収監を命じた。年末には検事総長による懲罰の調査が継続中であった。

1998年10月、1992年から1994年の間に、民兵組織との衝突で、サントアンデル県のバランカベルメア地方で少なくとも50名が殺された事件で、すでに1994年に軍の裁判で容疑を晴らしていた海兵隊中佐ロドリゴ・アルフォンソ・クインオネスを他の4名と伴に厳しく譴責を行った。クインオネス中佐は上訴し、しかし法務長官のアイメ・ベマールはその事件の担当を辞任し、議会はその件の後任の裁判官を指名することがなかった。2000年にこの事件の出訴期限が切れてしまい、譴責はそのままになってしまった。2000年にクインオネスは准将に昇進を受けた。

1999年7月、検察当局は、結果として35名が死亡した1994年1月に起きた「ラ・チニタ」の大殺戮に関与したとして、民兵組織のニコラス・アントニオ・ゴメス・サパタを告訴した。その年（2000年）に法務長官によって制裁を受けた50名のメンバーのうち、この殺戮に関与した人物も含まれていた。しかし法務長官の件に関してはその後何の進展も報告されていない。

年末、ロス・ウボス地方で起きた 1991 年 4 月のバス乗客の殺戮に関与していると見なされている 3 名の陸軍下士官は逃亡中である。

8 月、1988 年 11 月に起きた 100 名以上の人が殺されたり、負傷をしたニューボ・セゴビア地方の殺戮の関与に関して、文官の裁判所は、退役の元陸軍大佐エマンド・ナバスの無実を認めた。当局はこの事件で、8 名の軍の士官、1 名の警察官と 10 名の民間人を告訴した。その中で、陸軍中佐アレハンドロ・ロンドノ・タマヨと同中佐マルコ・バエース・ガルソンはこの殺戮に関する文官の裁判所に上告した。ロンドノは拘置され、命令権は剥奪されたが勤務は続けており、一方、バエース・ガルソンは、命令権は剥奪され、ボゴタで軍の留置を受けていた。

6 月 29 日、憲法裁判所は、1987 年に強制失踪され、拷問を受けそして殺された「M-19」ゲリラ・グループのメンバーのニディヤ・バウティスタの事件で、軍事法廷で告訴された退役の元大将アルバロ・ベランディア・ウルタドの事件に対する 1996 年の判決を再考慮するよう CSJ へ命じた。その確定した規定では、CSJ は自らの判決を無効として、その事件は直接軍の職務に関係していないとの理由で、7 月末にその事件を文官の裁判所へ転送した。そして検察当局はその事件の調査を継続した。

1987 年に起きた自由党系市長の殺害に関して中佐オセ・ビンセント・ペレス・ペロカルに対する審理中の裁判に関しての情報は全く無い。

1998 年 9 月に起きた国会議員オルジ・ウンベルト・ゴンザレスの殺害に関し、その動機や容疑者の確認は皆無であった。この調査は年末まで継続される。

民兵組織との協力関係に関して信頼すべき申し立てによれば、公共治安部隊、特に陸軍の、民兵組織に対する無言の支持や直接の協力は継続された。ある地域では、その地の軍司令官と民兵組織との間に暗黙の協定があり、軍隊が管理している幾つかの地域及び軍の存在が明確である場所で、民兵組織が自由に活動をしていることを示唆する証拠がある。軍の治安部隊のメンバーは、道路閉鎖を通過させたり、情報を分かち合ったり、弾薬を供給したり、積極的に民兵組織のメンバーと協力し、そして非番のときはその仲間入りをしていると伝えられている。

国防大臣のルイス・フェルナンド・ラミレスと大将フェルナンド・タピアスの指導の元で、軍の最高司令部では、繰り返し、軍のメンバーと民兵組織との協力は容認しないこと、及び陸軍は民兵組織と交戦を行うことを宣言している。しかし、現場の治安部隊の行動に関しては、常に司令部の見解とは一致してはいない。信すべき報告によれば、軍隊の基地の

そばには民兵組織の施設や道路の閉鎖箇所があったり、民兵組織のメンバーと軍のメンバーとの間の接触があること、民兵組織の道路閉鎖に軍の関与がなかったり、また民兵組織による切迫した殺戮や選択的殺傷の警告に対しての軍の対応の失敗などがある。軍の組織ではその状況の説明として、多くの場合、情報や情報源の不足を理由にしており、民兵組織のメンバーと協力している軍人の不純性は一般的なことである。

9 月には、大統領は公共の治安部隊のメンバーで民兵組織や他の不法な活動に加担している者の解任を定める命令書に署名をした。そして政府の関係機関は治安部隊のメンバーで民兵組織に協力をしたり、加担したりしている者に対して積極的な調査を開始した。10 月には軍隊から 388 名が解任されたが、職権乱用で民兵組織と協力した理由で実際に解任された人数は不明である（第 1 部 e 参照）。

AUC 傘下の 7 つの主要民兵組織の最大のコルドバ県とウラバ地方の「農民自警グループ（ACCU）」及び陸軍の第 4 大隊とは互いに異なる状況にありながら、1 月に起きた、以前に解散している 2 つのゲリラ組織の 23 人の殺害に関してその責任を表明した。ACCU の方は「社会主義者刷新の流れ（CRS）」の二人のリーダーのウベルニー・ジラルドとオセ・エベリオ・ガジョとをアンティオキア県のサン・アントニオの村から誘拐した後に殺害したと主張した。1 月 24 日には、陸軍の第 4 大隊が戦闘で 2 名の「ELN のゲリラ」を殺害したと発表した。民間による死体解剖の結果、その 2 名は失踪している CRS のリーダーであることが確認された。1 月 26 日に、殺し屋が死体置場からその死体を盗んだのだが、死体解剖のレポートは置き忘れてあった。年末現在、検事当局と検察当局の調査が進行中である。

2 月 19 日から 20 日に、ボリーバル県のエル・サラドで、AUC の民兵組織の攻撃部隊の大きなグループがゲリラまたはゲリラの疑いのある者を推定 37 名殺傷した。報告によると、その殺戮が始まった直後に海軍がその地区の道路封鎖を行い、その封鎖のために人権擁護や救済グループがそこに入ることを妨害された。その中の幾つかのグループは、その地域では戦闘が行われていたので接近する手段がなかったとの海軍側の説明に納得をした。海軍が道路封鎖したのでそのために NGO が入ることができなかったこと、あるいは海軍が民兵組織と結託したとの非難に対して国防省はこれを否定した。そしてこの件については検事総長の調査が年末に続けられた。軍による調査では、これらの非難に関する証拠は見つからなかった。

報告によると、ある町で民兵組織のグループが 2 月 16 日から滞在し、ゲリラへの支持の疑いのある人名リストを所持していた。被害者のリストには 6 才の少女や老婆も含まれていた。そして何名かの被害者は、拷問を受けたり、強姦をされた。そして幾つもの家屋も放火された。2 月 19 日に民兵組織は怪我をした仲間の救出のためにその町にヘリコプターを

呼び込んだ。人権監視の団体の報告によると、民兵組織が町を退去した 30 分後には政府軍がその町に入ってきた。

2 月 22 日に第 3 海兵隊陸戦大隊がエル・サラドの殺戮関与の疑いのある民兵組織のグループの 11 名を捕獲し、内 2 名を殺害し、民兵組織のヘリコプターを 1 機撃ち落とした。当時の NGO や新聞のレポートによれば、エル・サラドでの殺戮と近くのスクレ県のラス・オベアスでの 2 月 15 日から 16 日までに行われた民兵組織による殺戮を合わせると、およそ 3,000 名の住民がその土地から追放されている。年末までに、民兵組織の容疑者が 16 名逮捕され、この殺戮に関する民兵組織の責任についての検事総長の調査は終結した。

アンティオキア県のウラバ地方ではサン・ホセ・デ・アパルタドの「平和共同体」のメンバーと、同様に NGO のメンバーは、11 名が殺害された 2 月と 7 月に起きた 2 件の民兵組織による殺戮に軍の第 17 大隊が関与したと非難した。選択的に 5 名が殺され、そして 3 名が怪我を負った。そしてユニフォームに第 17 大隊の記章を付け、殺戮が始まる数時間前に町の周辺には陸軍の隊員が観察されたとの報告があった。7 月 8 日には、およそ 20 名の民兵組織の攻撃陣がサン・ホセ・デ・アパルタドの一部のラ・ユニオンの 6 名の農民を殺害した。また攻撃陣は市民に 20 日以内に町を退去するよう命令した。NGO はこの両方の攻撃に第 17 大隊が加担しており、7 月 8 日の攻撃の直前に軍のメンバーがラ・ユニオンの付近で目撃されたと主張した。そして殺戮の最中に軍のヘリコプターがラ・ユニオンの上空を旋回していたとの主張もあった。しかしこれらの主張に対しての確認は得られなかった。軍の調査で軍はこの訴えに反論を下した。検事総長は年末にこの両方の事件の調査を行った。その年（2000 年）では検察当局と「人権オンブズマン事務局」と国際 NGO の各々の代表の共同委員会が少なくとも現地を 2 回訪問した。人権 NGO とサン・ジョセ・デ・アパルタドの平和委員会は、2000 年に別個に起きた 11 名の追加の死亡の報告があり、その死亡者の半数は民兵組織が起因であるとした。また度重なる民兵組織による道路封鎖、脅迫、窃盗及び食料品の搬入の制限についても報告があった。

2 月には「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」はレポートを発行し、陸軍は民兵組織と親密な関係を保っていることを記載した。そしてそのレポートにおいて陸軍の第 3、4 と 13 大隊の将校による加担の事実を強調表示した。政府の調査官が入手した証拠によれば、カリに基地がある陸軍第 3 大隊は「カリマ・フロント」と呼ばれる民兵組織に武器や情報を供給しているとレポートした。またそのレポートによれば、陸軍の第 4 大隊と民兵組織との結びつきの明細と第 13 大隊と民兵組織との結合が発表された。そしてこれらの結合を調査した際に数多くの政府関係者から受けた脅迫に関してもその明細を記載した。

副大統領のグスタボ・ベルは、この「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」のレポートに応答

して、「政府としては今までに公共の治安部隊のメンバーと民兵組織グループとの残存している関係を否定したことはなく、今はこの関係を断ち切らせて、責任者を処罰する方向に向かっている」と申し立てた。ベルはまた民兵組織に対して「それを助け、そして支持しようとする意図的で組織的な意思」の存在は真実では無いと語った。ベルはまた、そのレポートの大部分の情報は検察当局から供給されたもので、政府が軍の犯罪を調査していることを実証しているとの認識を持った。

3月に検事当局は9名が死亡した1999年2月の殺戮の際に、バランカベメアからの民兵組織のメンバーの逃亡を防ぐための道路封鎖設置の命令に従わなかった第45大隊の1等軍曹オセ・マリア・シフエンテス・トーバーの陸軍から解任の命令を出した。1999年3月18日に、警察は、タクシー運転手の殺害に関与した民兵組織のリーダーのマリオ・ジェームス・メジャを逮捕した。この人物は、それから1999年2月に起きたバランカベメアの殺戮を先導した罪のためボゴタで告訴され、年末ではその件はまだ捜査中であった。その殺戮の容疑者であるペドロ・マテオ・ウルタド・モレノと他の民兵組織の3名は年末現在まだ逃亡中である。その年（2000年）は、バランカベメジャ地方で政治的動機がある殺人やそれに関連する社会的動揺が続いた。

3月に検察当局の人権部門は、陸軍大尉ルイス・フェルナンド・カンパサノ・バスケスの抑留と現在逃亡中のカルロス・カスターノを含む15名の民間人の逮捕を命じた。それはノルテ・デ・サンタンデル県ベタを基地としている300名構成の民兵組織と協力しているその地域の部隊との提携を疑われたからである。その民兵組織は、5月29日から9月1日の間に、ラ・ガバラとチブの町周辺で15件の殺戮を行っていた。殺害された145名以上の者は、攻撃者の説明では、ゲリラまたはゲリラの援助者であった。近くに駐屯していた陸軍の第40対ゲリラ大隊（チブで駐屯）と第5機械化グループ（ククタで駐屯）及び警察はこの件には介入しなかった。

7月に法務長官は、1999年8月にラ・ガバラで起きた民兵組織による27名の殺戮を未然に防ぐことができなかったとの理由で、退役陸軍准将アルベルト・ブラボー・シルバ、大佐ロック・サンチェスと他の3名の陸軍士官に対する捜査を発表した。この他の3名の陸軍士官の内2名は、そのまま公共の治安部隊に籍を置いている。大佐サンチェスはその殺戮が行われた時には現地の警察の指揮官であり、2000年末には公判中であった。そして10月には検事当局も大佐サンチェスを告訴した。5月3日には、検察当局は、1999年の5月29日と8月21日に起きたラ・ガバラの殺戮を首謀したとして民兵組織のAUCの頭であるカルロス・カスターノを公式に告発した。

3月に検事総長が8名の治安部隊のメンバーに対して公式の告発状を発行した。これは1999

年 8 月にチブで起きた民兵組織の殺戮に共謀したとの告発であり、その 8 名の中にチブ陸軍基地の司令官マウリチオ・リオレンテ・シャベスも含まれていた。更に 5 月に 5 名の警察官が告訴され、そして逮捕された。6 月 20 日に検察当局は国家警察の 6 名のメンバーであるアルツロ・ベランディア、ルイス・トロサ、ミグエル・エムナンデス、アルフォンソ・オリチス・ガスタボ・ロボとオセ・オールドネスを逮捕した。

1999 年 4 月にパストラナ大統領が、自ら准将フェルナンド・ミジャン・ペレスとリト・アレオ・デル・リオの両名を、民兵組織との結びつきがあるとして職務から公式に退任させた。そのとき政府は、その退任を軍務の勤めを継続するには“もはや必要がない”との理由のみを発表した。軍事司法では准将ミジャンの調査に関して年内には新たな進展がなかったと発表した。これは 1997 年にサンタンデル県のレブリアで同地の民兵組織を武装させたとの申し立てに関する調査である。この民兵組織は少なくとも 11 件の殺害に責任があると信じられている。1998 年 10 月に「最高司法協議会」が准将ミジャンの主張されている行動は同准将の職務上の行動であるとの裁定を下し、検査当局の調査を事実上打ち切りとし、その事件を軍事司法へ引き渡した。准将ミジャンはその訴えを否認した。1999 年 6 月に検事当局は准将ミジャンに対する懲罰的な調査を再開し、年末ではまだその調査が継続されていた。

年末に元第 13 大隊の司令官であった大将デル・リオに対して、検察当局の人権部門が予備調査を開始した。その理由は同大将が 1987 年にメデジンで、また 1996 年にウラバで、不法な民兵組織を創設したと言われているからである。同大将は検事当局からも予備調査を受けている。

7 月 27 日に検事当局は、人権オンブズマンの再三に渡る要請があったにもかかわらず、1998 年 5 月に民兵組織により 19 名が殺害されたメタ県のプエルト・アルビラの住民の保護をすることができなかったことで、4 名の大将を含む 5 名の将校に対して公式に告訴を行った。この告訴された 5 名は陸軍第 4 大隊の元司令官の退役した大将オーガスティン・アルデラ・ウリベ、大将アイメ・ウンベルト・コルテス・パラダ（陸軍の調査大将）、第 7 大隊の元司令官の退役した准将アイメ・ウンベルト・ウスカテギ、第 2 大隊の司令官の大将フレディ・パチジャ・デ・レオン（元第 7 大隊の長）、「オアンキン・パリー」大隊の司令官の大佐ガスタボ・サンチェス・グティレスである。これらの関係者は容疑をいずれも否認した。年末時点で検事当局の調査はまだ継続していた。6 月に軍事法廷の一審ではこの件の調査を終結するように推奨された。そしてこの中止に関しては、年末に最高軍事裁判所ではその勧告を出そうと考慮していた。年末に検察当局の人権部門は 3 名の民兵組織のメンバーを拘束し、更に、カルロスとフィデル・カスタノの兄弟を含む 5 名分のすでに発行されていた逮捕令状を入手していた。

8月に空軍司令官エクタ・ファビオ・ベラスコは、1997年7月にメタ県マピリパンで起きたAUC民兵組織による数十名の殺戮に関連して、准将アイメ・ウスカテグイと中佐エルマン・オロスコの勾留の更新と裁判の第一審が行われるよう要請した。この審議に関して、陸軍司令官の大將オルジ・モラは個人的なコネによりこのウスカテグイの件から外され、代わりにベラスコが引き継いだ。年末時点で軍事法廷ではこの事件の継続を予定していた。准将ウスカテグイはこの件に関連していた文官裁判所の事件で逮捕されたのであるが、1999年8月に、CSJはこの事件は軍の裁判所で審理されるべきとの判断を下した。調査は継続されていたにもかかわらず、軍の調査では何も結果が出ないことから、准将は180日の経過後釈放された。1999年の始めに准将は1月に軍の職務から退任をする予定であったが、しかしそれは法務長官により阻止され、1999年11月に准将は軍務から免職された。理由は1997年10月にメタ県サン・ウアン・デ・アラマで起きた法務関係の護送の際の殺戮に関しての職務怠慢であった。年末では、准将ウスカテグイと中佐オロスコの軍事裁判はまだ継続されていた。

1999年8月にCSJはマピリパン事件の全ての被告の審議を文官の裁判所へ移行した。そして移行された事件の中には中佐リノ・エルマンド・サンチェス・プラダの事件が含まれており、同中佐のその殺戮の手助けは、軍の職務には関連が無いとの判定を下されたのである。2月29日に検察当局の人権部門が民間の司法の元で中佐サンチェスと他の5名の被告（2名の下士官と3名の職業パイロット）の調査は終了した。11月に検事総長は、別々な処理方法で中佐サンチェス、2名の陸軍曹長と8名の民兵組織のメンバー（2名の民間パイロットを含み）を各々起訴した。年末では全ての事件は裁判にかけられた。中佐と他の5名の被告に加えて2名の推定民兵組織のグループのメンバー（その時には逮捕されていた）は、12月に告発された。

1997年7月に起きたマリンパン殺戮事件に関与した疑いで5名の将校、3名の下士官と5名の民間職員を、1999年にそもそもその告訴を行った検事当局は、5月には中佐リノ・サンチェス・プラダに対する告発を取り下げ、同中佐に対する調査も打ち切った。残りの他の事件の調査は、2000年の中途でもまだ継続されている。

10名を殺害した民兵組織と1993年から1994年の間に協力をしたとされる退役の元陸軍大佐オセ・アンシサル・インカピー・ベタンクルトの件は年末には文民の裁判所で未決のまま持ち越された。

7月に殺害された議員のマヌエル・セペダ・バルガスの子息のイバン・セペダは殺害の脅しを受けて、国外逃亡を強制された。1994年に起きた父の死亡に関しての正義を追い求める

行動に反応した脅しと推定された。議会での証言をする前に、法務長官は、その議員の死亡の原因は、何名かの陸軍上級将校と民兵組織との共同作戦の結果ではないかと語った。1999年に検事当局は当時陸軍第20大隊のメンバーであった、曹長ウスト・ギル・スニガ・ラブラドルと1等軍曹エルマンド・メディナ・カマチョを「愛国組合（UP）」のリーダーであった議員セペダの殺害に関して激しく譴責した。陸軍はその両名を職務から放免し、そして1999年12月にはセペダ議員の殺害に関与した役割に対して禁固43年の刑を言い渡した。

民兵組織グループによる数多くの司法管轄外の殺人は、主として支配をするため、ゲリラ勢力と競合する地域で起きており、また強力な政府治安部隊の存在が希薄な地域で生じている。民兵組織による殺戮の頻度は飛躍的に継続して増加している。2000年に開催された幾つかの大きな民兵組織のキャンペーンに関連して、協調された殺戮がウラバ、ノウテ・デ・サントデル県とバランカベルメアで起こった。2000年中頃、人権オンブズマンの発表では、民兵組織に責任がある93件の殺戮で512名の犠牲者が生じた。1999年には、人権オンブズマンのオフィスでは、民兵組織に対する苦情が1,467件受理された。人権オンブズマンのオフィスで報告された235件の殺戮による推定1,073名の死亡の52%は2000年の最初の6か月間に生じたと国防省が発表した。「コロンビア法学者委員会」の調査では、1999年10月から翌年3月までの期間に民兵組織グループにより657名の殺人と187名の社会浄化の殺人が行われた。これら民兵組織の活動には殺人のほかに誘拐、脅迫と強制的な失踪があり、それは戦闘に関係していない人々を含んでいる（第1部のbとgを参照）。民兵組織グループは、ゲリラに加担したり、ゲリラと対決したりしないと判断した人々を攻撃の目標とし、それは学校の先生（第2部a参照）、人権擁護の活動家（第4部参照）、労働組合指導者（第6部参照）、地域社会活動家、全国及び地方政治家（これはパストラーナ大統領も含む）、農民であった。また民兵組織は先住民族のグループも殺害した（第5部参照）。

AUC傘下の民兵組織のグループは、全国にまたがって何百人もの選択殺人を行ったと疑われている。特にチョコ県、サントデル県、カウカ県とアンティオキア県に集中していた。これらの地域ではFARCまたはELN、あるいは両者が強力であり、コカの栽培を含む地域や資源の確保には民兵組織が互いに競い合っていた。民兵組織のグループは、引き続き政治指導者や平和活動家の殺害を行い、それは平和地域のリーダーのフレディ・ガジェゴ、元アクアチカ市長で平和活動家のルイス・フェマンド・リンコンと元ククタ市長（及び殺害された時は現在の市長候補）のポーセリーン・カマルガであった。また2000年では各地に渡りCTIのメンバーが殺害された。これらの殺害は民兵組織とゲリラが行ったと疑われている。

スクレ県ラ・オベハとボリーバル県エル・サラドで行われた民兵組織の殺戮は、ゲリラか

らモンテ・デ・マリア地域の支配権を奪い取る一貫の活動の一部である。2月15日から16日に掛けておよそ150名のACCUのメンバーがラス・オベハの近郊の5か所に攻撃を加えた。そしてゲリラまたはゲリラの協力者と見なされた少なくとも20名を殺害し、何十もの家屋を焼き払い、そして大勢の人々を強制追放した。

4月6日、およそ50名の民兵組織の攻撃者がノルテ・デ・サタンデル県、カタツンボ地方、チブにてゲリラまたはゲリラの協力者と見なされた21名を殺害し、これは1999年に同地域で行った15件の一連の殺戮の続きであった。

5月11日、自らを「カリマ前線」と称している民兵組織のグループが、カウカ県、ブエナベンチュラの郊外のサバレタス村で12名の民間人を殺害したとその責任を表明した。この同じグループは、その同じ地域でゲリラと疑われた他の14名を殺害したことも発表した。「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」の発表によれば、この「カリマ前線」を創設して援助をしたのは、陸軍の第3大隊であるとのことで、この「カリマ前線」は1999年7月から2000年7月の間に少なくとも200名の殺害と10,000名以上の強制退去に責任があると信じられている。

8月にAUC民兵組織の活動部門が、メデジンにその基地を置く殺し屋のギャング組織の「ラ・テラサ」のリーダーとメンバー6名を殺害したと発表した。AUCは殺しを行うためにこのギャング組織を雇用していたと知られている。

11月22日の夜に行われた一連の攻撃で、民兵組織の部隊はマグダレーナ県、ラ・シエナガ・デ・サンタ・マリア地方のニューバ・ベネチアにて15名の漁民を殺害し、また後でその遺体が発見された22名を誘拐した。人権オンプズマンのエドワルド・シフエンテは12月14日に決議案を発表し、その中で45名が殺害され、そして25名が行方不明になったこと、そしてこれらの行方不明者を援助する政府の活動が遅いことを批判し、同地域の民兵組織の基地に関する即刻の調査の報告を求めた。検察当局では、年末に37名の確定している殺害の調査を行っている。

民兵組織の殺戮のその他の例として、1月に起きたエスタドス・ユニドスでの7名の殺害、11月の国の西側のグラナダで起きた15名の殺害と11月のバランカベメアで起きた7名の殺害がある。

当局の活動に関してであるが、過去に起きた殺害や殺戮の調査は遅々として進まず、多くの場合、継続中の調査には進展が無かった。2000年の進展としては、1991年にアラウカ県で起きた「エル・コラル・コンビビ（自警グループ）」のメンバーとして殺人と恐喝の容

疑者 5 名に対して逮捕令状が発行されたことである。民兵組織グループのメンバーでは調査を受けたり、告発された者としては、誘拐や窃盗に関与していたルイス・アルヌルフォ・ツベルキアが含まれていた。そして逮捕された者の中には民兵組織リーダーのラモン・イササのおいと息子のホセ・ルイス・エルマンデスとルーベン・イササが含まれ、カルダス県プエルト・ボヤカ地域での AUC の副司令官のダリオ・サパタ・エルナンデスも逮捕された。

5 月 3 日には検察当局は正式に AUC 民兵組織リーダーのカルロス・カスターノを 1999 年 8 月にボゴタで起きた著名なジャーナリスト兼政治家兼平和と人権活動家のハイメ・ガルソン・フォレロの殺害の容疑で告発した。1 月 13 日に CTI のメンバーはメデジンにて「ラ・テラサ」のギャングのメンバーのフアン・パブロ・オルチス・アグデロを逮捕し、その容疑はガルソンを攻撃した際の狙撃者であったことである。年末にはオルチスはボゴタで拘留されていた。12 月には「ラ・テラサ」の犯罪組織を代表していると称する一団が現れ、彼等はハイメ・ガルソンと人権活動家のエルサ・アルバラド、マリオ・カルデロン、ヘサス・マリア・バジェとエドワルド・ウマナ・メンドーサの殺害のためにカスターノから雇用されたと公表した。政府の安全保障が得られるならば、それと交換に自首してカスターノの関与の証拠を提出するとの提案を出した。しかし年末まで当局からの公式な返答はなかった。

1999 年 12 月にスペイン政府はコロンビア政府の要請によりすでに 1999 年 6 月にマドリッドで非関連事件で逮捕していた民兵組織のメンバーのルビン・デ・ヘサス・モラレス・オロスコを送還した。モラレスは 1998 年 4 月に相当全国でも著名であり、最も論争を呼ぶ人権弁護士エドアルド・ウマナ・メンドーサを殺害した。この件でモラレスを含む 5 名が勾留され、年末では文民の裁判所で公判中である。

6 月 14 日にはメデジンにて 1998 年 2 月に殺害された人権擁護の活動家ヘサス・マリア・バジェの殺人の容疑者 10 名の裁判が行われた。殺されたバジェは「アンティオキア人権防衛常任委員会」の会長であった。この犯罪に直接関与したとしてオルゲ・エリエセル・ロドリゲス・グスマン、アルバロ・ゴエス・メサ、ギルマ・パトリシア・ガビリヤ・パラシオス、エルキン・ダリオ・グラナダ・ロペス、アレキサンダー・バジェホ・エチェベリとカルロス・アルベルト・ベドヤ・マルランダの殺人の容疑者が告発された。1999 年 8 月に検察当局はこの犯罪を計画したとして AUC 民兵組織リーダーのカルロス・カスターノとフアン・カルロス・ゴンサレ・ハラミジョの逮捕令状を請求した。1998 年 9 月にこの殺しの事件でカスターノが告訴された。新聞報道によれば、この件に携わった警察の捜査官はこの直後に殺され、検事は国外に逃れ、そして 1999 年 9 月に警察の捜査官のもう 1 名も殺害された。

11月22日にボゴタの裁判所の判事が民兵組織のフアン・カルロス・ゴンサレス・ハラミジョ（通称名「エル・コロラド」）とワルター・ホセ・アルバレス・リベラに有罪判決を下した。罪状は1997年5月に2名のCINEPの職員マリオ・カルデリンとエルサ・アルバラド及びアルバラドの父親カルロス・アルバラドを殺害したことである。ハラミジョは60年の禁固刑、アルバレス・リベラは45年の刑が宣告された。この判事はサッカー界の大物のガスタボ・アドルフォ・ウベギー・ロペスがこの殺人には無関係であると判断したが、ウベギーと民兵組織を結びつけるCINEPの公判中に提出された証拠の再調査を命じた。ウベギーは、年末には別件でメデジンにて勾留を受けていた。その判事は更にこの事件に関係している別の2名を通信機器の不法な使用で有罪に宣告し、またこの事件で殺人を組織したとして告発された別な2名の容疑を晴らした。この事件に関係した民兵組織リーダーのカルロス・カスターノに対して逮捕状が発令されたことは非常に顕著な出来事である。

告発を受けた民兵組織のメンバーのイバン・ウルジノラ・グラハレスはバジェ県で起こった1989年から1990年の「トルヒジョ1」の殺戮との関連で依然勾留されている。そして1994年に起こった「トリヒジョ2」の殺戮にも告発されている。検事側はトルヒジョ1の事件に関与した民兵組織のメンバーのもう1名の逮捕状を発令したことも際立っている。5月に裁判所は民兵組織のメンバーのノルベルト・モラレス・レデスマをトルヒジョ2の殺戮に関与したとしてその判決を支持した。トルヒジョ2に関して1999年に勾留された民兵組織のメンバーのレイネル・ゴメス・コレアは公判が始まる前に12月に刑務所の中で殺害された。またトルヒジョ1とトルヒジョ2の両方の事件に関係している他の2名の民兵組織のメンバーは逃亡中である。トルヒジョ1の殺戮に関係したと思われる民兵組織のメンバーで1名は逮捕され、1名は手配中である。1994年に起きたトルヒジョ2の殺戮に関係している民兵組織の1名は有罪判決を受け、もう1名は勾留された。この両方の事件の調査は継続されている。

7月にクンディナマルカ県の最高裁判所ではホセ・テジェスと彼の妻ナンシー・ロサノの潔白が証明された。この2名は1989年に自由党の大統領候補のルイス・カルロス・ガランの殺害の関与の理由で告訴されていた。この犯罪を計画したとして告訴されたもう一人の容疑者のアルベルト・ウビス・アスバンは、1993年に収監された。この犯罪で唯一有罪判決が出された人物はホン・ハイロ・ベラスケス・バスケスであり、1997年に20年の刑期を言い渡された。

1999年9月に起きた学究的な平和活動家ヘサス・ベハラノの殺害に関しての容疑者は誰も見付けることが出来なかった。

1998 年 5 月に発生した元国防相フェルナド・ランダスアベル・レイエスの殺害の調査について得られた情報は皆無であった。

年末には、民兵組織のグループで推定 507 名のメンバーが刑務所に収容されていると信じられているが、一方有名な民兵組織のリーダーは、法の手が届かない場所に生息していた。政府発表の数字では、1997 年から 2000 年の 10 月の間に 934 名の民兵組織のグループのメンバーが逮捕され、そして 150 名が殺害された。国防省発表では、この年は、治安部隊は 89 名の民兵組織のグループのメンバーを殺害し、315 名を逮捕した。1999 年の陸軍発表では、その年は民兵組織グループのメンバー 26 名を殺害し、102 名を逮捕した。

民兵組織の部隊は先住民族のグループのメンバーを殺害している（第 5 部参照）。また労働組合のメンバーも殺害している（第 6 部 a 参照）。

FARC、ELN と人民解放軍（EPL）のゲリラは継続的に殺害を行い、民兵組織と同様な方法で、多くの場合、非戦闘員を標的としている。「コロンビア法学者委員会」の発表では、1999 年 10 月から 3 月までの期間に起きた 236 名の政治的殺害はゲリラがその責を負っている。国防省の発表では、この年に起きた 880 名の民間人の死亡はゲリラによる殺戮である。人権オンブズマンの発表では、この年の最初の 6 か月間に起きた殺戮は、89 名が FARC、31 名が ELN の責任である。地方選出された役人、官公庁の候補者、学校の教師、市民団体のリーダー、企業主及び農民でゲリラの政治的や軍事活動に反対を表明する者が一般の標的となった。「コロンビア自治体連合」の発表では、この年は 17 名の市長が殺害され、その基本的な容疑者はゲリラである（第 3 部参照）。これは例であるが、11 月にプトウマヨ県のオリト市の市長カルロス・フリオ・ロササスは未確認の狙撃者により殺害された。そしてそれに追加された事件としては、10 月の市長選挙の選挙運動中に 19 名の市長候補者が殺害された。また警察官と軍人は選択的殺害と戦闘での殺害のゲリラの標的となった（第 1 部 g 参照）。ゲリラのグループは宗教指導者（第 2 部 c 参照）、先住民族のグループのメンバー（第 5 部参照）と労働組合のリーダー（第 6 部 a 参照）も殺害した。ゲリラに支配されている地域社会では、犯罪者或いは他の好ましくない者の社会浄化殺害が発生した。ノルテ・デ・サントアンデル県、アンティオキア県と南部の諸県での非武装地帯周辺で行われるゲリラのキャンペーンによって、しばしば重大な民間人の死傷事件や大量な強制退去が生じた（第 1 部 g 参照）。

軍の統計によれば、FARC と ERLN のゲリラによって、この年に殺害された子供の数はおよそ 200 名である（第 1 部 g と第 5 部参照）。

検察当局の人権部門の 11 月の発表では、92 名の非番陸軍軍人の監禁、行方不明及び死亡に

ついでに調査が継続して実施されていることが明らかになった。クンディナマルカ県のベガにおいて2月27日に退役の元陸軍大将クリスピナノ・クインオネ（元第13大隊の司令官）が未確認の狙撃手により殺害され、その殺害を命じたのは第22FARC前線部隊司令官のジオバニーではないかと警察当局は疑っていた。新聞の報道では、警察との対決によって、ジオバニーと他の2名のFARCのメンバーがその後間もなく殺害された。

3月25日と26日にFARCがアンティオキア県ビジャ・デル・フェルテの町とチョコ県ベジャビストの町を占拠した時に少なくとも21名の警察官と8名の民間人（ビジャ・デル・フェルテの町長と2名の子供を含む）を殺害した。FARCはその上少なくとも7名の警察官を捕らえた。そしてFARCは戦闘以外で多くの警察官を殺す前に彼等を拷問に掛けた。4月に当局はFARCのメンバーのルイス・フェルナンド・サパタ・イネストロサの逮捕令状を発令した。

5月にボリーバル県の南部とアンティオキア県にELNが企画した非武装地帯の設立に反対した6名の男性がその反対の行動としてその地域の道路封鎖に協力したことで、その6名はマグダレナ・メディオ地帯で殺害された。この殺害に関してELNが疑われた。

5月7日、FARCのゲリラは、爆発装置を使用して、ウイラ県キガンテにおいて、公共のバスを攻撃した。運転手は操作を誤って木に衝突した。FARCのメンバーはバスの乗客を撃ちそしてバスを炎上させた。バスが点火された時にはまだ中には4名の乗客が乗っていたが、その4名は死亡したと推定される。

6月にFARCはアンティオキア県ヌティバラにおいて少なくとも11名の民間人を殺戮し、そして他の15名に怪我を負わせた。陸軍第14大隊はこの事件と他のFARCの攻撃に対処して14名のゲリラを殺害した。

7月10日、ウイラ県にて大将サウロ・キル・ラミレスが2名の未確認の狙撃手によって殺害された。新聞ではこの殺しはゲリラの責任と推測した。

7月1日、カリ所在のエル・バージェ警察署にて幾つかの爆発装置が爆発した際に1名が死亡し、およそ40名が負傷した。当局はこの爆発は破壊分子によるものと判定した。また同じ日にELNのゲリラはカリの南西にある警察のサイモン・ボリバー・カラビネール学院も攻撃した。

7月14日、FARCはトリマ県ロンセスバーレの町に侵入し、そして13名の警察官を殺害した（第1部g参照）。

8月に起きたFARCの攻撃により20名以上の民間人と軍人がその結果死亡した。

8月にFARCゲリラは、民兵組織との結びつきを糾弾した後で事務局長のリオ・ビアンコ・ミルシアデス・ルイス・ガラビトを殺害した。

新聞の報道によれば、更に8月にELNゲリラ部隊は、子供が1名と先生が1名を含むサルディニタの住民8名を拷問してから殺害した。

10月初旬、FARCは僻村のオルテガを攻撃し、2名の女性と2名の子供を含む8名の住民を殺害した。ゲリラはまた住居を20棟、学校を1つと教会を1つとをそれぞれ焼き払った。

10月18日、ゲリラはチョコ県のバガドとダベイバの町を襲い、警察官1名を殺害し、そして17名が行方不明となった。バガドの町の大部分は破壊された。

11月23日、カウカ県サントデル・デ・キリチャオでは12名の住民が推定ゲリラによって殺害された。報道によれば、被害者のうちの何名かは民兵組織のグループとの結びつきがあった。2名の女性は負傷した。そして11月23日、FARCゲリラはアンテョキア県で民兵組織と協力していると推定される農民9名を殺害した。

報道による、非武装地帯の中とその周辺でのFARCのメンバーによる殺人についての調査は継続されている。12月29日に、カケタ県（FARCの非武装地帯のそば）で「議会平和委員会」会長のチエゴ・ターベイ・コーテ、彼の母親で女性議員のイネス・コーテと他の5名が殺害された。この殺害によって平和活動の将来について疑問が投げかけられた。そして検事総長、陸軍及び警察はこの殺害の責任はFARCにあると主張した。1999年5月に起こったカケタ県プエルト・リコ、ベラダ・ペリアス・アルタスでの殺害に関する検事総長による調査には報告すべき進展はなかった。新聞報道によれば、FARCは非武装地帯でおよそ20名の居住者を殺害している。

ゲリラによる市民の殺害は爆弾や火砲を使用し、そして小さな町に対してはガス弾による攻撃を継続した。そのために市民は無差別に殺害された（第1部g参照）。

5月1日、FARCのスポークスマンであるラウル・レイエスの言によれば、FARCの「革命的裁判所」によってFARCの東部圏の司令官ゲルマン・ブリセノ・スアレズ（通称名「グランノーブル」）の身の潔白が証明されたと発表された。その事件は、1999年3月にアラウカ県サラベナにおいて当時誘拐されていた米国市民で先住民族の活動家のテレンセ・フレイタ

ス、ラエエナス・ゲイとイングリッド・ワシナワトックの殺害に関与しているとされていた。そして検察当局はブリセノの令状を請求しており、年末においてブルセノと他の FARC のメンバーのこの事件への関与を陸軍側で立証しようとしたが成功しなかった。レイエスはこの殺人事件の容疑を受けている他の FARC のメンバーの調査は継続されると言明した。9 月になって検察当局は、この犯罪に関する情報を得る目的で、当時ボゴタで収監されていた FARC のメンバーのネルソン・バルガス・ルーダスを追求した。1999 年 12 月に起きた犯罪の件で告訴されていたウワ部族のメンバーのガスタボ・ボコタ・アクアブランカは年末では依然として逃亡中であった。その事件の調査は年末現在では継続されていた。

12 月、メデジンの法廷にて、ELN「カルロス・アリリオ・ブイトラゴ」前線の司令官のウィルソン・ウセビオ・ガルシア・ラミレスが本人不在のまま裁判に掛けられた。それは 1998 年 9 月にアンティオキア県メソポタミアにて起こった CTI のメンバーのエディルブランド・ロア・ロペスとオン・モラレス・パティノの殺害の事件である。その 2 名は近くの村のソンソンにて 1998 年に起きた 9 名の殺戮事件の調査を行っていた。

年末時点で、当局は、1998 年 9 月にプトウマヨ県で起こったアルシデス・ヒメンエス神父の殺人に関係している FARC 第 32 前線のメンバー 2 名の身柄を未だ拘束していなかった。この 2 名はアルレイ・リアル及び FARC の南部圏のリーダーのミルトン・デ・ヘサス・トナル・レドンド（通称「ホアキン・ゴメス」又は「ウスルアガ」）である。

国防省の発表では、その年に、治安部隊は、970 名のゲリラを殺害し、1,556 名のゲリラを拘束した。検察当局の発表では、年末において、ゲリラ 353 名の未決の調査、ゲリラ 53 名の留置とゲリラのリーダー 252 名の逮捕令状が発令されている。

年末、「アメリカ大陸人権委員会 (IACHR)」の手がけている調査ではコロンビアに関する件数はおよそ 80 件であった。その内容は主に生存権の侵害であった。年末には、1996 年に起こった 19 名の商人の殺害に民兵組織と軍部が介入した事件に関して、アメリカ大陸人権裁判所へ提訴するかどうかについて IACHR が決断を下すことが期待されていた。

IACHR は、政府に対して起こされた「愛国組合」の 1996 年の訴えの穏やかな解決を図る努力を継続していた。それは政府のとっている「行動か除外か」の政策は「愛国組合」と「共産党」に対する「政治的大虐殺」であるとの「愛国組合」の解釈による。その両者の和解に至る過程の一部として、政府は 6 月以来国務省を通じて残存している「愛国組合」と「共産党」のメンバーの保護を提供した。それらの努力にも関わらずその年に少なくとも 2 名の「愛国組合」のメンバーが殺害された。

攻撃や殺害を伴う社会浄化の事件は継続的に起こり、その対象は例えば麻薬中毒者、売春婦、服装倒錯者、同性愛者、こじきとストリート・チルドレンの様な社会的に望まれない人々である。「コロンビア法学者委員会」では、1999 年 10 月から翌年 3 月までの期間に起こった社会浄化の殺人の起因を治安部隊に求めることはしなかった。その期間に生じた 118 名の社会浄化の殺人は民兵組織に起因し、2 名の同様な殺人はゲリラのせいにされた。

b. 失踪

1991 年に改正された憲法と法制度では「強制失踪」の禁止を明確にした。しかしそれは問題として残された。5 月 30 日に、議会では強制失踪、大量虐殺、拷問と強制退去を犯罪として法典化し、それらの事件の文官の裁判所での審理を容認した。7 月 6 日には、パストラナ大統領がその法案に署名し、即時に発効された。これに対して人権活動家の意見では、この四つの犯罪は重大な人権侵害であり、1997 年の憲法裁判所の下した裁定に基づいて、被告が軍人の場合、その事件の審理は軍事法廷よりむしろ文官法廷で行われるべきとの草稿が今回の発令された最終法典に含まれていないことを指摘した。しかし新法典の支持者の意見では、8 月 12 日に発効となった改正軍事刑法では、その条項が含まれていることを指摘した。1997 年以来公式に当局へ報告された強制失踪は 3,000 件を超えていた。その中で解決されたのはごく僅かであった。多くの犠牲者は武装グループ又は政府機関との多様な対立が原因で失踪している。そして強制失踪となった犠牲者の大多数に関してその姿は再び見られることが出来なかった。

公共部門の人事を監視する立場の検事当局は、2000 年に殺戮や強制失踪に関連して 78 件の訴えを受理した。その訴えのおよそ 75%は陸軍に関連（特にプトウマヨ県、アンティオキア県とボリーバル県の南部）、残りの 25%は警察や DAS のメンバーであった。陸軍の活動が原因で失踪したと伝えられる 3 名に関する報告は確認されていない。

文民の裁判所で審理が行われている警察官の警視マニエル・デ・ヘサス・ロサダ・ブラサス（GAULA として知られている政府のエリート対誘拐特捜班の元司令官）についての結果の報告は年末現在皆無である。1997 年 3 月に逮捕されて以来、当局は同氏を停職処分にし、給与を半分に減給した。この特捜班と不法な民兵組織との協力関係の調査に関する結果の報告は無い。

5 月には、検事総長は、1989 年に起きた元 EPL のメンバーのアムパロ・トルデシヨ・トルヒヨの誘拐の責任者として元第 20 大隊の司令官で退役の大佐ゴンサロ・キル・ロハスを告発した。更に検事総長は、元第 20 大隊のメンバーであった退役の大尉マリオ・ラウル・ロドリゲス・レイノソと 3 名の下士官を不在のまま告発した。年末では、彼等は未だ手配

中である。

法律により誘拐は禁止されている。しかし依然として深刻な問題として残されている。6月に発効された改正刑法では単純誘拐の最も軽い刑期の6年を8年に延長し、最も重い刑期は20年である。これは「自由国家基金」が確認した数字であるが、その年(2000年)の警察発表では、合計3,706名の誘拐があり、比較として1999年の誘拐の合計は3,201名であった。民兵組織グループが280名誘拐し、犯罪者が371名誘拐し、そして加えて944名が身元不明の人物又はグループにより誘拐された。年末では、推定164名の未成年者が監禁されていた。2000年にGAULAのメンバーや他の治安部隊に救出されたのは507名であった(内少なくとも子供が48名)。救出された被害者の285名はELNが拘束し、82名がFARCに、44名がEPL(人身解放軍)に、そして残る96名は民兵組織又は普通の犯罪者によって拘束されていた。GAULAの発表では、2000年に捕らわれている時に死亡したのは173名で、1999年の死亡数と比較して33%の増加であった。いかなる誘拐事件においても、逮捕や起訴はまれであった。

「コロンビア法学者委員会」の発表では、1999年10月から翌年3月の間に生じた145名の強制失踪は民兵組織がその原因とされた。民兵組織により誘拐された人は、その後死亡の状態で発見される場合が多かった。

3月9日に、セサル県ミングイジョで、ホン・ハイロ・エスキベル・クワドラドに率いられた民兵組織グループは、CTIのメンバーを7名誘拐した。7月にエスキベルは逮捕され、年末では審理中の公式な告訴によりその身柄は引き続き拘束された。誘拐された調査員の生存に関しては何の情報もなかった。

5月には民兵組織はジャーナリストのヒネス・ベドoyaを誘拐し、そして強姦した(第2部a参照)。

6月19日には、カルロス・カスターノが率いるAUC民兵組織のグループは、FARCと平和交渉を行っていた政府側交渉人ファビオ・バレンシア・コッシオの兄弟のアンティオキア県の代理人レオン・バレンシア・コッシオを一旦誘拐したが、6月23日に釈放した。

10月にAUC民兵組織のグループは、元上院議員議長ミギエル・ピネダと「議会平和委員会」のメンバーのスレマ・ハチンを含む国会議員を8名誘拐し、AUCも政府との平和交渉に参加させるようとの要求を出した。政府側はAUCとの交渉の開始を拒否したが、国務大臣のウンベルト・デ・ラ・カジェは人質の釈放に関してカスターノと交渉を行った。

「誘拐」は FARC と ELN の両者にとっては、引き続き明白で、優れた手段であり且つ主な資金源であった。4 月に FARC は「法律第 002 条」を発表し、百万ドル以上の資産家は FARC へ自発的に納付金の支払いに応ずるか、あるいは監禁のリスクを負うかだとした。「パイ・リブレ」によると、議員、牧畜業者、子供と実業家がゲリラの好む被害者である。FARC はしばしば普通の犯罪者が誘拐した被害者を買い取り、そしてその被害者の家族と身代金の交渉をした。

3 月 22 日に FARC は 9 歳のクララ・オリバ・パントハを誘拐し、12 月 19 日に至ってはじめて釈放した。4 月 7 日には、FARC は 3 歳のアンドレ・フェリップ・ナバスを誘拐し、年末に至ってはじめて釈放した。この両方の子供は、報道によれば、FARC の非武装地帯の中で拘束されていた。何名かの釈放された被害者の言では、FARC は非武装地帯の中に 200 名以上の人を拘束しているとのことである。

3 月、ELN がアンティオキア県グアタペで 25 名の電力会社の職員を誘拐した。この誘拐事件は国の民間電力施設に対する ELN のキャンペーンの一部であった。

9 月 17 日、ELN はカリ所在のレストランの客を 50 名以上誘拐した。そして数日後に約 12 名を釈放した。複数の交渉相手の交渉と軍の圧力によって残りの生存者は 11 月に至り釈放された。しかし誘拐者が陸軍との遭遇を避けるために強制した長期の行進ののち、拘束されている 3 名が病気で死亡した。この被害者の救出作戦を統括した陸軍の司令官の反対にもかかわらず、政府側は残りの被害者の釈放と交換に、誘拐者を自由にした。第 3 大隊の司令官の准将ハイメ・カナル・アルバンはこの政府の決断に意見の相違を表明して辞任をした。

11 月 28 日に身元不明の襲撃者によって平和交渉の強力な支持者の一員である「全国産業連合会」会長の 18 歳の娘フリアナ・ビジャガスが誘拐された。ゲリラが疑われた。

ゲリラは引き続き政治指導者の誘拐を実行した。10 月に FARC は、チョコ県北部の知事候補者、上院議員ファン・メサとアンティオキア県の下院議員アルバロ・ベラスケスを誘拐した。「コロンビア自治体連合」の報告では、2000 年に少なくとも合計 20 名の各地の市長が誘拐され、その犯行はほとんどがゲリラであった。そして報告はされていないが、もっと多数の短期間の誘拐があったと推定される。その様な状況に対応して何名かの地方の市長は主要都市に逃れ、そこから電話やファックスを使用して行政の指揮を執った。ゲリラはまたジャーナリストも誘拐した（第 2 部 a 参照）。

FARC と ELN 及び他のゲリラ・グループは一年を通して定期的に外国人の市民を誘拐した。

そして数週間から数か月の拘束ののち、解放される者もいた。例えば、7月に「国境なき医師団」の代表が末端のゲリラのグループに誘拐され、年末に至るもその後の音沙汰がなかった。8月にELNは数名の外国人を含む26名の大学教授と学生を誘拐し、そのグループの釈放までに数日間を要した。

4月8日にDASは1999年5月にカリのラ・マリア・カトリック教会から174名の信者の誘拐を指揮したとして捜索されていたELNのリーダーのオビディオ・アントニオ・パッラ・コルテスを捕らえた。陸軍の第3大隊もラ・マリア教会の人質捕獲に関係したとして男性を7名逮捕した。

年末では、1999年4月にELNによりハイジャックされた航空機の乗客41名が釈放された。1名は必要とする医薬品が不足した理由で1999年に拘束中に死亡した。

1993年1月にFARCゲリラが3名の米国人の宣教師を誘拐した嫌疑で、政府による捜索の努力及びFARCに対する政府から継続して掛けられた圧力があつたにも関わらず、これら宣教師の行方や状況は依然として不明である。

c. 拷問や他の残酷な非人間的あるいは品位を下げる待遇又は懲罰

憲法及び刑法では明確に拷問を禁止、同様に残酷な、非人間的なあるいは品位を下げる待遇又は懲罰も禁止している。しかし、警察と軍部による抑留者に対する拷問や虐待は依然として継続された。5月30日に国会では拷問を犯罪として成文化した（第1部b参照）。そして改正軍法では拷問の事件で被告人の立場に立つ軍人と警察官の審理は、軍部の裁判所よりむしろ文民の裁判所で裁かれるべきと指導されている。検事当局では、2000年は、拷問の件では治安部隊の誰に対しても制裁処置を取らなかった。というのは検事当局の立場では先ず行政上の制裁処置しか取れないことと、あるいは有罪と認定した被告についてはその事件を検察当局へ回付しなければならないからである。これまでの各年に反して、1998年には拷問に関する訴えを119件も受けたにも関わらず、2000年は国家公務員から1件も訴えは受けなかった。「コロンビア法学者委員会」の報告では、1999年10月から翌年3月までに受けた訴えは1件のみであった。2000年の最初の9か月間に治安部隊により79名の人々が傷を負ったとCINEPが報告した。また2000年では、軍事最高裁判所は損傷を与えたとの理由で52名の軍関係者を有罪とした。

「コロンビア法学者委員会」の報告によると、1999年10月から翌年3月迄の間に民兵組織の部隊に殺害されたと推測されている136名の遺体には拷問の痕が残っていた。またゲリラに起因する同様な事件が14件あり、そして身元不明の非武装のグループによる同様な事

件が 1 件報告されたが、治安部隊による事件は皆無であった。同委員会では拷問に耐えて生き残った被害者の 1 件は治安部隊、4 件は民兵組織が原因と報告した。3 月の国防省の発表では、53 名の軍人が人体に損傷を与えたとして最高軍事法廷で有罪とされた。

3 月 10 日に、ボゴタ裁判所の判事が、抑留者のオルゲ・アミルカ・ムルシア、フアン・アントニオ・ロドリゲス・オチャと 3 番目の氏名不詳の被害者を殴打したとされる警察官 4 名の逮捕状を発令した。警官は抑留者を橋まで連れ出し、そして橋から飛び降りよう強制した。ロドリゲスが生き残り、その犯罪を当局へ報告した。一方ムルシアの死体は見付からなかった。

「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」によれば、6 月 18 日に、レベース・ピサロ大隊の部隊が 6 名の大人と 2 名の子供を乗せた自動車に発砲し、乗客の全員が負傷した。

12 月に検察当局の人権部門は、1995 年 12 月に 12 名の海兵隊員を窒息と電気ショックで拷問したかどで、大佐ホセ・アンシサールモラノ・パディジャ（当時の第 2 海兵隊陸戦大隊の司令官）、大尉アルバロ・エルナンド・モレノ、大尉ラファエル・ガルシア、中尉カルロス・エドアルドと 4 名の下士官を告発した。被害者は紛失の 2 丁の突撃銃の行方の調査のために拷問を受けたのである。大佐モラノと告発を受けた部下とは拘束され、そして民間の裁判所で裁きを受ける予定である。12 月に検事当局がこの事件の調査を完了し、大佐モレノに対して 3 か月間の職務の停止を命じた。その命令により同様に大尉モレノ、中尉ハラミジョと 7 名の下士官及び 1 名の上等兵が職務の停止を受けた。

1999 年 5 月に軍の対ゲリラ作戦の過程で逮捕された 4 名のベネズエラ人が、第 3 陸軍特別大隊によって拷問と他の残酷な、非人間的及び品格を下げる懲罰を受けたとして訴え、そしてベネズエラ大使館に保護され、最終的に母国ベネズエラへ帰国した。ベネズエラ政府は、この 4 名が逮捕された時に一緒にあった他の 5 名の所在に関する調査を依頼した。この 5 名の内 2 名の死体が川で発見されたが、残る 3 名については軍の作戦に続いて失踪したと伝えられた。

民兵組織のグループは、反対者を怖がらせるため及び資金を調達するための両方の目的で脅迫の度合を増加させた。戦争税の支払いを要求する書簡や、もし支払に応じない場合には被害者を軍事目標とするとの脅迫は、その典型的な手段であった。1999 年の CINEP の報告では、脅迫を受けた者のほとんど半数は公立学校の教師であり、全ての脅迫を受けた者のおよそ半数はアンティオキア県の居住者であった。

ゲリラのグループはまた人々を拷問にかけ、そして虐待した。拘束され、そしてその後ゲ

リラに殺害された多くの人々の人体には、拷問と醜い傷跡が残されていた。例えば、FARC に逮捕された一人の兵士は頭の左側が全部無くなるまで頭に数回なたを振り下ろされた。そしてその兵士がまだ生きている間に性器を切断し、顔に酸をかけた。軍の報告では、もう一人の兵士とその兄弟はバスに乗車していた時に FARC に捕まり、そしてその後で拷問を受け、首を切り落とされ、そしてその両方の首は箱に詰められて、その父親へ送られた。「コロンビア法学者委員会」の報告では、1999 年 10 月から翌年 3 月迄の期間にゲリラによる拷問は 17 件あった。

ゲリラも反対者を怖がらせるためと、資金を調達するために、定期的に脅迫の手段を用いた。そして民兵組織のグループと同様にその人々を戦闘の標的にするという脅しとともに戦争税の支払いを要求する書簡を送付した。ゲリラ側もまた市長候補者を殺害し、誘拐しそして脅迫した（第 3 部参照）。

新聞の報道によれば、7 月にはサントandel 県のバランカベルメハの下町で 3 つの会社が爆発装置により損傷を受けた。当局の発表では、ELN が当地の企業主に強制的な集会に出席するよう要求し、爆破は出席をしなかった会社に対する懲罰であるとのことであった。4 月には FARC が「法律第 002 条」を発表し、その内容は資産が百万ドルを越えている人は自発的に FARC へ支払いをするか、あるいは監禁されるリスクを負うかとのことであった。8 月には FARC はメデジンの 13 社ほどの企業を爆破し、それは FARC が負担を課した「戦争税」の未払いに対する報復処置であった。

刑務所における状況は、外部からの明確な支援が無い囚人にとっては厳しいものであった。超過密の収容人数と危険な衛生と健康環境が重大な問題であった。1997 年 12 月に刑務所を訪問した IACHR の代表団は、ボゴタのラ・ピコタ刑務所の生活環境は「受刑者に対して残酷で、非人間的で、そして品格を落としている取扱い」との宣告を下した。そしてその問題はそのまま残っている。INPEC から派遣されている刑務所護衛官は直接法務省へ報告を提出する。現在合計約 7,000 名の刑務所護衛官がおり、護衛官や刑務所の職員は高い頻度で未熟でありまた墮落している。「規律の危機」と呼ばれた状況に依って、INPEC の懲戒部門は、159 名の刑務所護衛官を解任し、そして職務を遂行する際に起きている不正行為について 651 名の INPEC 職員を調査している、と 9 月に報告した。1999 年 22 名の刑務所護衛官の殺害に関して、直接殺害をしたか又は殺害の命令を下したかについて囚人の関与が疑われている。

「政治犯団結委員会」によれば、大部分の囚人の食事は外部の個人からの供給で賄われているとのことである。1999 年の INPEC の報告では、囚人一人当たりの一日の食費は 1 ドル 44 セント（2,700 ペソ）である。INPEC によれば年末現在、全国の刑務所と拘置所では合計

およそ 50,702 人が収容されており、定員の 31,000 人をはるかに超えていることである。セサル県のバジェツパールの追加された新刑務所と、他の施設の改造により過去 3 年間に 3,000 人の収容面積を追加できたが、その同じ期間に増加したおよそ 10,000 人によって埋め合わせが出来なくなったとのことであった。国防省によれば、全国の囚人の 20%は 10 ヶ所の最も過密な刑務所に収容されており、その平均の収容率は 200%であるとのことであった。最大規模の刑務所の幾つかは超過密状態が深刻であった。一番大きなメデジンのペラビスタ刑務所は 1,800 人収容の規模で建築されたが、年末での収容は 6,575 人であった。ボゴタのラ・モデルロ刑務所は、169%の収容率である。そしてカリ郊外のパルミラ刑務所は計画の収容人数よりも 192%以上である。

2 月に法務省は次期 3 年間の間に現存の刑務所の改造と 11 か所の新しい刑務所の建設で、囚人の収容を 18,000 人増加させるとの案を発表した。7 月に国会では発表された現存の刑務所の改造の費用の出費を可決した。国際基準に達している囚人の収容施設は合計で 8,000 人分だけであった。全国の刑務所の 17.8%は建築後 40 年から 80 年であり、3.5%は 80 年から 201 年古く、そして 2.4%は 201 年以上古かった。

11 月に刑務所を訪れたおよそ 12,000 名の女性と子供が、ボゴタのラ・モデルロ刑務所を含む合計 7 つの刑務所で、刑務所施設の状況に対しての抗議行動として、72 時間刑務所内で立てこもった。政府側は 12 月に囚人の代表も含む交差関係の委員会である「全国刑務所労働円卓会議」を招集することを提案し、囚人代表と人権 NGO 団体との交渉で抗議者の平和的な退去を保証した。

囚人の全体の推定 42%は公判前の抑留者である。残りの 58%はおよそ判決に対して上告している者と上告の可能性を使い果たした者で刑期を務めている者に大体分けることができる。公判前の抑留者と罪状のある囚人とを分けた施設は無い。国防省によれば、4,145 人(囚人の 8%)は公判前の抑留者で警察署に収監されている。そして 1999 年 8 月の憲法裁判所の裁定では、過密の警察署の監房から抑留者を刑務所への移転を義務付けさせたにも関わらず、首都ボゴタの合計 21 か所の警察署では刑務所への移転を待っている抑留者が 1,657 人収容されている。

地元や地域の軍部と拘置所の司令官は必ずしも義務的な拘留の記録を整備したり、届出制度に従うことが無いので、その結果各々の抑留者に対する正確な記帳の可能性はほとんどなかった。

女性に対しては刑務所の設備は別である。そして幾つかの地方では、女性専用の刑務所が存続している。女性の刑務所の状況は男性の刑務所と類似しているが、暴力性はかなり下

回っている。刑法によれば、18 歳未満の人を刑務所に収容することは禁止されている。未成年者は「コロンビア家族福祉協会(ICBF)」で運営されている別の施設に収容される。

改正刑法では刑務所からの逃亡者の刑期は 3 年から 6 年である。刑務所からの逃亡は引き続き問題となっている。刑務所では 6 回の主な騒動があった。2 月 3 日に、ボゴタのラ・ピコタ刑務所では所内で民兵組織のグループとゲリラとの対立があり、その結果囚人が 6 人殺害され、2 人が負傷をした。

4 月には、ボゴタのラ・モデル刑務所の中で民兵組織のグループとゲリラが 12 時間に渡る戦いを演じた。そして 2 か月間の休戦協定は破られ、戦いには多種類の火器や他の種類の武器が使用された。そして 32 人の囚人が殺害され、35 人が負傷した。この騒動に呼応して 1,200 名の国家警察がラ・モデル刑務所に入り、そして支配権を奪い返した。そして発見された禁制品では携帯電話、拳銃、散弾銃、突撃銃、手りゅう弾、爆薬、攻撃用に訓練された犬、非合法ドラッグとアルコールがあった。警察は FARC の司令官の監房にはサウナとジムとを発見した。また実動している売春宿も発見された。当局では 20 人の囚人に対して、殺人と強姦を含む多種の告発を行った。7 月にアンティオキア県のメデジン所在のペラビスタ刑務所から、民兵組織のグループのメンバーと言われているオルケ・オスピナ・トルジョが逃亡した。当局によれば、このオスピナはボゴタのラ・モデル刑務所で起きた 4 月の殺戮に関与していた囚人の一人であるとのことであった。

ゲリラはゲリラの囚人を収容している刑務所に対して数度の攻撃を始め、数回の逃亡の手助けをした。例えば、4 月 2 日から 3 日の間の攻撃の際に、ELN はノルテ・デ・サンタンデル県のククタ所在の刑務所を、自動車爆弾を始めに使用した攻撃を行った。およそ 50 人の ELN と FARC のゲリラを含む約 75 人の囚人が逃亡した。その戦いでは 4 人の囚人が殺害され、4 人が負傷した。

刑務所において、主要な麻薬密売業者や主なゲリラのリーダーは、監房に快適な設備を備えた。例えば、送受信ラジオ、携帯電話とコンピュータなどのアクセスができ、刑務所の中から不法な活動を継続することを可能にした。7 月に当局は、トリマ県のイバゲの地域とピカレナ刑務所を繋ぐ最新式の通信施設を解体した。2 つの刑務所では 46 人の囚人が携帯電話を使用して金をゆすり取ったり、あるいは、身代金の交渉をしていた。この様な形の活動を停止させるため、7 月 27 日に大統領は声明を出し、強制的に電話会社が全ての顧客に対して使用者の識別サービスを行うことを決議すると発表した。

「国際赤十字委員会(ICRC)」は引き続きほとんどの刑務所、警察と軍部の収容センターとの通常の連絡手段を維持した。

ICRC は引き続き民兵組織やゲリラに収監されている民間人に対して特定な場合の連絡手段を有していた。ただし、ゲリラのグループに収監されている警察や軍部のメンバーとのアクセスは許可されなかった。

d. 独断的な逮捕、監禁又は追放

憲法では不法な監禁を禁止する条項が幾つか備わっているが、しかし、当局により市民を独断的に逮捕したり、監禁したりする事例が継続されている。

法律では外部との連絡を断たれた監禁は禁止されている。誰でも保安処分を受けた場合には、その監禁の適法性を確定するために 36 時間以内に検察官の面前に連行することを要する。検察官はその請願に関してその提出の 36 時間以内に手続きをしなければならない。これらの法的保護があるにもかかわらず依然として独断的な監禁の事例は継続されている。

特定の場合には条件付きの公判前の釈放は許可される。その例としては、軽犯罪事件又は公判前の監禁が不当に長期の場合である。しかし、殺人やテロ行為のような重大な犯罪に対しては適用されない。

ゲリラ側、特に FARC は、政府と国会に対して恒久的な捕虜交換法の承認を強要した。正規の捕虜交換の提案はゲリラ側の最優先課題であり、FARC の平和交渉の際の交渉の重要点として明白に特色付けされている。国会も政府もそのような法案を企てることは無かった。そして、2000 年はその提案に対して最低限の大衆の支持があったに過ぎない。9 月 27 日に法務長官が、武力紛争の際の捕虜交換を許容する内容の現存の法律の実施を提案した。10 月に、261 名の警察と軍部の人質が、塙で囲まれた屋外に捕らわれている写真が発表されると、捕虜交換に関しての公の論議が復活した。「国連人権高等弁務官 (UNHCHR)」はこの人質の福祉について深刻な懸念を示し、そして ICRC の人質へのアクセスを許可するよう FARC に呼び掛けた。その年末には 527 名の兵士と警察官が FARC と ELN に収容されていると推定された。そして人質への ICRC のアクセスは許可されなかった。

憲法では追放は禁止されており、国家としての強制追放は実践されていない。しかし、個人の安全のため自らの意志による亡命（自己追放）の圧力を受ける人々の事例が後を絶たなかった。その様な事例はあらゆる階層の人々に見られ、政治家、人権活動家、スラム街の住民、会社重役、農民やその他で構成されている。脅迫はあらゆる分野からもたらされた。それは治安部隊、民兵組織のグループ、ゲリラのグループ、麻薬密売者、他の犯罪者又は複数の組み合わせの個々のメンバーに由来した。

e. 公正な公開裁判の否定

1991 年改正の憲法に基づく文民の司法制度は、理論的にも実践においても、行政部門及び立法部門から独立している。しかし、告発された側又は関係者による判事、証人や検事に対する買収又は脅迫は一般的である。人権オンブズマン事務所の報告では、1999 年に法的な手続きの権利を否定されたとの苦情が 773 件寄せられ、この数字は最新のものである。同事務所は 1998 年には 1,353 件の苦情を受理している。

司法制度は、憲法裁判所、最高裁判所、国策会議、最高司法協議会と下級の裁判所から構成されている。検察当局は独立の訴追機関であり、法廷へ犯罪事件を提訴する。改正軍事刑法の第 234 条には最高裁判所は（最高軍事裁判所では無い）、陸軍大将、海軍大将、陸軍少将、海軍中将、陸軍准将、海軍少将及び最高軍事裁判所の判事と検事による犯罪行為に関連する裁判の第一審を行う。1999 年 8 月 12 日までに、すでに審理過程にある事件は、旧軍事刑法に従って継続される。しかし、犯罪が生じた時に関係なく 1999 年 8 月 12 日以降に告訴された全ての事件は改正軍事刑法に従う。第 234 条ではまた最高軍事裁判所による判決の再審理の第二審は最高裁判所に属すると規定されており、この条項によって全員が文民の判事により構成されている最高裁判所の、軍事の司法に対する優越を事実上断言している。国策会議は民事事件の上訴裁判所である。憲法裁判所は、憲法に関する事件に判決を下し、基本的人権の保護の令状に関しての判決の再審査を行い、そして司法手続きの中断の申請に関する全ての判決の再審査を行う。司法権又は憲法の解釈についてそれを最終決定する一つの最高の司法権限が欠けているために憲法裁判所、最高裁判所、国策会議、最高司法協議会の間の司法上の衝突はよく起こった。

司法の運営を見守る立場の CSJ は、治安部隊のメンバーが関与している個々の事件について、文民又は軍事裁判所のどちらの裁判所で審理されるかを決定する責任がある。8 月 17 日にパストラーナ大統領は軍部と警察に対して公式の指示を出し、今回の改正軍事刑法では、「殺人、拷問と強制失踪の犯罪は軍事犯罪司法権から除外されていること」及び「人間性に違反する事件は軍事裁判所の司法権は及ばない」と述べた。またその公式の指示には職務に直接関係しない深刻な人権侵害やその他の犯罪は文民の裁判所でその審理を行うべきという 1997 年に下された憲法裁判所の判定は「法律の条文並みに格上げ」されるべきであると述べた。

4 月 6 日に、憲法裁判所は特殊な司法判定を結果として生み出した 1999 年の法律の大部分を違憲とした。1999 年 7 月 1 日に匿名の（無名の）地方裁判制度に取って替わった。憲法裁判所の判断では被告は告訴人の身元を知る権利があり、そして例外的に危険な立場に置

かれた告訴人と証人が裁判を匿名で通すこと許可した法律は憲法に違反していると判定した。憲法裁判所では特殊な司法判定を出す判事や検事が自己の身が危険と思われた時にその裁判を他の同僚へ引き渡すことを禁止した。そして法律に規定された犯罪を犯したかどで拘束を受けている者は、通常の文民の裁判で実行されている通り、(刑務所に代わって)その者の自宅での拘束を申し出ることが可能であり、また仕事に行くための特別な許可を依頼することもできるとの裁定を下した。憲法裁判所では特殊の司法判定の上告受け付けの裁判所を恒久的に閉鎖した。そして残っている第一審の特殊の司法判定の裁判所は引き続き誘拐、ハイジャック、民兵組織、麻薬密売、マネー・ロンダリングと人権侵害を含む特別な犯罪の審理に責任を持つよう裁定を下した。一つの事件の調査とそのまとめの期間を、文民の司法検事の場合は 6 か月間以内との条件に対して、特殊の司法判定に携わる検事は事件の調査とまとめに 12 か月の期間を許されている。

国防省の一部として、軍部の司法はその司法部門というより、むしろその管理部門で取り扱われている。また軍部の司令官は軍部司法裁判所の裁判長を兼務している。軍部裁判所の働きはその透明さと信頼性を欠いており、人権侵害の犯罪者を公正に裁くための制度能力に対する一般的な信頼の欠如に貢献している。8 月 12 日に改定軍事刑法が旧軍事刑法にとって代わったが、その改定軍事刑法は 1991 年改訂の憲法を遡っており、幾つかの現代における犯罪を検討していなかった。(パスタラーナ大統領は 1999 年 8 月に法律として立案し署名をした。) 憲法裁判所ではその法制化は必要がないとの裁定を下し、国防省に対して改定軍事刑法を実践するよう指示した。改定刑法の条文には次の内容が含まれている。それは司令官がもはや部下の裁判を行うことが出来ないこと、独立した軍部の司法部隊が創設されること、兵士が人権侵害を犯す不法な命令に対してその実行を拒否した場合のその兵士の法的の保護である。改定刑法では拷問、殺人と強制失踪の行為は決して「職務による行為」とは認められず、しかも軍事裁判で犯罪を裁くための憲法的な基準であり、そしてこの犯罪はいかなる場合でも文民の裁判所で裁かれる(第 1 部 a. と第 1 部 b. 参照)。そして改定軍事刑法では、軍人に対する軍事裁判に対して、文民の司法の代表がその裁判に参加する権利も規定されている。

この新しい軍部の司法システムは軍事上告裁判所の判事、軍事下級裁判所、調査判事、検事、専門調査官の判事、師団級の判事と大体級の判事から構成されている。准将ハイロ・ピネダが軍事懲罰司法システムの執行理事会の長官として指名され、文民である国防大臣に直接の報告を行う。

新聞の報道によれば、8 月 16 日に軍事懲罰裁判所は改定軍事刑法に従って最初の 3 名の判事を指名したとのことである。軍部全体として新任の判事が指名され、軍部及び警察の各部隊に 1 名ずつ判事を指名配置した。8 月 17 日から軍事裁判の手続きの分析とその実践を

開始した。

1997 年の憲法裁判所の判定では、軍事司法システムに対し、職務に直接関連しない深刻な人権侵害及びその他の疑わしい犯罪の調査と告発は文民の裁判所へ譲渡するように指示をした。事件が軍事又は文民裁判所で審理されるかどうかは 1991 年の憲法裁判所の判定がその基準である。CSJ は上層の軍人に関連した事件のほとんどは軍事裁判所へその審理を指定した。というのは上層の軍人の場合、人権侵害の事件はごくまれであるからである。1991 年の憲法では将官クラスの軍人はその審理は最高裁判所で行われると規定されているが、しかし、実際にはその条項は無視された。その条項に関して幾つもの法的解釈が下されたが、それを明確に解決した裁判の判定は存在しない。しかし、多くの法的解釈によればその条項は陸軍大将や海軍大将だけに適用されると考えられる。最高裁判所は、軍事裁判は一般原則とは例外であるとの判定を下し、そして不確定の場合には、その裁判は文民裁判所へ委ねられるべきであると判定をした。CSJ は、どの疑わしい事件を軍事裁判所で審理すべきかを判断する際に、ときには職務の定義に関してかなり広い解釈を下す場合があり、従って上層部の軍の被告は、特に最も上層部の場合は軍部裁判所で裁かれた。2000 年に CSJ は、2 つの主要な事件を文民の裁判所へ割り当てた。それは少佐クラヒオの件とニディア・パウティスタの件である（第 1 部 a 参照）。国防省の発表した CSJ の数字は裁判権の管轄権の争いの変化を示している。1992 年には軍事裁判所へ割り当てられた合計の件数は全体の 50% が、2000 年には約 15% となった。1992 年に文民の裁判所に割り当てられた件数は 40% で、2000 年には 60% へ上昇した。

12 月に国防省の発表した数字によると、1997 年の憲法裁判所の判決により、軍事司法は文民司法へ 1,136 件の事件を移行した。ただしこの移行された事件に関して人権侵害又は国際人道主義法の侵害に関連した件数や軍事司法で残されている件数もその情報は皆無であった。しかし、国防省の発行した 3 月のレポートによれば、軍部から移行された件数の 41% は殺人、拷問、不法な監禁や身体の負傷のような深刻な犯罪であった。警察と軍部から移行された合計 1,307 件の内 496 件は 2000 年に、79 件が 1999 年に、266 件が 1998 年に、295 件が 1997 年に、そして 171 件は不明な年度に移行された。国防省の年末のレポートによれば、2000 年に行われた軍事裁判では「人権や基本権」の侵害で有罪となった者は 122 名であった。そして平均の実刑判決は、殺人に対しては 58 か月、人体の負傷は 15 か月であった。

2000 年に軍事司法は人権侵害又は犯罪行為で告訴された軍人の士官を文民の裁判所へ移行することに関してその熱意を示したが、しかしその移行された士官は一般に低い階級の者であった。7 月に下された CSJ の決定では、憲法裁判所の 1997 年の裁定の、ある特定の人権侵害は職務による行為とは見なさないこと、従って、そのような事件は文民の裁判所で

審理がされなければならないという裁定のために CSJ 自身が縛られてしまっていると示唆した。1 月から 11 月までに 80 件が移行された。

1998 年 10 月に、准将フェルナンド・ミジャン・ペレスによる民兵組織のグループの創設の疑いに関して、CSJ は、それは職務上の行為と判断して審理のためにその件を軍事法廷へ委ねた（第 1 部 a 参照）。その判断に到達する過程で CSJ は、1991 年の職務に関する憲法上のスタンダードを狭義に解釈した憲法裁判所の裁定には縛られないと判定を下した。この CSJ の判定によって、准将ミジャンがサンタデル県の民兵組織に武器や情報を提供したかどうかの検察当局の調査は効果的に終了した。

9 月 14 日にパストラナ大統領は軍部の改革と強化のために 12 の法令に署名をした。1 つの法令は、最高の位置の軍司令官の自由裁量の判断で、軍務に努めた年数に関係なく全ての軍人を対象にその軍務を解くことができるという内容である。最近までは、国防大臣が自由裁量で、軍務に 15 年間以上努めた軍人に限って軍務を解くことができた。他の法令では、3 段階の職権乱用とその段階毎の該当する罪名を表示した。即時解雇に該当する犯罪は合計 27 種類あり、それは、拷問、強制失踪、殺人、権限なしで保護されている情報の知識又は極秘文書へのアクセスをあらゆる手段を使用しての提供、その能力を持ちながら戦闘を開始し敵を追跡する行動を履行しないこと、および、敵前で退却すること又は利用可能な防御の要素を使用しないで持場を放棄することを含んでいる。部門の司令官のような上層階級の将校は懲戒処分を行う権限を有する。調査の対象者は 90 日間まで停職処分にされる。そして給料は半額とする。停職処分の者は事務の仕事をしてよい。別な法令では、他の当局へ犯罪を知らせる必要が生じたときには、軍部はその当局に対して全ての関係情報を提供しなければならない。又他の法令では、軍部又は文民の司法システムによって刑務所に収監された将校に対しては、僅かの例外を除いて、職務から引き離さなければならない。

10 月 16 日に、軍部は 89 名の将校を含めて 388 名の軍人を解雇した。新聞報道によれば、その中に中佐が 2 名と少佐が 15 名含まれていた。国防省では、その解雇に関する明細な理由の情報は一切発表しなかった。またその氏名の発表もなかった。そして人権侵害又は人権侵害で民兵組織のグループとの協力の理由で何名が解雇されたのか不明であった。

軍人の将校が人権侵害のかどで裁判を受け、有罪宣告を受け、そして判決を受ける際には、法の規定により、通常は刑務所で服役せずに、その基地の中や憲兵隊の収監センターで監禁された。軍部の囚人は収監中も軍務を努めるが（給料は減額される）、指揮の責任からは排除される。他の事件では、8 月に起きたプエブロ・リコの殺害の事件のように、軍部のメンバーは調査が中断されることもある（第 1 部 g）。ある者は収監中事務の職務に就く場合も

ある。軍部の収監地帯からの逃亡について、司令官の大將タピアスの言では、その基本的な原因は適切な軍の収監設備の不足にあるとの説明であった。例えば、3月14日に、カサナレ県の民兵組織のリーダーのウンベルト・カイセド・グロッツが第14大隊の軍部の収容施設から逃亡した。当局はカイセドの逃亡を止めることが出来なかった5名の大隊のメンバーを収監した。

憲法では伝統的な地域社会法に基づいてインディアンの領地には特別な刑事と民事の司法制度を規定している（第5部参照）。

裁判官は長い間脅迫や威嚇の対象とされてきた。特に公共の治安部隊又は民兵組織、麻薬密売者とゲリラ組織のメンバーが関与する事件を取り扱う場合には顕著であった。判事や裁判官に対する凶暴な攻撃が継続され、判事や裁判官と被告側の弁護人は継続して脅迫や暴力行為の対象とされた。4月3日には、専門の裁判判事のマルガリタ・マリア・プルガリン・トルヒジョがメデジンで殺害された。彼女の殺害に関して有力な容疑者はAUCのメンバーであった。判事の報告によると、主要な事件での潜在的な証人は、証人の匿名の保護に関する政府の能力について信頼を持ってないので、証言をすることには同意をしないので、そのために完全な告発が出来ないとのことであった。6月には、国会では刑法と刑事訴訟法の改正を承認し、殺人（第1部b参照）のような幾つかの新しい犯罪を創設したが、一方では誘拐と恐喝を含む深刻な犯罪の刑期を短縮し、仮釈放までに必要な刑期も短縮した。この新しい刑法と刑事訴訟法は2001年から発令される予定である。被告の弁護人にとって匿名の証人を告発したり、反対尋問をすることはまだまだ困難であった。そして被告の弁護人には国の証拠についてのスムーズなアクセス手段がなかった。

検事当局は軍部と警察を含む公務員の不正行為を調査している。検事当局は、全国の1,085か所の地方自治体を対象とした多数の政府の人権調査員から構成されている全国ネットワークを用いることができる。その年（2000年）は、検事当局では、殺戮や強制失踪に関連する78件の訴えを受理した。これらの訴えのおよそ75%は陸軍に関連しており（特にアンティオキア県のプトマウヨとボリーバル県の南部の地方で）、そして残りの25%は結び付きのある警察官又はDASの職員である。検事当局の憲法で定められた機能は行政処分を相手に課することであり、刑事告発や刑事制裁を実行する権限は無いが、調査のために全ての事件を検察当局へ参照することができる。例年とは異なって、検事当局は、2000年に受理した人権侵害の全ての事件をその調査のために検察当局へ参照した。検事当局の発表では、それらの事件の大部分が検察当局で調査されているとのことである。

民兵組織との関連で告訴された億万長者のエメラルド業界の大物ビクター・カランサを1999年に免責し、そのために「買収行為」で有罪判決を下された裁判官が刑期の46か月の

半分より少ない期間で 8 月に釈放された。一方カランサは以前の殺人と誘拐の判決のため刑務所にそのまま勾留されている。

最高裁判所は、大統領によって選ばれた 3 名の候補者のリストから、大統領とは期間を異にする 4 年任期の検事総長を選定する。検事総長の職務は、刑事犯罪を調査し、裁判官と裁判所の前で被告人に対する証拠を提出することである。しかし検事総長のオフィスは、明白な司法機能を持ち続けており、そして他の文民の司法機関のように、ナポレオン法典から対審制度を組み入れた混合法典へ移行することに苦心していた。

刑事免責と対処するため 1995 年に検事総長は、地方裁判所システムの一部として特別な人権部門を創設した。その部門は特筆すべき目的を達成した。11 月現在でその部門の 30 名の匿名検事は殺戮、司法管轄外の殺人、誘拐とテロ行為に関連する 918 の事件を処理した。この検事は治安部隊、民兵組織、ゲリラと麻薬密売人のメンバーに対して逮捕令状を発令した。この部門では 2000 年に 192 名の容疑者を逮捕した。

2000 年に、検察当局に所属の人権部門は、殺人、拷問、誘拐と民兵組織の援助を含むあらゆる罪名で、少なくとも 11 名の士官を含む合計 286 名の治安部隊のメンバーを調査し、告発又は起訴を行った。それに対して検事当局と治安部隊は検察当局が命じた逮捕者に関する職務の解任、軍服着用権利の否定及び文民裁判所への移行には引き続き積極的に対処する意欲を見せた。しかし、実際には事件の刑事免責が引き続きますます広範囲に適用された。

憲法の条項では、明白に適正な法の手続きを受ける権利を規定している。裁判官は全ての裁判の結審をする。陪審員による裁判は行われない。被告は有罪の立証があるまで無罪の推定を受ける、そして弁護士による代弁の権利を有する。しかし先住民族と貧困者に対する弁護は歴史的に不適切であった。1999 年中頃、CSJ の管理部門の発表によれば、文民裁判所はおよそ 3,069,000 件の未処理事件で苦しんでいた（これには約 604,000 件の刑事事件を含む）。そしておよそ 338,000 件の未処理の逮捕令状があった。そして憲法裁判所の法的閲覧義務に供するためにおよそ 223,000 件の基本的権利に関する裁判所の文書による命令書が積まれていた。

通常裁判所で行われる裁判の被告人は、その出廷の権利及び弁護士と適時に協議する権利を有する。通常裁判所の被告とその弁護士は、原告側の証人に対して質問、反論及び対決する権利、自己のために証人を出廷させ、その事件に関連する政府側の証拠にアクセスする権利を有する。通常の文民司法、特別な司法と軍事司法を含む国の司法制度は、引き続きその様式が圧倒的にナポレオン法典的であり、全ては文書の形で処理される。公開裁判

は非常にめずらしく、しかも陪審員は皆無である。しかし時には証人に対する反対尋問が行われる。被告はその有罪判決を上級の裁判所へ上告する権利を有する。

刑事事件の場合、公的弁護人の斡旋に加えて人権オンブズマンの全国 34 か所の部門や地域事務所では、人権侵害に関する何千もの訴えや主張の法的手段を提供している。しかし、実施面では、オンブズマンの事業は資金不足であり、人員不足でもあり、そのために信頼出来る公共の擁護システムとしての進展を遅延させている。

FARC が管理している非武装地帯の中では、地元の FARC のリーダーは、効果的に司法当局に取って替わり、そして国家の法律の代わりとして FARC 運営の「法的システム」の設置を宣言した。その地帯の住民は常に正当な裁判を受ける権利を否定されてきた。FARC による脅迫を面前に受けて、文民司法の全ての機関はその地帯から逃走した。1999 年に検事総長のアルフォンソ・ゴメス・メンデスは「治安部隊の護衛がなければ」その地に戻らないと公に言明した。9 月、FARC は航空機をハイジャックした FARC ゲリラに避難所を提供し、そのゲリラの身柄を政府当局へ引き渡すことを拒否した。その地域における独断的な FARC の法律の継続に関して、それが原因で当局はその地に政府の司法権存続の必要性を主張した。

政府は、政治犯の囚人は一人もいないと宣言している。ICRC の報告では、テロ行為、反乱、又は反乱分子の援助と扇動の罪により監禁されている市民の数はおよそ 3,900 であり、その罪状は法律により処罰が可能であるとのことであった。

f. 独断的なプライバシー、家族、家庭と通信への干渉

法律によってこれらの権利は守られているが、しかし時には、当局による侵害があった。緊急追跡の場合以外は、当局が個人住宅へ入るには、検事が署名した司法の捜査令状が必要であると法律で規定している。国防省は、憲法と人権に適合するような合法的な捜査方法に関して、公共の治安部隊の訓練を継続している。脅迫、買収又は検事によって直接集められた証拠となる資料の不足により、戦闘中又は戦闘外で治安部隊により逮捕され、そして司法当局へ引き渡されたゲリラ容疑者は、定期的に釈放された。

郵便物の横取り又は固定電話や携帯電話の傍受を行うには、司法の命令又は関係検事の承諾が必要である。この保護規定は刑務所に収監中の囚人にも及んでいる。しかし、各種の国家機関では、時には、事前承諾を得ずに電話の傍受を行った。幾つかの人権グループから寄せられた未確認の報告によれば、彼らに対する治安部隊のメンバーにより張り込み、嫌がらせ又は脅迫があったとのことであった。

検事総長の配下の反腐敗部門が 1999 年 12 月から開始した予備調査によれば、「安全保障部門委員会 (DAS)」は、数年間にわたり首都ボゴタで不法な盗聴を行っていた。4 月には、8 名の DAS の幹部が勾留され、別の 1 名が手配された。十分な証拠を入手して、6 月 20 日に検事総長は正式な捜査を開始した。プライバシーの侵害に関して検事総長が国家の機関に対して告発を行うのはこの件が最初であった。年末では、この調査はまだ継続されていた。

ゲリラ側も盗聴を行い、誘拐する被害者選定のために道路閉鎖で出会った市民の銀行預金口座にアクセスを行った。

民兵組織のグループには、強制的に徴用された何名かの子供の兵士が見られる (第 1 部 g と第 5 部参照)。

ゲリラは兵士として使うため、定期的には子供や先住民族を強制的に徴用した (第 1 部 g と第 5 部参照)。

g. 過度の武力使用と人道の侵害

内部抗争に関する法律

内部武力抗争と麻薬密売が人権と国際人道法の侵害の中心的原因である。政府の治安部隊は、時には、国際人道法を侵害し、そして深刻な人権侵害を継続して行っていた。しかしこれら深刻な侵害はそのほとんどが民兵組織のグループやゲリラによって行われていた。

10 月に ICRC は負傷した戦闘員の避難活動を一時休止した。というのは、負傷していたゲリラを、アンティオキア県ウラバ地区アパラタドの付近にいた民兵組織が殺害し、また負傷していた民兵組織のグループのメンバーを、プツマヨの付近にいたゲリラが殺害し、この両方の事件では ICRC の車両に載せられていた負傷者が強制的に引きずり下ろされたのである。ICRC は 12 月に戦闘員の医療避難活動を再開した。

2 月 24 日に、政府は「中間情報委員会」の創立を発表した。この委員会には国防大臣、警察、検察当局、検事当局と DAS が委員として参加し、民兵組織のグループのメンバーを追跡したり、対戦したり、そして逮捕したりして国家の手腕を高めたことがその創立の目的であった。しかし、年末には、その委員会の活動に関して僅かながら具体的な証拠が見られた。

ICRC の報告では、軍部当局を含む政府は、ICRC に対して門戸開放政策をとり、そして標準

の軍事訓練に国際人道法についての赤十字のカリキュラムを進んで採用した。しかし、依然として刑事免責の問題があった。軍関係者によれば、現地の司令官は、深刻な人権侵害を起こした兵士に対して、法的な手続きを履行するよりも、転任させ、又は解雇する方法を好むとのことであった。5月30日に国会は強制追放を犯罪として立法化し、有罪判決を15年から40年の禁固刑とした。またこの立法では殺人も強制失踪も犯罪として法制化した（第1部b参照）。歴史的、国際的に認識された虐殺の定義から離れ、愛国組合の左翼系連合メンバーの数千名にも上った大量殺害に呼応して（第1部a参照）、法律は「政治的虐殺」を犯罪として成文化した。しかし、政治的虐殺はその対象が法的に制定されたグループにのみ限定された（即ち非ゲリラのグループ）。

8月15日、アンティオキア県プエブロ・リコ近くで行動をしていた30名の陸軍の部隊が学校児童のグループをゲリラの部隊と見誤り、発砲して6歳から10歳の児童6名を殺害し、他の6名を負傷させた。新聞のインタビューによれば、兵士達は、発砲した時に相手が児童であることを認識しなかったと伝えられた。9月28日、軍の司法委員会は、一時的に14名の兵士を分離し、職務に戻した。パトロールの指揮官曹長オルケ・エンリク・ミナ・ゴンサレスを含む残り16名に対しては年末まで調査が行われた。12月22日、法務長官は、曹長ミナと伍長アビリオ・ペナ・トバルと伍長アンシサール・ロペスを告発し、その3名は児童グループの一員の15歳の女子をゲリラと混同したこと、しかし故意に無差別な発砲をしたことを告発の理由とした。検事当局は、その事件に関与した他の27名の兵士の潔白を証明した。検査当局は、行われた行為は職務遂行中に起きた意図的でない傷害であると解釈し、その事件を軍事司法システムに委ね、年末ではそのままの状態であった。

人権と強制退去に関する「独立諮問委員会（CODHES）」によれば、2000年では住宅から強制退去させられた住民は317,340名に上った。一方政府関係では強制退去の人数は125,000名と推定した。（強制退去させられた人々の正確な数字を得るのは困難である。というのは人によっては強制退去が1回に留まらないこともあり、そして多くの人々は政府や他の機関に登録をしないからである）。CODHESによれば、1999年中におよそ288,000名の強制退去があった。1996年以来、百万人以上の人々の強制退去があったと推定される。その年にICRCは135,000名の強制退去の人々に緊急の援助を行った。人権団体、宗教団体及び救済団体の連合体では1985年以来、政治的暴力が理由で強制退去した人々は200万人と推定した。CODHESによれば、人によっては10年もの間強制退去の状態であり、基準となる強制退去期間を決定することはできないとのことである。数日後、数週間後、また数か月後に戻る人もおり、そして全然戻らない人もいる。そして元の家を避難した後に数回移動した人もおり、その追跡は困難である。政府では退去期間は2年間以内と考えている。CODHESの推定では多分強制退去の人の65%は恒久的に戻らないとしている。この問題の本質を見極めるために、政府は、「国連難民高等弁務官（UNHCR）」に協力を得て、強制退去のデータを集

め、そして合計の人数の概算を出すためにコンピュータのシステムを作り上げた。

強制退去させられた人々の大部分は農民であり、その移転先は都市地帯である。そして、その都市では、そのインフラの中に多数の人数を収容することが困難であった。CODHES によれば、1999 年では強制退去の人数のおよそ 53%は女性と子供であり、強制退去の家庭の 32%は女性が戸主であり、強制退去の人口の 70%は子供である。人権オンブズマンの発表では強制退去の子供の僅か 15%しか通学していないと言われている。多くの強制退去の人々はボゴタ、メデジンとカルタケナの郊外に定着するが、そこでは人口が過密で非衛生的であり、そして規模の小さい自治体ではサービスの不足で悲鳴を上げている。強制退去の子供達の栄養失調が問題である。多くの退去された人々は医療、雇用と教育とのアクセスを失っている（第 5 部参照）。CODHES によれば、退去家庭の僅か 34%しか医療機関へのアクセスがない。UNHCR によれば、強制退去の人々のおよそ 3 分の 1 は先住民族又は黒人であり、しかしこの 2 つのグループの国全体の人口比率は 11%に過ぎない。1999 年に国連人権高等弁務官の事務所では、強制退去させられた集団とそのリーダーに対して脅迫や攻撃が行われたとの報告を受けたと発表した。特にマグダレナ・メデオとウラバの地域では、強制退去の人々を援助している個人やグループに対しての脅迫は 1999 年には増加が見られたと報告された。

民兵組織のグループとゲリラは互いに係争中の領土の掌握のため、及び相手の活動の基盤を弱める目的で、その地域の住民の強制退去の手段を用いた。ある例では、民兵組織又はゲリラの攻撃を受けて、その町全体が放棄されたこともある。当局は時には、安全状態が復旧する前に市民に住居に戻るように奨励することもあった。

強制退去の人口のニーズに対する政府の対応は引き続き不十分である。政府は、法律と裁判所の決定によって求められているにも関わらず、強制退去の人々に対する人道的支援を十分に構成する組織的なプログラムも予算も計上していない。政府が強制退去の人々のためにウラバのパバランドとタルボで設置した 2 つのキャンプの状態は粗末で非衛生的である。医療設備も貧弱で、教育を受ける機会や雇用の機会も僅かである。しかし、ノルテ・デ・サタンデル県ククタのスタジアムに設置した強制退去の人々用の政府の一時的なシェルターの状況はかなり良かった。政府は「団結ネットワーク」、ICBF、厚生省及び他の国家機関を通じて援助を提供している。「団結ネットワーク」は、緊急な人道的援助を目的として設立されてはいなく、またその準備も整っておらず、本来は帰国する難民の援助を提供する目的の団体であった。1999 年 3 月には、ICRC が強制退去の人々が受けた人道的支援の 70%を提供したと政府が推定した。しかし民営の調査ではその推定数字はもっと多かった。ICRC の緊急援助を受ける強制退去の市民に対してはその支援期間は 90 日だけである。政府も支援期間を 90 日だけに制限したいのであるが、タルボとパバランドのキャンプとククタ

のスタジアムに滞在している強制退去の人々は、もっと長い期間の援助を受けている。2000年を通じて ICRC は 130,000 名の国内にいる強制退去の人々に緊急の援助を提供した。

数百名の強制退去の人々はパナマ、エクアドルとベネズエラへ逃れた。しかしそれらの土地では、ほとんどの人達は難民の資格を拒否され、不法な移民として扱われ、保護も援助も拒否されて、ほとんどはコロンビアへ戻った。UNHCR はその問題に対処するためにボゴタにオフィスを持っており、1999 年にはバランカベルメハに出張所を設置し、次の年には、ウラバのサン・ホセ・デ・アパルタドとプトウマヨのプエルト・アシスにそれぞれ現場事務所を開いた。

1 月 4 日に国内で強制退去された人々のグループが暴力的に ICRC のボゴタの事務所を占拠した。そして 3 名の現地人の ICRC の職員に怪我を負わせ、そして 37 名の ICRC 作業員を 13 時間に渡り拘束し、その後ほとんどの職員をその建物から解放した。2 月 22 日に、同様のグループが再度 ICRC のスタッフと検事当局の代表 1 名とジャーナリスト 2 名を 9 時間に渡り強制的に拘束した。そして、その同日に、同様のグループのメンバーが「団結ネットワーク」のボゴタの本部を占拠しようとしたが、警察によってそのメンバーは逮捕された。4 月に、ICRC は、1999 年 12 月以来約 60 名の強制退去の人々によって占拠されていたボゴタの事務所を放棄した。憲法裁判所の 12 月に下した判定では政府がそのグループを援助することであったが、そのグループは引き続き旧 ICRC の建物を占拠していた。

副大統領のオフィスの発表では、全国に 70,000 個以上の対人地雷が埋められており、その分布地域は計 23 県の 135 の地方自治体に位置している。そのうち約 20,000 個は軍部が自己の固定基地を防衛するために設置している。国際地雷反対運動によれば 1999 年には、63 名が地雷で命を落とした。国防省の発表では 2000 年の最初の 7 月までに 10 名の軍人が対人地雷によって死亡又は負傷をした。汎用の地雷除去プログラムは一切存在していない。しかし、1 月に陸軍はボリーバル県の南部で 20 個の地雷を無力化した。その地域では最近地雷によって 4 名の民間人が負傷した。8 月に軍部はクンディナマルカ県の 2 か所の地雷原の除去を行った。国防省の発表では、1998 年から 2000 年中頃までの間に軍部は 120 個の FARC の地雷と 39 個の ELC の地雷を除去した。

人権オンブズマンのオフィスでは、女性に対しての暴力の継続、特に戦闘地域においてはそれが著しいことが報告された。そして戦闘地域の女性の被害者は受けた苦痛を報告しないと決めているとの注釈がついていた。その理由の一部は、その問題について政府機関の及ぼす効果に信頼できないことである。人権オンブズマンは更に、アンティオキア県のウラバの政治的農民の組織の「女性リーダー」は迫害、脅迫、拷問と処刑の標的とされていると注釈した。人権オンブズマンの 1999-2000 年の報告によれば、女性に対する家族内の

暴力、性的暴力及び殺人は全国において依然として深刻な問題である（第5部参照）。FARCのメンバーの30%以上は女性である。

前年と比較して、2000年に、政府側で戦闘地域の公共の病院に軍隊を配置したという報告は発表されておらず、従って病院がゲリラ攻撃の標的となるリスクが増加している。3月の憲法裁判所の下した裁定では、ゲリラ攻撃があった際に、学生の生命を危険に晒さないため、国家の治安部隊は、学校の隣に施設（例えば警察署など）を設置することを禁止した。その後、国防省の発表では警察署を都市の中心部の外へ移転する提案が出されたが、年末ではこの提案はまだ実施されなかった。前年と比較して、国家がゲリラに対する医療手当を拒否したという報告は出されていない。

多くの存在している民兵組織のグループ各々の動機、構成、統率力やイデオロギーは多様である。1997年に設立された「コロンビア自警軍連合（AUC）」は、全国的な傘組織として、設立当初、全国規模の構成で、全国の地方と地域の民兵組織グループの互いに密着する政治的文化を展開する理想を掲げていた。この民兵組織の傘グループは推定では8,000名の構成員を抱え、7つの主要な組織に分かれている。その組織の最大のグループはACCUであり、その基地はコルドバ県とアンティオキア県のウラバ地域に置かれている。AUCも4,000名程度の自己のメンバーを抱えている。AUCとACCUの両方の頭はカルロス・カスターノである。不法な組織ではあるが、幾つかの民兵組織グループはゲリラの攻撃から身を守るという地方市民の正当な要求を反映していた。他のグループは、実際には麻薬密売人や大地主の個人雇用部隊である。民兵組織グループのメンバーの多くは元治安部隊のメンバーや元ゲリラのメンバーである。政府と治安部隊首脳部の公の発表にあるように、その存在が民兵組織の暴力に対抗するためであるにも関わらず、一部現地の軍部や警察の司令官は、民兵組織グループの活動を暗黙で容認したり、時々援助したり、扇動したりしている。これらの地域の機関の政治的経済的なエリートもまた民兵組織グループを支援している。大統領、他の政府高官、UNHCRと各方面のNGO団体は、2000年は、民兵組織グループへの大衆の支持が増加していることを認識している。AUCのリーダーであるカルロス・カスターノは、彼のグループは合法の企業と麻薬密売人の両方から資金を受けており、そして、そのグループは、自らが活動している地域での「支配的ビジネス」からも資金を得ていると公言している。

民兵組織グループは、ゲリラとの結びつきが想定される民間人を強制退去させ、そして罰を与えるために選択的殺害や組織的な殺戮の方法を用いた（第1部a参照）。民兵組織グループは、また、時と場所を関連させて起こす一連の殺戮で、特徴のある幾つかの攻撃キャンペーンを展開した。

3月の第5旅団の発表では、第13大隊と第56大隊の兵士がサントルデル県サン・ラファエル・デ・レブリハで25名のAUCメンバーの容疑者を捕獲した。その作戦で、部隊は相当量の軍需物資を押収した。同じ3月に、ノルテ・デ・サントルデル県のチブ駐屯の陸軍第46大隊の部隊が別な民兵組織グループの容疑者を3名捉え、1名を殺害した。その作戦では兵士1名が死亡した。2月には、国家警察とDASがアトランティコ県パッランキジャで北方海岸の民兵組織の首領アダン・ロハス・オスピーノを捕らえた。このロハスはAUC民兵組織のリーダーのカルロス・カスターノの主要な側近であり、1980年代に遡る数々の殺戮及び1994年の国会議員殺害との関連で追及されていた。2月24日に、DASはスクレ県とボリーバル県で活動している民兵組織前線の情報と資金部門のチーフのアルノルド・セグンド・メサ・デ・ラ・ローサを捕らえた。そして、加えて、コルドバ県モンテリアでACCU民兵組織のリーダーを捕らえたとDASが発表した。

民兵組織グループは時々地雷を使用した。そして時には未成年の兵士を強制的に部隊に編入した。民兵組織部隊は怪我人や医療関係者を尊重しなかった。例えば、11月に、民兵組織グループのメンバーが、ノルテ・デ・サントルデル県のチブからククタへ走行していた救急車に乗っていた患者を殺し、そしてチブの病院を「軍事目標」とであると宣言し、そのために何名かの医療スタッフが逃げ出したと報道された。10月末に民兵組織グループと推測されるメンバーによって同病院の理事が誘拐され、後刻死体で発見された。9月末に、ウラバ地域の民兵組織の部隊が赤十字の救急車に乗せられていたFARCの負傷しているメンバーを車から引きずり出し、そして発砲してその女性の患者を殺害した。10月初めに、FARCが負傷している民兵組織のメンバーを乗せていた赤十字の救急車を停車させ、そしてその負傷者を射殺した。それに応じてICRCは負傷している兵士への全ての支援を中断した。12月の後半にICRCは負傷した兵士の避難活動を再開した。

ゲリラ組織は、日常的に市民に対する虐待に繋がる戦略を継続して遂行していた。彼等の戦略には常に、殺害、誘拐、拷問、病院施設を含む民間の集団や施設の標的化及び10歳位も若い子供の強制徴用が含まれている。1999年8月のパストラーナ大統領の、全ての武装勢力に対する、国際人道法（戦闘の規則）を守るようにとの呼びかけに対して、FARCはその国際人道法には従わないし、縛られてはいないと反論した。

2つの主要なゲリラ組織のFARCとELN及び規模がずっと小さいEPLや他のグループを合わせると、およそ全国で100以上の半自治的なグループに分かれて11,000から17,000名の正規の兵士がそれら組織の命令下にある。これらのグループは全国の1,085か所の自治体のほとんどの1,000か所で武装活動を行っている。FARCもELNも殺害、強制失踪、人体の損傷、教会の攻撃、病院の攻撃、救急車の攻撃と病院入院患者の殺害のような戦術を使用して、組織的に非戦闘員を攻撃し、市民の権利を侵害している。ゲリラのグループは、保

護された身分の宗教や医療関係者及び負傷者に対して繰り返される虐待に対して責任がある。警察署に対する無差別攻撃によって多数の民間人の犠牲者が出ている。ゲリラはまた、宗教的リーダー（第2部c参照）と先住民族（第5部参照）を殺害した。

ゲリラは地雷を重要な地点の守備（例えば主要基地、コカイン研究所と誘拐した被害者の収監施設）及び恐怖の無差別武器の両方の目的で使用した。副大統領によれば、FARC と ELN は農村地域に無差別に 50,000 個の地雷を敷設した。ゲリラによって敷設された地雷又はサッカーボール又はペンキの缶のような日常品に偽装された地雷が、しばしばその結果として、民間の非戦闘員の殺害や不具を招いた。対人地雷の存在によって何千人もの強制退去された人々が自宅への帰宅を阻害されている。新聞報道によれば、非武装地帯の中のゲリラ基地は地雷で囲まれている。FARC は砲撃で使用するガス弾筒に硫酸を詰めており、そして小さな町の攻撃には継続してこの弾筒を使用した。そのために多数の兵士、警察官と民間人が無差別に火傷を負った。例えば、8月19日にFARCゲリラがボリーバル県エル・カルメン・デ・ボリバーの金物店に爆発装置を投げ入れ、13歳と14歳の少女2名が死亡した。12月中旬に、FARCの攻撃があり、ウイラ県サン・アルフォンソにある自宅がガス弾筒により破壊され、そのがれきに埋まった9歳の少女が死亡した。その同じ攻撃の最中に15歳の女子ゲリラが戦闘で殺害された。

ELN が 1998 年 6 月に締結したマインツの「天国の門」条約の条項に従って、子供の徴用の中止に合意したが、実際は ELN も、もっと大きい組織の FARC も、引き続き子供を強制的に部隊に編入した（第5部参照）。一度徴用されると子供のゲリラは事実上司令官の捕虜であり、あらゆる形の虐待を受けている。少女の性的虐待は特別な問題であり、元子供ゲリラはその実情を記者に証言をした。1つの新聞報道によれば、ローマ・カトリック教会が、ゲリラに徴用され、尼僧がゲリラを説得して解放されるまで、性目的に使用された一人の13歳の少女のことを記述した。少女を含む子供兵士は、非武装地帯のゲリラ部隊の中に発見されており、多方面からの報告によれば、非武装地帯の中には少なくとも120名の未成年者がゲリラに編入されている。加えて、子供の強制的な徴用から逃れるために、多くの家族は非武装地帯から脱出していると言われている（あるいはすでに他の地域から強制退去させられて）。新聞報道によれば、4月にFARCの軍事司令官のオルケ・ブリセノ・スアレ（通称モノ・ホイホイ）は、FARCは民間人に対して深刻な虐待をしていること及び、FARCは子供兵士を正規に部隊で使用していることを認めた。

ゲリラと民兵組織との暴力に関して、両者の戦いで起きる標的殺人又は殺戮の波紋を受けて民間人の連鎖した災害が生じている。例えば、バッランカベメハでは民兵組織とゲリラ部隊は2000年の最初の6か月で民間人を160名殺害し、その数字は過去5年間の同じ地域では最高であった。12月11日に陸軍の人権部門は首都ボゴタの中央広場に3,289人の名前

をブラカードに掲載した。それは民兵組織グループに殺害された 11,596 名とゲリラに殺害された 693 名の一部である。200 名以上の子供の名前も掲載された。

FARC は非武装地帯の外にある施設に対して数多くの攻撃を加え、事実上非武装地帯を拡大しようとする目論みでいる。国防省によれば、1 月と 10 月に町に対して 74 件のゲリラ攻撃があり、合計 3,515 名の民間人が死亡した。7 月 12 日に FARC はウイラ県とトリマ県にある 4 つの町を攻撃し、警察署、教会、学校、会社と個人住宅を破壊した。4 つの FARC グループはトリマ県南部のアルプハラとウイラ県のコロンビア、ティマナとベガラルガを攻撃した。その攻撃によって民間人が 4 名死亡し、15 名が負傷した。FARC は 8 日後に再度ベガラルガを攻撃した。その結果、ベガラルガ、コロンビア、アルキシラス及び他の町から 2,000 名以上の住民がウイラ県の県庁所在地のネイバへ逃げ出した。7 月 14 日には、FARC はトリマ県のロンセバジェの町に入り、そして 13 名の警察官を殺害した。新聞報道によれば、FARC は市長の事務所、各種の商業ビル、12 戸の住宅と警察署を攻撃した。警察署を守るために応戦した警察官が弾が無くなり、ゲリラに投降後に殺害された。

一方的に宣言されたクリスマス休戦が終了し、1 月 12 日に、FARC はナリーニョ県に所在の 4 つの町を攻撃した。攻撃部隊は警察署、町役場と給水所を破壊した。FARC は 3 名の警察官と 1 名の民間人を殺害し、他の 3 名の民間人を誘拐した。その攻撃の最中に、FARC のメンバーはまた救急車を盗み、それを使用してイピアレスの近く敷設のトランス・アンディアン石油パイプラインを爆破し、そのために石油流出が起きた。1 月 15 日には、およそ 500 名のゲリラがボゴタとビジャビセンシオを結ぶハイウェイの 4 か所を攻撃した。陸軍及び国家警察と FARC の戦闘では少なくとも 5 名の民間人と 5 名の治安部隊員が殺害された。陸軍の報告では、陸軍が戦闘中に 44 名の FARC の戦闘員を殺害した、としている。また 1 月 15 日には、ボゴタ南部の 4 つの国家警察署が破壊され、1 名の 11 歳の少女が手榴弾で殺害され、7 名の民間人が負傷した。国家警察はこの攻撃は FARC に責任があると推測した。新聞報道によれば、1 月に ELN はカルタケナの南西で 15 名を誘拐し、その誘拐した者の内 8 名の被害者を、警察及び海兵隊との戦いで人間の盾として使用したとのことである。その交戦の際に 1 名の 19 歳の女性が殺害された。

メタ県エル・カスティージョの町を攻撃の際、FARC の無差別の自家用砲弾使用の砲撃で町の教会、病院、学校、町役場及び少なくとも 20 戸の住宅が破壊された。全員が 13 歳から 15 歳の間と推定される 8 名の FARC ゲリラがその攻撃の最中に殺害された。9 名の民間人も殺害され、4 名の民間人は負傷した。

2 月 4 日に、プトウマヨ県プエルト・アシスで自動車爆弾により 2 名が殺害され、他の 10 名が負傷した。3 月 3 日に、FARC はクンディナマルカ県カチパイの町中心広場で自動車爆

弾を爆発させた。これにより民間人が 3 名殺害され、19 名が負傷した。3 月 30 日に FARC は別の爆弾をカチパイの町長の事務所の前に仕掛け、爆発させ、3 名を殺し、20 名に負傷を負わせた。3 月 26 日に、FARC はクンディナマルカ県ジラドの町中心広場で自動車爆弾を爆発させ、警官を 1 名殺害し、民間人を 10 名負傷させた。このジラド町での爆発は恐喝の支払いが遅い商人に対する警告であろうと信じられた。その他の FARC の自動車爆弾事件としては、2 月 24 日にクンディナマルカ県のソアチャ（ボゴタの南部に隣接）で 1 件と 1 月 16 日にアナポイマに 1 件の不動産の損傷があったが、人の死亡は無かった。

3 月に行われた FARC による陸軍第 4 大隊のメデジン基地への砲撃により、FARC のガス筒砲弾が時期を早めて爆発し、近所の民間区域で 2 名の民間人が殺害され、18 名が負傷をした。そして合計 45 戸の住宅と 2 つの民間ビルが破壊された。

7 月 29 日に、およそ 400 名の FARC ゲリラのグループがカルダス県アルボレダの町を攻撃し、警察官 12 名と民間人 4 名を殺害した。そして攻撃は 2 日間継続された。ゲリラは警察署と教会を含む町の建築物の前で爆破を行った。町の大部分は損傷又は破壊された。

8 月 2 日に、FARC の第 14 前線部隊は、5 名の誘拐した被害者を頭部への銃撃により殺害し、残り 1 名も死亡したとして放置した。その放置された生き残りはフェルナンド・ヒメネス・ウルタドという農民で、FARC の非武装地帯の南部のカケタ県で 6 月に誘拐され、もう 1 名の誘拐被害者と 2 か月間鎖で繋がれていた。彼は死亡している被害者を近くの警察署へおよそ 1 キロメートル引きずって行った。ヒメネス・ウルタドの報告では他の 50 名の誘拐被害者と一緒に劣悪な条件のもとで監禁されていたとのことであった。

11 月 18 日にアンティオキア警察の報告では、FARC は元 EPL ゲリラであった 6 名の農民を殺害し、20 戸の住宅を焼失させ、そして 30 名の市民をメデジンの西方のフロンティノの郊外へ強制移動させた。未確認の情報では他の 5 名は失踪したとのことであった。

9 月末から 12 月初旬に掛けて、ラ・オルムガ地域で、民兵組織部隊による攻撃に引き続き、FARC はプトウマヨ県の南部の全ての道路交通を禁止した。このゲリラによる道路通行禁止の処置は、NGO と地方公務員によって非難され、政府の航空機による物資の供給と主要道路の確保の努力にも関わらず、深刻な食料品と医薬品の不足を生じさせた。FARC は救急車の運航にも制限を加えたと伝えられた。

コロンビア自治体連合によれば、2000 年は民兵組織とゲリラの攻撃によって 64 か所の地方政府施設が損傷を受け又は破壊された。そして民兵組織とゲリラは 20 名の市長と 18 名の市長候補者を誘拐した（第 1 部 b と第 3 部参照）。

FARC は非武装地帯の民間人に対して数多くの虐待を行った。FARC は殺害、強制喪失、強姦、独善的な勾留、言論の自由、信仰の自由（第 2 部 c 参照）及び公正な裁判への侵害（第 1 部 e 参照）、強制政治教化と何百人もの子供の強制徴用に対して責任がある。新聞報道によれば、FARC は公に、非武装地帯にいる 13 歳から 60 歳までの人は全てゲリラの軍務に付く責任を負うと宣言している。非武装地帯を逃げ出した家族の報告によれば、子供が 14 歳の誕生日を迎えた時に FARC へ子供を差し出すよう要望されたとのこと。

ゲリラは、通常は ELN であるが、1999 年 1 月より 2000 年 9 月の間に 434 か所の電力の鉄塔を破壊し、国の電力産業に多大な損害を与え、消費者には電気料金の増加の負担を与えた。石油パイプラインへのゲリラの攻撃は相当な環境の被害を与えた。

9 月の新聞報道によれば、ELN のパイプラインの爆破の結果 80 名以上が殺害され、17 名が負傷を受けた 1998 年のマンチュウカ火玉事件の関係者に対して内部的な裁判を ELN が開いたと言われている。そして報道によれば、ELN はこの犯罪に加担したゲリラを除名したとも言われている。

第 2 部 市民権の尊重

a. 言論と報道の自由

憲法は報道の自由を明記している。そして政府はほとんどの場合、実際面でこの権利を順守している。しかしジャーナリストの方では、多種のグループから受けるであろう報復や嫌がらせを避けるために、ほとんどの場合に、自己検閲を行っている。個人所有のマスメディアは広い範囲の政治的見解を発行し、頻繁に厳しい反政府的な意見を、報復を受ける心配なしに表明していた。ただし刑法の秘密条項及び反腐敗規定に基づき、犯罪調査に関連する証拠の発表の禁止は引き続き有効である。ジャーナリストは、その程度が年と共に悪化している、主として民兵組織グループとゲリラから寄せられる脅迫や脅しの雰囲気の中で、職務を全うしている。自己の安全を考えて、民兵組織グループ、ゲリラと麻薬密売人に関する話題の印刷物の発行や放送をしばしば控えている。

1999 年 10 月に、「アメリカ州機関（OAS）」の表現の自由特別報告書では、「コロンビアの報道の自由の状況については重大な関心がある」と記載し、加えて、現地のジャーナリストの殺害については「コロンビアのジャーナリストは恒常的な脅迫や脅しを耐え抜いている」と記載した。

検察当局の人権部門は 11 月、ジャーナリストに対する殺人、誘拐及び脅迫に関する案件が合計 32 件ある、と報告している。2000 年には 12 名のジャーナリストの殺害があったが、しかしその殺害事件の全てが、直接そのジャーナリストの仕事に原因があるわけでは無いと伝えられた。

9 月 9 日に、トリマの新聞タンジェントの発行人のカルロス・ホセ・レストレポ・ロチャを民兵組織グループのメンバーが殺害した。同氏はまた市会議員の候補者でもあり、そして現在活動を停止している M-19 というテロリストのグループの元メンバーである。自らを民兵組織グループのメンバーと身分を明かした 10 名の男性が、トリマ県サン・ルイス・デ・イバグの地域機関の会合の席でレストレポを捕まえ、民兵組織のパンフレットを身に付けられた状態で同氏は数時間後に死体で発見された。

11 月 15 日に、マグダレーナ県のピビハイ市営市場で、身元不明の襲撃者が地方のラジオ・レポーターのガスタボ・ラフェエル・ルイス・カンチジョを射殺した。多くの観測者は、伝えられた所ではピビハイにおいて大きな影響力を有している民兵組織部隊に殺害されたと信じている。しかし、その地域では FARC も活動していることが知られている。年末にも調査は継続されていた。

11 月 30 日に、カケタ県のフロレンシアの自宅で、身元不明の襲撃者がレポーターのグイジェルモ・レオン・アグデロを殺害した。12 月 13 日に、カケタ県フォロレンシアの自宅を出た直後に、オートバイに乗った 2 名によって、カラコル社の系列の「ジャングルの声」ラジオ局の重役のアルフレド・アバ・ロペスが射殺された。当局は上記 2 件の殺人に関連があるかどうかを見極めるために、特別捜査班を編成した。そしてフロレンシアの市長事務所ではこれらの事件の犯人逮捕に結びつく情報提供者に対し 10,000 ドルの報奨金を提供した。

1999 年 5 月には、検察当局は、ジャーナリストを標的にする犯罪の調査のために新たな部門を創設した。調査により、5 月 3 日に、ジャーナリストのアルベルト・サチェスとルイス・アルベルト・リンコンを殺害したと言われる AUC のリーダーのカルロス・カスターノ及び他の 3 名の逮捕令状を発令した。

7 月に、検察当局の人権部門は、1999 年 9 月にセサル県バジェドウパルにて殺害された新聞編集者のグスマン・クインテロ・トレスの犯人としてロドルフォ・ネルソン・ロサド・エルナンデス（通称名「エル・ピッチ」）とホルケ・エリーセル・エスピナル・ベラスケス（通称名「エル・パルセ」）を告訴した。この 2 名は 1999 年 9 月以来警察に留置されており、現地の民兵組織の部隊で殺し専門のグループのメンバーと考えられている。クイン

テロの社説ではその地域の治安部隊を酷評しており、また殺害される前に脅迫を受けていたと伝えられている。

殺害されたジャーナリストのハイメ・ガルソンについての調査に進展がみられた（第1部 a 参照）。

2000年に誘拐された15名のジャーナリストはゲリラ、特にELNに責任がある。ゲリラが誘拐した多くの者は、民兵組織部隊が起こしている犯罪の証人とならせたり、又は地元の当局へゲリラのメッセージを届けさせたりという目的があった。2000年は殺害の脅迫を受けたジャーナリストは11名と報告された。

1月にFARCは、ジャーナリストのグイジェルモ・ラ・チバ・コルテスを誘拐した。8月に治安部隊が同氏を他の6名の人質と共に救出した。

5月25日に、エル・エスペクタドル新聞のレポーターのヒネス・ベドイヤ・リマが誘拐され、そして10時間に渡り強姦された。彼女はボゴタのモデルロ刑務所で収監されている民兵組織のリーダーとのインタビューに行く途中で誘拐された。誘拐される2日前にエル・エスペクタドル新聞は彼女と他のジャーナリスト宛ての脅迫状を受領していた。この事件に関してAUC民兵組織のリーダーのカルロス・カスターノはAUCの誘拐への関与を否定した。

12月16日に、ナリーニョ県ツマコにてカラコル・テレビ局のジャーナリストのウインストン・ビラカチャをELNが誘拐したと報道された。ビラカチャはカメラマンと助手を連れてELNの「コムネロス・デル・スール」前線部隊のメンバーと会うために行動したが、その相手に人質に取られた。仲間の2名は釈放された。

2000年には合計13名のジャーナリストが国外へ退去した。3月には、コロンビア最大の新聞で家族経営のエル・ティエンポの編集長で、ペイ・リブレ反誘拐組織及び全国「もう沢山」反暴力市民キャンペーンの創設者のフランシスコ・「パンチョ」・サントスが、FARCゲリラ・グループの殺しの標的となったことを発表し、国外へ脱出した。サントスは年末時点でまだ亡命のままであった。また同じ3月に、テレビのパーソナリティーのフェルナンド・ゴンサレス・パチェコがFARCから脅迫されて国外に退去した。6月にはエル・エスペクタドルのジャーナリストのイグナチオ・ゴメス・ゴメスが命に対する脅迫を受けて国外退去した。

アメリカ大陸プレス協会は、検察当局によるジャーナリストに対する犯罪の調査を助ける

ために、首都ボゴタに即効行動オフィスを開設した。8 月 18 日にパストラーナ大統領はジャーナリスト保護のプログラムを創設するための法令を定めた。10 月に内務大臣がそのプログラムの開始を発表し、その内容は車、付添、交通に対して護衛をつけることであった。政府はジャーナリストの組織と会って、特別にリスクを負っているジャーナリストを特定化しよう協議したが、しかし政府は保護を提供する資金などが無かった。内務省は、ジャーナリストのために作り上げた警報ネットワークを支援し、その中身は僅かの数ラジオと緊急電話のホットラインが 1 本という構成であった。

12 月 20 日に、ウイラ県ネイバの専門裁判所判事が、1998 年 4 月に起きたジャーナリストのネルソン・カラバハル・カラバハルの殺人のかどで告訴された建築請負人フェルナンド・ベルムデス・アルディラと他の 2 名の被告人に対し無罪を言い渡した。判事は、この事件に対する証拠が不足していることをその理由に挙げた。ベルムデスの会社の建造プロジェクトに関して、カラバハルはそのマイナス面の報道を止めることを拒否したために、ベルムデスはカラバハルを殺害する目的で 2 名を雇用した事で告訴されたのである。検察側はこの事件を上訴したので、最高裁判所がこの事件の判決を出す予定である。

マスコミ企業の所有権は一点集中化されている。一つ又は二つの有力な政治団体と関連している裕福な家族又はグループは、マスコミ企業の持ち株を強化し、そして広域の企業は地方のマスコミ企業の買収を継続した。そして景気の後退の際は、巨大なマスコミ企業は特定な地域のラジオ局や新聞社を閉鎖し、人員整理を行った。一般的には報道は自由であったが、経済的問題やマスコミ企業の所有権の集中化によりメディア側の情報資源が限定され、主に政府を含むより小規模な広告主に頼らざるを得なくなり、従って政府の批判をしないようにマスコミ側で選択することが多くなった。

全国テレビ委員会は引き続き年間を通してテレビ放送プログラムを監視する。

FARC は、道路封鎖や無作為の身元検査により非武装地帯のジャーナリストの行動に制限を加えた。そして少なくとも 3 回エル・ティエムポの配達トラックを止め、積荷の新聞を全量焼却した。

政府は通常、学問の自由を尊重した。そして全国の大学では、広範囲の政治活動が行われていた。しかし、民兵組織グループとゲリラは多くの大学のキャンパスで自己の存在を維持し、その目的はそれぞれのキャンペーンに対して政治的な支持を得ることにあった。その政治的目的達成には暴力と非暴力の両方の手段を用いた。民兵組織グループもゲリラもともに政治目的殺害の標的として常時、小学校と中学校の教師を対象とした。

8 月に国立大学は封鎖された。そして抗議行動中に警察官が殺害された件で学内の捜査が行われた。大学のキャンパス内で行動している過激なグループに対して学生達は校内投票を行った。

4 月には、スクレ県のチャランとオベハの学校で、50 名の教師に対して殺害の脅迫がなされたので授業は中断された。この件で 3,000 名以上の生徒が影響を受けた。スクレ県のコロソ、モロア、トルビホ、サン・オノフレ、ロス・パルミトスとサン・アントニオ・デ・パルミトの教師に対しても脅迫が行われた。全ての主要ゲリラ組織と民兵組織グループはこの地域においてその存在を維持している。

ユニベルシダド・デル・アトランチコ(大学)の教授アルフレド・マルティン・カストロ・アイデルは 8 月 26 日に、教授ルイス・メサ・アルマンサは 10 月 5 日にそれぞれバランキジャで殺害された。両教授とも左翼系の見識があることで知られ、そして大学で学長の地位を考慮されていた。カストロは殺害リストに記載されていると伝えられていた。

1999 年に起きた 4 件の有名な学者に対する攻撃の調査が継続された。元政府の平和委員のエス・アントニオ・ベハラノ、ボゴタのユニベルシダド・ペダゴギカ(大学)の社会科学学部長のダリオ・ベタンクル博士、強制退去の主題で出版した人類学者のエルマンド・エナオ博士は全員 1999 年に殺害された。1999 年 12 月、国立大学の政治学国際問題学会の会長エドアルド・ピサロ・レオンゴメス教授が身元不明の襲撃者により 2 度狙撃されたが、生き延びて国外に逃走した。このような事件の結果として、大学教授のリーダーは低姿勢となり、多くは国外に住居を移した。

b. 平和的集会と結社の自由

憲法は平和的な集会の自由を保障し、政府はこの権利の実施を尊重している。市民の集会とデモ行進について当局は通常干渉をせず、そして社会秩序に危険を及ぼすと判断した場合以外は必要とされる許可は通常与えている。

全国を通じて、市民による大規模なデモ行進が数回行なわれた。当局は通常干渉をしない。

2 月に警察はウーワ種族による道路封鎖を解く目的で群衆を解散させようと催涙ガスを用いた。ウーワ種族はその後起きたパニックで 4 名の子供が死亡したと訴えた(第 1 部 a と第 5 部参照)。新聞報道では発見された遺体は一体だけであった。4 月には、多数の先住民族のグループが全土に渡って幹線道路、高速道路及び市街の道路を封鎖し、自己の生活と領地の尊重及びウーワ水力発電所プロジェクトとオキシデンタル石油に対する争議における

エムバラ・カイト種族とウーフ種族への援助を要求した（第5部参照）。9月10日には、全国に渡って企業主、組合活動家と通常の市民を含む何千人もの人々が平和と人権の尊重の支援のために行進が行った。

憲法では団結の自由を保障している。そして政府はこの権利の実施を尊重している。いかなる合法的な組織もその分野の国際的なグループとの団結は自由である。FARC、ELN、EPLとAUCの様な法律で禁止されている組織のメンバーとなることは犯罪である。

c. 信仰の自由

憲法では信仰の自由を保障している。そして政府は通常この権利の実施を尊重している。公立学校ではローマ・カトリックによる宗教的指導はもはや義務ではなくなっている。そして1994年の憲法裁判所の下した裁定では、国の宗教的位置付けに関し、どのような公式な政府の見解でも宗教に触れることは憲法に違反するとされた。1991年改正の憲法によってカトリック教会と国家は分離されたが、カトリック教会は未だその特権の地位を維持している。信仰の自由の法律によって、各種の宗教が合法的な地位を得られるようになった。1997年発効の国家と非ローマ・カトリック宗教団体との一般法の取り決めに従って、公に信者に務めをする宗教団体はその登録が必要である。地方自治体が宗教関連の組織に対し、税金の免除を認めることもありうる。例えば学校や図書館などである。しかし実際には、ローマ・カトリック教会に関連する組織だけに免税の処置をとっている。政府は先住民族の改宗については、その改宗が歓迎される場合と、先住民族の生存を脅かさない場合にはその改宗を許可する。

民兵組織は、主として政治的な目的であるが、時にはローマ・カトリック教会及び福音派教会の代表やメンバーを標的としている。

FARCは非武装地帯の住民に対して宗教上の制限を設けている。そしてFARCは非武装地帯又はどこでも、ローマ・カトリック教会と福音派教会と関連の学校に対して「戦争税」を取り立てている。

FARCとELNゲリラ部隊は定期的にローマ・カトリック教会と福音派教会の代表やメンバーを標的としており、それは主として政治的な理由であり、殺人、誘拐、恐喝を行い、そして信仰の自由を妨げている。例えば、福音派の一つの行動に対抗して、ゲリラは、定期的に地方の福音派の信者や教会を攻撃している。

クリスチャン組合活動によれば、FARCは1999年1月から2000年6月までの間にその団体

に関係している牧師を 46 名殺害した。6 月には、FARC はメタ県、ラ・グアヒーラ県、トリマ県、バウペス県、グアイニア県、グアビアーレ県、ビチャダ県、カサナレ県とアラウカ県の 300 以上の福音派教会を強制的に閉鎖させた。それに加え、クリスチャン組合活動は、FARC が地方の福音派の学校で強奪を行ったり、多くの場合には学校を強制的に閉鎖させている、と主張した。ゲリラや民兵組織の部隊に脅迫されて、多くの福音派の牧師は国内闘争に関する発言を遠慮せざるを得なかった。

ボリーバル県カルメン・デ・ボリーバルのアト・ヌエボにて 4 月に起きた 2 名の福音派の牧師と 12 名の信者の殺戮はその犯人がゲリラであろうと疑われた。

3 月 27 日に、カルダス県スピアにて身元不明の襲撃者によってローマ・カトリック司祭のウーゴ・ツク・エルナンデスが殺害された。

チョコ県エキルスで、1999 年 11 月に起きたローマ・カトリックの司祭オルケ・ルイス・マサとスペイン人の救援隊員イニグ・エキルツの殺害には調査の進展は全くなかった。治安部隊が、この事件に関与していると 9 名の民兵組織グループのメンバーを逮捕した。

検察当局の人権部門は 11 月、34 件の福音派グループのメンバーの殺害に関する公開の案件を保有している、と報告した。

ローマ・カトリック教会司教協議会の報告では、民兵組織部隊、ELN と FARC が、地方の牧師に対して時々彼らへの非難の報復として殺害する旨の脅迫をした。また報告によれば、ウイラ県、トリマ県、カウカ県とアンティオキア県のローマ・カトリック教会が町と警察署のゲリラ攻撃の際に破壊された。

4 月 11 日には、カリの少なくとも 3 つのモルモン教会が爆破された。攻撃によって建築物が破壊されたが、人身の負傷は無かった。この攻撃の責任に関しては誰も犯行の声明を出さなかった。

ユダヤ人共同体のリーダーの推定では、1999 年 6 月現在ではこの国のユダヤ人人口のおよそ 20%が国外へ退去したとのことである。退去の主な理由は、ユダヤ人の企業リーダーに影響を及ぼした一連の誘拐、攻撃と殺害である。

d. 国内、海外旅行、移民と帰還の自由

憲法では国民の国内と海外への旅行の権利を保証している。そして政府は、一部の例外を

除いて、通常この権利の実践を尊重している。インディアンの居留地に入場の外来者は招待状が必要である。内乱鎮圧作戦が取られている地域では、市民は警察又は軍部によって自己管理の通行証の入手を要求された。民兵組織部隊及びゲリラも、多くの場合、彼等の管理している地域の通行を制限するために、同様な方法を用いた。時には政府は外出禁止令を発した。軍部の反乱鎮圧作戦、民兵組織とゲリラによる強制徴兵及びゲリラの侵入によって強制的に農民が住居や農園から退去させられることがしばしば起こった。非常に大きな人口の国内退去者が存在した。CODHES によれば、2000 年では 317,000 名の退去者が生じた。この退去者の大部分は農民であり、都市部に移転した（第 1 部 g 参照）。

年間を通して、民兵組織グループ、FARC、ELN と農民による度重なる道路封鎖によって、全土に渡って、交通、通信と商取引が妨げられた。社会的組織は、政府の動きや政策に抗議するために、道路封鎖の手段に訴え、中には封鎖時期を延長する組織もあった。年間を通して、ほとんど全ての主要幹線道路がどこかの箇所で閉鎖されていた。9 月末から 12 月初旬まで、FARC はプトウマヨ県南部の全ての道路交通を禁止した。これはラ・オルミガの地域で起きた民兵組織から受けた反撃に続く処置であった（第 1 部 g 参照）。

新聞報道によれば、過去 2 年間に 300,000 名以上の民間人が他国へ移住した。その主要な理由は悪化した治安状況と景気の後退にある。

憲法では、1951 年難民の身分に関する国連条約及び 1967 年議定書に基づいた法律の条件に従って亡命する権利を保障する。国は 1920 年以来難民を受け入れる伝統を有している。年末では、239 名の難民が法的な難民の地位を承認された。そして 12 件の難民の申請が審理中であった。

政府は難民と国内の退去者の援助に関して UNHCR 及び他の人道組織の事務所と協力をしている。政府は申請者の受けた苦痛の度合を独自の判断に従って、難民の資格を決定する権利を留保する。2000 年は第一難民の条項に関する問題は生じなかった。迫害を受ける恐れのある国への強制送還の報告は一件も無かった。

第 3 部 国政参与権の尊重：政府を選ぶ国民の権利

憲法では国民が政府を選ぶ権利を保障している。そして国民は定められたスケジュールの選挙に無記名投票によりこの権利を行使できる。選挙行程に対して民兵組織グループ、麻薬密売人及びゲリラから若干の脅迫があったが、自由で、公正で且つ透明であった選挙で、1998 年に有権者は保守党の候補者アンドレ・パストラーナを大統領として選出した。議会は自由党が支配している。

大統領選出の選挙は 4 年毎に施行され、現職の大統領は生涯再選の道を閉ざされている。自由党と保守党とが長期に渡り政治の進行を独占しており、どちらかの政党から大統領が選出されてきた。公務員は党派のキャンペーンに参加することを禁じられている。公式には全ての政治的党派は政府の干渉無しに自由に活動ができる。総選挙の際に 50,000 票を獲得できない政党は、候補者を擁立する権利を失い且つ政府から資金を受けることが出来ない。しかし、いつでも全国選挙管理委員会へ 50,000 人分の署名を提出すれば復活できる。投票は任意であり、18 歳以上の年齢の者に権利がある。ただし現役の警察官及び軍人は除外され、投票は出来ない。

10 月の地方選挙に先んじて、民兵組織とゲリラ組織の両者は、何名かの候補者に対して、立候補を止めさせようとしたり、選挙活動を禁止させようとした。コロンビア自治体連合が報道機関に報告した内容では、武装集団によって全国合計 1,085 の自治体の約半数の候補者に対して脅迫があったとのことである。年末までに、19 名の市町村長の候補者が殺害され、20 名が誘拐され、12 名は脅迫を受け、53 名ほどの市町村長と官庁ポストの候補者は立候補を取消した。例えば、9 月 23 日に、ゲリラはサマニエゴの市長、市長席の自由党の候補者、ナリーニョ県の南方の町の町長候補者 6 名を誘拐した。9 月 9 日には、民兵組織グループが、立候補を予定していた左翼で出版業者のカルロス・レストレポをある会合から誘拐した。後刻死体がサン・ルイスの郊外で発見された。しかし、10 月 29 日の選挙は一般的に静かであった。

4 月に FARC は「新生コロンビアのためのポリビヤの運動」という政治団体の結成を何千人もの人々の前で発表した。FARC のリーダーのマニエル・マルランダはこの団体は秘密裏に行動すると発表した。

政治活動に関して女性や少数民族の参加には何ら法的な制限は無いが、実際には幾つかの制限がある。そして、官庁や政党の中では、この両者は低い位置に置かれている。3 月に官庁内の高レベルの役職にある女性の数を増やす割当法が発効された。その割当法によれば高等裁判所や大臣クラスの席を含んで、最低 30%の指名された席を女性に割当てよう求められている。しかしこの割当法は例えば国会の議席など選挙で選ばれる位置には適用されない。毎年末に政府は国会に対して、官庁関係で高い位置を保持している女性の比率を報告しなければならない。選挙民は議席 102 議席の上院では女性を 14 名、1998 年 3 月には議席 161 席の衆議院において 19 名の女性を選出した。年末では 16 人の閣僚中 4 人が女性で、それぞれ厚生省、文化賞、通信省と貿易省の各大臣である。23 人の最高裁判所の判事のうち女性は皆無であり、憲法裁判所では 9 人の内 1 名、最高法務協議会では 13 人の内 3 名が女性であった。

先住民族は政府及び政党においては低い地位に置かれている。上院には先住民族のために2議席が用意されている。カウカ県では10月の選挙でフロロ・ツナバラを選出し、国で初めての先住民族の県知事となった。黒人もまた政府と政党においては低い地位に置かれている。1996年、憲法裁判所はアフリカ系市民に2議席を取り置いておく1993年法を憲法に反するものと宣言したが、それでも与党は現職議員がその任期を全うすることを許容した。現在は1名の黒人上院議員がいるが、衆議院には黒人議員は一人もいない。

第4部 人権侵害疑惑の国際と非政府系調査の政府の考え方

規模が大きく且つ多様な非政府系人権コミュニティは活発であり、幅広い価値観を提供している。多くのグループの中で活躍をしているのは；「コロンビア・カトリック司教会議」、「コロンビア法学者委員会」、「正義と平和目的信徒集会委員会」、「人権擁護常任委員会」、「究明と一般調査センター」、「人権・強制移転諮問委員会」、「中南米交互司法サービス協会」、「政治犯団結委員会（告発されたゲリラの擁護専念）」、「抑留者と行方不明者の家族協会」、「再挿入基金（復員ゲリラが焦点）」、「自由国家基金（拉致犠牲者の権利が焦点）」と「生活基金（ゲリラの暴力犠牲者の権利が焦点）」である。他の国際人道と人権関係の組織で国内にて活発に活動を展開しているのはICRC(全国に渡り16のオフィス設置)と国際平和組織である。

政府は、通常人権NGOの団体の活動には直接干渉していないが、多くの有名な人権活動家は常に身を危険に曝して活動をしている。未確認の情報では、治安部隊が人権グループに嫌がらせをしたり、脅迫をしている。8月に検察当局は退役した准将ミジャンと准将デル・リオの調査を開始した。その容疑は有名なNGOの組織者と労働組合のリーダーに対して嘘の証言をするように証人を買収したことである。人権擁護のグループは民兵組織、ゲリラ及び他の未確認のグループより監視されていたり、嫌がらせの電話を受けたり、落書きのキャンペーンや脅迫を受けていた。10月までに少なくとも4名の人権活動家が殺され、同様に3名が強制失踪をした。

10月にはメデジンにて「ASFADDES(失踪者の肉親のための協会)」のメンバーのアンゲル・クインテロとクロウディア・パトリシア・モンサルブが政治的動機を有する人々によって誘拐された。10月以来被害者に関する情報は全く無い。そして逮捕された者は誰もいなかった。当局は年末において調査をまだ継続している。

8月に政府は、人権、平和プロセス、「プラン・コロンビア」として知られる政府の包括的戦略及びその他の問題についてNGOとの対話を改善しようとする努力を開始した。10月に

政府は NGO の傘組織と共同でこれらの戦略に関して ELN の参加も加えて国際的な集会を招集した。

複数の NGO 団体は政府軍、各地の民兵組織グループとゲリラによって犯された人権侵害について、調査及び報告をした。多くの NGO 団体が心配したことは、民兵組織とゲリラの暴力が増加しており、その両者を抑え込むための政府の能力が欠如している、ということだった。特に幾つかの NGO 団体と、同様に政府の人権関係者は民兵組織グループに対する国民の支持率の急激な上昇と政治力及び軍事力の増加に危機感を募らせた。

人権団体は年間を通して強烈な重荷を課せられていた。人権活動家は脅迫、嫌がらせと暴力の計画的なキャンペーンに晒されていた。「コロンビア法学者委員会」によれば、2000 年に 5 名の人権活動家が殺害され、3 名の人権作業員が失踪した。過去 5 年間で合計 49 名の人権作業員が殺害されたか、又は失踪した。年間を通して、機会をとらえて数回に渡り、幾つかの地方自治体の民兵組織グループは、地方の人権活動家、労働組合組織者と政治家の氏名を含む、「軍事標的」と判定した人名のリストを回覧させた。

加えて、およそ 35 名の人権作業員は、一時的又は恒久的に、身の安全のために国外に退去した。例えば、7 月に人権活動家のイバン・セパダと妻のクラウダ・ジロンは生命に対する脅迫を受けて国を去った。

政府は、国務省と DAS を通じておよそ 430 万ドル（80 億ペソ）を 88 の人権 NGO 団体と組合に関連している人権活動家及び組合活動家を保護する 2 年来のプログラムに配分をした。この資金は、個人の安全保障及び NGO の本部、緊急のラジオ・ネットワークの設置や、特定の脅迫を受けた個人の海外渡航の費用の捻出のために使われるものと指定された。しかし、人権グループは危機に対処するためにはその保護プログラムは不十分であり、相手の刑事免責と戦うためにもっと努力をしてほしいと申し出た。

改正の強制失踪法の最大限の刑期は、人権活動家に関連している場合は、60 年となっている（第 1 部 b 参照）。

武装したグループは地方のオンブズマンを標的にしている。1998 年以来 14 名の地方のオンブズマンが殺されている。7 月にアンティオキア県アトラトのビキヤ・デル・フェルテにて自治体の人権オンブズマンのホセ・マニエル・ベジョが FARC ゲリラ・グループのメンバーによって誘拐され、殺されて、そしてその遺体はアトラト川に投げられた。7 月にアンティオキア県の南東のナリノ自治体の人権オンブズマンのエミル・フェルナンド・ウルタド・カスターノが身元不明の武装した複数の男性に殺害された。ノルテ・デ・サンタンデル県

のローデスの自治体の地方オンブズマンは誘拐され、民兵組織部隊によって 3 日勾留された。ガルシアと他の 2 名の自治体の人権職員は度重なる民兵組織の脅しによりノルテ・デ・サントンデル県を退去せざるをえなかった。

犯罪組織のラ・テラサは、公に、少なくとも 5 名の人権活動家の殺害を認め、そしてその殺しはカルロス・カスターノから命じられたものだと認めた（第 1 部 a 参照）。

1999 年 9 月に起きたサン・ファン・ネポムセノにてカルロス・アルツロ・パレハとその助手の殺人の調査には報じられる何らの進展も無かった。

政治犯団結委員会（CSPP）のメンバーであるエベラルド・デ・エス・プエルタとフリオ・エルネスト・ゴンサレスの 1999 年 9 月に起きた殺害に関して、検察当局の人権部部門の予備調査は、その犯人は通常の犯罪者によるものであると指摘した。この事件の詳細調査はメデジンの検察当局オフィスへ引き継がれた。

1999 年 11 月に生じたボリーバル県南部の農民リーダーのエドガー・クイロガとジルダルド・フエンテスの AUC による殺害事件について検事がその調査を継続している。

11 月 22 日に 1997 年に起きた 2 名の CINEP の作業員と他の 1 名の殺害事件に関して、ボゴタの判事が民兵組織グループのメンバー 2 名を有罪にした。

8 月 15 日にセサル県アグアチカで生じた平和運動家で元市長のルイス・フェルナンド・リンコン・ロペスの殺害事件に関して、その容疑者は民兵組織のリーダーのリバルド・ウンベルト・プラダであると NGO の団体は推測した。この事件は年末にはまだ調査中であった。1999 年 4 月、1998 年 8 月にバレヅパで発生した地方のレデパスの調整者アンパロ・レオノル・ヒミネスの殺害事件に関して、検察当局の人権部門はプラダと民兵組織メンバーのシオ・ロボ・アスカーノを正式に告発した。

強制退去させられた人々に与えられる国際人権援助を、不法に、ELN ゲリラ部隊に供給した罪で、1997 年に軍部によって逮捕された 4 名のコロンビア人権活動家に対して 2 月に下級裁判所は有罪とした。裁判所は各自に 5 年間の禁固刑を申し渡した。

国防省の発表では、過去 5 年間に、97,894 名の治安部隊のメンバーが 1,994 名の人権指導者を含む人権に関する訓練を受けた。この種の訓練は ICRC、コロンビア赤十字、ローマ・カトリック教会、政府機関、治安部隊と外国の政府によって提供されている。近年、このプログラムは軍部において人権と国際人道法に対する尊重を高める雰囲気を作り出すこと

に大いに役立ったと、多くの識者が認めた。

政府は、副大統領ガスタボ・ベルがその長を務めている「人権に関する大統領顧問」のオフィスを含む広範囲の人権組織を有している。9 月には、人権の専門家であるレイナルド・ボテロが人権と国際人道法のための大統領プログラムを推進する所長に指名された。人権の取り組みに関与している行政機関は、国務省、国防省の人権オフィス及び公共治安部隊の各独立事務所によって支援されている。人権オンブズマンの全国本部のオフィス、その地方支部と公共擁護部隊、検事当局とその人権代表と地方支部及び検察当局とその人権部門とは全て各々独立した機関であって行政機関には影響されない。

衆議院では、大統領の任期とは重ならない 4 年の任期で公共省所属の全国人権オンブズマンを選出する。そのオフィスでは人権の促進及び行使を保証する憲法上の義務を負っている。オンブズマンは公選弁護人の斡旋と人権侵害の訴えの経路を提供する(第 1 部 e 参照)。しかしオンブズマンには十分な資金と人材が不足している。8 月、衆議院は、元憲法裁判所判事のエドワルド・シフエンテ・ムノスを入権オンブズマンに指名した。

1999 年に人権オンブズマン事務所は 13,951 件の訴えを処理した(これが年単位での最新数字)。そして 8,562 件(61%)は政府機関に対する訴えであった。1999 年に結論を見た 7,272 件の内、オンブズマン事務所で良好又は部分的に良好の成績を得られた件数は 2,867 件、40%であった。別個の 1,436 件はその関係当局へ引き継がれた。そして事務所では、多くがパートタイムだけの勤務の 1,000 名以上の公共擁護者の部隊を通じて、合計 40,656 件の無料法律相談を処理した。

年初には、政府は、副大統領ガスタボ・ベルが率いる人権と国際人道法の政策を調整する高レベルの委員会を設置した。

1999 年 8 月に、副大統領は政府の人権政策を公表した。しかしその実施には時間がかかった。政府の全国人権計画では人権の尊重、推進及び保証を求めている。その計画では、人権侵害に対する政府の関心を高めることと、すべての軍部部隊に国際人道法の尊重を求めることを約束している。その計画では、治安部隊がゲリラと民兵組織部隊の両者と戦うことを主張している。その計画の最も重要な条項の一つは、武装部隊の司令官が、民兵組織部隊との交戦の際に、隊員の行動が「不十分又は不足」と判断した場合、その隊員を職務から解任する権限を与えていることである。9 月にパストラーナ大統領は軍部の改善と強化のための 12 件の法令に署名をした。その 1 件の法令では、最高軍事司令官の裁量によって、その勤務年数に関係なく、全ての軍務から解任することを定めている(第 1 部 e 参照)。

国連人権高等弁務官及び UNHCR はそれぞれ事務所をボゴタに設けている。1997 年に、UNHCHR が人権取扱いの監視と政府への提言のために現地事務所をボゴタに設置し、その任期は 2002 年 4 月まで延長された。その事務所の任務は政府、市民団体及び人権保護の分野で活躍している NGO の団体への手助けのために全国に渡って人権取扱いの状況をモニターして分析することにある。その事務所は政府と国連へレポートを提出した。1999 年の状況を説明した 3 月に提出された UNHCR のレポートでは、「規律上及び司法上の調査により判明した治安部隊の一部メンバーと民兵組織グループとの間の直接の結びつきが現在もなお続いていることは、重大な問題である」と述べられている。このレポートは、また、1999 年に「ある地方では、この結びつきが強化され、本来罰則を加える立場にある当局が断固とした行動を取っていない」と報告した。4 月に UNHCHR のメリー・ロビンソンは「軍部部隊メンバーが新規の民兵組織グループの創設と脅迫行為の拡大に直接関係している」と述べた。大統領、他の政府高官、UNHCHR と複数の NGO 団体は民兵組織グループに対する国民の支持の高まりと政治的意見の両極化に懸念を示している。

第 5 部 種族、性、信仰、障害、言語又は社会的地位に基づく差別

憲法では種族、性、信仰、障害、言語又は社会的地位に基づく差別を禁止している。しかし、実際にはこれらの多くは守られていない。社会の浄化の一つとして同性愛者の殺害が続けられている。

女性

強姦や他の女性に加えられる暴力は社会において広がる傾向にある。そして、その他の犯罪と同様に、容疑者が正当な罰を受けることはまれである。オンブズマンの 1999 年から 2000 年のレポートによれば、ドメスティック・バイオレンス、性的暴力と女性の殺害は増加している犯罪である。政府系「家族の福祉協会」と「青年、女性と家族の福祉のための大統領顧問事務所」では高い率で起きている全国的な配偶者虐待を引き続き報告した。1999 年には、「全国法医学学会」の報告において 62,123 件のドメスティック・バイオレンス事件があり、そのうちの 41,528 件は夫婦間暴力、9,896 件は子供の虐待及び 10,699 件は他の家族による虐待であった。ICBF はプログラムの作成と配偶者による暴力の被害者の避難と協議とを提供していたが、しかし、その問題があまりにも大きくなってしまい、ICBF のサービスの水準と量を凌駕してしまった。例えば ICBF の 530 名の家族オンブズマンは各自年間 1,160 件を取り扱っている。学会は全ての虐待事件の 95%は当局には報告されていないと推定している。そして、年間に 13,703 件の推定強姦の事件があると報告した。

1996 年発効の家族の暴力法では、配偶者による強姦を含めて家族の暴力は犯罪であると定

義している。同法は家族の暴力の被害者に対する法的手段、肉体的又は精神的な虐待に対する即時保護及び法的当局が家庭から加害者を排除できることを明記している。同法により判事が加害者に対して治療や再教育を命ずることができる。同法では、配偶者による性的暴力に対しては 6 か月から 2 年の刑の判決を下し、裁判所が発令する命令に従わない者には執行猶予や保釈を認めていない。1997 年の改正法によれば、刑法に追加と実質的な変更が加えられ、強姦、未成年者との性的行為、性的虐待、売春への誘導と子供ポルノを含む性の自由又は人間の品格に対する犯罪に対して、刑期を 4 年から 40 年と定めた。そして強姦の加害者が被害者との結婚を申し出て、その被害者が応じた場合に加害者の罪は全面的に無罪にされるという旧法は廃止された。6 月に刑法の承認された改正は暴力的な性的虐待はその最長の刑期が 20 年から 15 年に短縮され、その最低の刑期は 8 年である。全国法医学学会では 1,999 年前半に起きた配偶者による虐待は 19,859 件と報告した。そして被害者の圧倒的多数は女性であった。大統領夫人のノーラ・プジャナ・デ・パスターーナは ICBF の理事の一人であり、そしてドメスティック・バイオレンスの被害者である女性や子供を援助している「平和を作ろう」プログラムに携わっている。

性的ハラスメントは問題である。

女性はまだ、国内の抗争が原因で起こる増加している拷問の脅し及び性的暴力に直面している（第 1 部 g 参照）。

強制失踪法では、妊婦が関わる事件に対して最長の刑期を 60 年としている（第 1 部 b 参照）。

女性売買は問題である（第 6 部 f 参照）。

憲法では女性に対する全ての差別は禁止されており、そして、「行政部門において政策決定レベルでの女性による適切で有効な参加」を保障するよう特に関係当局に要求している。1991 年の改正憲法が施行される以前に法律によって既に女性に対して広範囲の公民権が与えられていた。しかし、憲法に規定されているにも関わらず、女性に対する差別は存続している。その年に公開されたロサリオ大学の調査では、女性は雇用差別に直面しており、そして女性の給与は一般的にその女性の受けた教育や経験とは適合していないという結論が出た。男性と女性の給与の差額は最近の 10 年間に広まっており、景気の後退があった 1999 年にはその差額は頂点に達した。更に調査では女性は不均衡な失業率にも影響をうけた。政府の 2000 年の失業統計によれば、男性の失業率は 16.9% に対して女性の率は 24.5% であった。国連人権高等弁務官の 3 月のレポートによれば、女性の収入は男性よりも 28% 少ない。国立統計協会のレポートでは、女性は最低賃金の職務に雇用されている率が高い。国連の統計によれば、正式な部門での非農業の職場での女性の給与は、同様の職場の男性の給与

と比較しておよそ 85%であり、就職での応募に際しては男性よりも女性の方が高い資格の条件の提示が必要とされる。その上、特に地方では、最低賃金の労働では女性の割合が高い。地方の女性の労働者の受ける影響のほとんどは賃金の差別と失業である。

憲法の条項で明白に記されているシングル・マザーに対する待遇の約束や、親としての技能の訓練を提供しようとする政府の努力があるにも関わらず、女性グループによる報告によれば、シングル・マザーの直面する社会的、経済的な問題は依然としてそのハードルが高い。1997 年 9 月に、憲法裁判所は、妊婦や 3 ヶ月以下の新生児の母親は「明確な理由」がなければ解雇されないという判決を出した。裁判所では子供を産むことは解雇の理由にならないとした。

10 月 25 日に、憲法裁判所は、相手から離婚又は別れた妊婦は、その子の出産以前の再婚を禁止する法律を公布した。またその法では再婚を望む女性に対して 270 日間の「待ち期間」の制約を課した。

子供

憲法では正式に 6 歳から 15 歳までの期間の無料の公共義務教育を規定している。この年代の子供の推定約 25%は、不登校規則に対する手ぬるい管理、不十分な教室面積及び家族の収入を助けるためという経済的な理由で登校していない。政府は初等教育のコストを負担しているが、多くの家族は、教育に関連する追加的な出費に直面しており、例えば、入学保証金、教科書、学用品と交通費（特に地方では顕著であるが、子供の住居が学校から遠く離れている場合）などである。これらの費用は、特に地方の貧乏な家庭の場合は、極めて高額となる。

子供の権利の保護に関しては憲法上及び法律上の明確な約束があったにも関わらず、実際には最少の程度にしか実行されなかった。憲法では、子供を援助し、保護し、成長をはぐくみ、そしてこれらの権利が全て行使されるように、家族、社会と国家にその義務を課している。子供法ではこれらの権利についての説明があり、未成年者の保護強化のためのサービスやプログラムが構成されている。子供の支援者は、この子供法及び 1996 年と 1997 年発効の特に女性と子供の法的保護を強化する目的で文書化された「家族暴力」に該当する法律について、国民を教育する必要があると報告している。

子供の虐待は問題である。全国法医学学会では、2000 年では 9,896 件の子供の虐待が報告された。1999 年に報告された件数は 9,713 件である。国連人権高等弁務官の 3 月のレポートでは、特に 5 歳から 14 歳までの年代の子供に対して性的な虐待が広まっている、として

いる。そして事件の 70 から 80%の場合、子供は虐待者を知っている。

18 歳以下の男子と女子は推定 25,000 名がセックス産業で働いている。1996 年に国会議員は未成年者との性的関係又は売春のための未成年者の雇用を禁止する法律を成文化した。そして、その法律は 1997 年に改正され、14 歳以下の子供に対する暴力を伴わない性的虐待では 4 年から 10 年の刑期を課した。12 歳以下に対する強姦に対しては、刑務所での刑期を 20 年から 40 年とした。ICBF が全ての政府による子供保護と福祉のプログラムを監修し、そして子供のためのプログラムを作成する非政府団体や教会に資金を提供している。

少女の人身売買は問題である（第 6 部 f 参照）。

子供労働は重大な問題である（第 6 部 d 参照）。

抗争が行われている地区では、子供は、時には、公共の治安部隊、民兵組織グループとゲリラ組織との間の集中攻撃に遭遇することがあった。例えば、8 月 15 日、陸軍の第 4 大隊の隊員が子供達をゲリラ部隊と見間違えたために、6 名の子供が殺害され、他の数名は負傷をした（第 1 部 g 参照）。国防省の数字では、2000 年に、およそ 200 名の子供が抗争を理由に死亡した。年次に、UNICEF は、過去 4 年間に多種類の武装部隊によって 460 名が殺され、789 名が誘拐された、と報告した。子供達は、国内紛争のために苦しみ、抗争による場所の移転や精神的なトラウマによって勉強の機会を失ったりした。UNICEF によれば、過去 10 年間の間に 100 万人以上の子供が住居から強制退去をうけている。人権オンブズマン事務所の推定では強制退去を受けた子供のうち学校に行っている子供は全体の 15%との報告である。1999 年 7 月、政府は、たとえ親の承諾があっても、18 歳以下の子供は兵役に就くことが出来ないと発表した。以前は、親の承諾があれば、16 歳以上で 18 歳以下であれば軍に志願が出来た、しかし戦闘への参加は禁止されていた。

民兵組織グループは時々子供を感心させて部隊に編入した。そしてゲリラでは子供兵隊を使用することは通常のことであった。新聞報道によれば、8 月に FARC のメンバーがメタ県の学校教師を殺害した。殺害の理由はその教師が生徒の徴用を批判したことであった。政府の推定ではおよそ 6,000 名の子供が戦闘員として民兵組織グループとゲリラに徴用されている。1999 年 5 月に FARC は国連武力紛争下の子供擁護高等弁務官の特別代表オララ・オツヌの訪問を受け、その時に FARC 側は強制しての子供の部隊編入を止めると約束をした。しかしその部隊編入は継続された。ローマ・カトリック教会の報告では、FARC は、非武装地帯の子供達を何百人も誘ったり、強制したりして部隊に編入している。FARC は管理している他の地域でも同様なことをしていた。例えば、新聞報道によれば、6 月に FARC はメタ県南部のプエルト・リコにて、未成年者を含む少なくとも 37 名の若者を徴用した。NGO に

よればプトウマヨ県において FARC は高等学校から徴用した 13 歳から 15 歳の男子に強制的な労働に従事させた。一度徴用されると、子供ゲリラは司令官の捕虜であり、あらゆる種類の虐待を受ける。少女の性的虐待は重大な問題である。1998 年 6 月に ELN が締結したマインツの「天国の門」の契約に基づいて子供の徴用を中断することに同意したが、実際には自分達の部隊に子供を誘っていた。2000 年には、約 57 名の子供ゲリラが捕獲されたり、逃亡した。そして FARC と軍部の抗争で 27 名の子供が殺害された。

新聞報道によれば、非武装地帯の家族やアラウカ県、バジェ・デル・カウカ県とアンティオキア県に居住していた家族は、ゲリラが自分達の子供を強制的に徴用することを知って、その各々の地域から強制退去した。5 月 4 日にノルテ・デ・サントアンデル県から来た女性が、コロンビアの軍部の助けで、FARC によって強制的に徴用されようとした 12 歳の息子を FARC から守るために ICBF へ引き渡すことが出来た。

子供はゲリラの格好の誘拐の標的でもあった（第 1 部 b 参照）。パイ・リブレによれば年間に誘拐される子供の数は近年増加している。1998 年は 131 名で 1999 年は 206 名、そして 11 月 12 日現在、2000 年に誘拐された子供は 265 名である。他の報道によれば、2000 年に誘拐された子供は 200 名以上とのことである。例えば、FARC は 3 月 22 日に 9 歳のクララ・オリバ・パントハを、4 月 7 日に 3 歳のアンドレ・フエリプ・ナバを誘拐し、その両名を非武装地帯に拘束した。クララ・オリバ・パントハは 12 月に釈放された（第 1 部 b 参照）。4 月に 3 名の武装男性がカリの南部でスクール・バスから 9 歳のダグベルト・オスピナ・オスピナを誘拐した。どのグループの仕業か不明であった。

障害のある人

憲法では身体的な障害のある人の基本的な社会的、経済的及び文化的な権利を列挙している。しかし、深刻で実質的な障害が存在しているので、そのために障害者の社会での完全な活動は阻害されている。しかし障害者に特別なアクセスを提供する法律は存在しない。憲法裁判所では、身体的に障害のある者には投票所へのアクセスがあるべきであり、当人から申し出があればそれを援助するべきである、としている。裁判所はまた公務員の社会保険基金に対して、そのメンバーの障害のある子息に対して、かかる費用の金額に関わらず、依頼されたサービスを拒否できないとしている。

先住民族

総計 800,000 名を越える先住民族の中にはおよそ 80 の明確に区別できる部族集団が存在する。これらの集団はアンデス山系、太平洋沿岸低地、グアヒラ半島とアマソナス県に集結

している。「全国コロンビア先住民族組織 (ONIC)」によれば、93%の先住民族は地方に居住し、25%は保留地で居住し、そしておよそ 115,000 名の先住民族は土地を所有していない。

憲法では先住民族の権利について特別な配慮がなされている。国務省はその先住民族政務事務所を通じて、インディアンの領地、文化と自決の権利を保護する責任を有している。同省の支所は先住民族の居住する全ての地域にあり、そして他の政府系の人権組織や NGO の人権グループや市民人権組織と共にインディアンの利益を増進し、先住民族の権利の侵害を調査している。それにも関わらず先住民族グループのメンバーは伝統的に社会の隅に格下げされているので、その意味では差別に苦しんでいる。先住民族が現代生活をもっと満足に送りたいと願っても、そのチャンスはほとんど存在しない。国連人権高等弁務官の 3 月の報告によれば、先住民族のおよそ 80%は極貧の生活を送っている。そして 74%の者は法定の最低賃金よりも低い給与しか与えられておらず、先住民族の自治体は最高の貧困率である。加えて、先住民族の集団は国内の武装紛争に苦しめられている (第 1 部 g 参照)。先住民族集団のメンバーはしばしば集団で強制退去し、そして他の先住民族の場所へ移転している。

「国立農業改良協会 (INCORA)」によれば、68,245 の先住民族の家族が指定されたインディアン保留地で生活を送っている。祖先の土地に対する先住民族の権利は法律により恒久的に確保されている。INCORA の報告ではその土地のおよそ 80%は境界線により定められている。しかし、武装グループはしばしば先住民族の土地所有権を暴力を通じて主張している。ONIC によれば、国の資源の概略 95%は先住民族の保留地と主張されている領地に埋蔵されている。伝統的なインディアン権限審議会がおよそ 519 か所の保留地を管理している。審議会は全国又は地方の基金を取り扱い、その監査は会計年度毎に国立会計監査所で行われる。審議会は領地を自治体として登録し、役員を選出するか又はインディアンの伝統に従って選ぶ。

先住民族の集団は伝統の言語を用いて子供を教育することが許可されている。そして文化や宗教上の習慣を考慮して、先住民族の男性は国軍の徴兵から免除されている。

INCORA の推定では、約 200 の先住民族集団は自分達の土地と主張している土地の法的所有権を有していない。INCORA の報告では、年次において先住民族集団から新たな保留地の設置に関して 488 件の申請を受けていたが、現在保留されている。INCORA によれば 7 千 5 百万エーカー以上の土地が法的にインディアンの土地として認可された。INCORA はこの土地の大部分を定住していたメスティソの農民から買い戻ししており、それを先住民族へ戻している。

憲法によればインディアンの領地に関しては、伝統的な集団の法律に従って、特別な刑法と民法が規定されている。しかし、これらの特別な法的取り決めはごまかしの対象とされることがあり、その法的処置に対して先住民族集団に所在する裁判所は他の通常の裁判所と比べて、多分に手ぬるいとの識者の意見がある。

先住民族集団は全ての陣営の紛争の被害を継続的に受け、多数の者が殺害された。国立人権オンブズマンが 1999-2000 年の年間レポートにおいて、先住民族集団で司法管轄外の殺人、脅迫及び地域戦闘で最も被害を受けた種族は、カケタ県のコレバフ族、グアビアーレ県のブイナベ族、アルト・シノ地方のエンベラ・カイト族、チョコ県のエンベラ・ドビダ族、カウカ県のパエス族、アンティオキア県のエマール・カイト族、グアビアーレ県とメタ県の県境のグアイヤペロ族、チョコ県のツーレ族及びボヤカ県とカサナレ県の県境のウワ族であった、と述べている。人権オンブズマン事務所では 1999 年に先住民族集団において 33 名の殺害があり、内 22 名は集団のリーダーであった。

新聞報道によれば、6 月に、アンティオキア県ムリ・デ・フロンティノのカナベラレスでエンベラ・カイト族の県知事のジョセリト・バイラリンが民兵組織のメンバーによって殺害された。12 月 25 日に、チョコ県フラドにてエンベラ族のリーダー、アルマンド・アチトが民兵組織部隊により殺害された。

スクレ県サン・アントニオ・デ・パルミトにて不法な民兵組織によってなされた 1996 年のインディアンのダゴベルト・サンテロ・バシリオ、カルロス・アルツロ・ソラノ・ベルナル及びセルジオ・(マヌエ)の殺害事件に関する進展は何も無かった。

新聞報道によれば、5 月初頭に、FARC は 4 月 26 日に民兵組織部隊により殺害された 2 名の先住民族の兄弟の報復処置として、アンティオキア県ムリ地方フロンティノの町広場でエンベラ・カイト族の 7 名を処刑した、と発表した。FARC は、先住民族のリーダーがその兄弟をゲリラの協力者として認識されるように罫を仕掛けたと信じたのである。FARC はその兄弟殺害の報告に要した日数が余りにも長かった（8 日を要した）と先住民族のリーダーをなじった。アンティオキア先住民族組織(OIA)は田舎から都会のメデジンまでの連絡が困難なためにその報告が遅れたと説明した。OIA は(処刑予告の)リーダーの保護のために人道保護団体に救済を求めた。しかし、FARC はそのリーダーの一人の 30 歳の教師エルナンド・デ・エスス・バイラリンを 5 月 24 日に殺害した。(注)原本では「5 月 26 日」ですが、前後の考察から「4 月 26 日」と訂正しました。

民兵組織とゲリラのグループは子供を含めて、先住民族を強制的に部隊に編入した。幾つかのゲリラ・グループは歴史的な土地の地理の知識と一般的になじみの無い言葉の知識を

有することで、好んで先住民族をガイドや連絡員として起用したと言われている。

5月10日に、マグダレーナ県サンタ・マルタ地区のシエラ・ネバダからおよそ3,000名のカンクアマ族のメンバーがAUC民兵組織により強制的に退去を強いられた。AUCはその地区でFARC、ELN及びEPLのゲリラ組織と交戦していた。3月2日に、先住民族のリーダーのハイロ・ベドヤ・オヨスが失踪した。OICはAUCが失踪の責任があると名指しした。AUCは公開の書簡で、自分の陣営にベドヤは勾留されていないと宣言した。

保留地直接ではないが、その近くの地域で、オキシデンタル石油の試みの掘削に対するウワ族の抗議が続いている。ウワ族はその掘削に対して幾つかの裁判を起こした。上記法廷は政府とオキシデンタル石油との協定に対して有利な判決を出したが、その上訴法廷の判決が出る前に、ウワ族は、石油掘削を遅延させることに成功した。ウワ族は繰り返しその掘削現場に至る道路を封鎖したのだ。2月に起きた一例であるが、警察は、ウワ族の道路封鎖を解消しようとして、集団を解散させるために催涙ガスを使用した。そのパニックでウワ族は子供が4名殺害されたと申し立てた（第1部aと第2部参照）。新聞報道では発見された遺体は一体だけであった。先住民族の上院議員エス・ピナクエはオキシデンタル石油がウワ族の土地からの立ち退くように圧力を掛けるためハンストを宣言した。先住民族の上院議員フランシスコ・ロハス・ビリと下院議員レオナルド・カイセドとフォニ・アパリシオもこのハンストを支援した。1997年にOASと大学との共同研究グループは先ず石油の調査と調査活動の即時無条件の中止、次にウワ族の領地と保護されている保留地の現状の解明、そして政府の後援のもとで正式な討議の手段の確立を提案した。ウワ族はもし望みが尊重されない場合は集団心中を行うと脅した。1999年8月に、政府はウワ族の保留地を10万エーカーから1,002,500エーカーへ増やした。その地域の石油埋蔵量は推定10億バレルである。8月に、国務省、環境省及びウワ族の顧問を含む技術グループは、政府とオキシデンタル石油は全ての適用される規則に従うことを発表した。掘削地点の周りに緩衝地帯を設けるために、国立の石油会社の土地購入の許可を与えた政府系の農業改革機関の決定に応じて9月にウワ族側は討議を打ち切った。討議は2000年の終わりも中断していた。

1月の初旬、ウラ水力発電所のプロジェクトによって自分達の土地が水没することに抗議して、167名のエンベラ・カイト族の先住民族メンバーがボゴタの環境省の広場を4か月間占拠した。1998年の憲法裁判所は、そのプロジェクトに関してウラ側がエンベラ側と討議をしなかったために、エンベラ側の人権がウラ側によって侵害された判決を出した。

宗教的少数派

宗教に関する差別はわずかである。ローマ・カトリック教会と幾つかの福音派教会によれ

ば、若干数の先住民族のリーダーは、非伝統的な崇拝に対して寛容では無いと報告した。

4 月に 3 つのモルモン教会が爆破された。そしてユダヤ人共同体は虐待を受けた（第 2 部 c 参照）。

人種的民族の少数派

国務省によれば、アフリカを先祖に持つ国民は主としてチョコ県の太平洋側(370,000 名)、バジェ・デル・カウカ県(1,720,257 名)、カウカ県(462,638 名)とナリーニョ県(261,180 名)及びカリブ海沿岸に居住している。人口数の推定が大変にあいまいであるが、黒人の数は国民全体のおよそ 10%である。

黒人は憲法に規定されている全ての権利と保護を受ける権利がある。しかし、伝統的に差別で苦しんでいる。黒人は行政機関、司法機関と市民サービス機関や軍部の階級では過小に評価されている。1993 年にアフリカ系コロンビア人法が法制化されたにも関わらず、チョコ県や他の黒人が多い地域での公共サービスの拡張や民間投資の確実な進展はごく僅かである。同法によって、黒人の共同体が一部の太平洋沿岸の土地の集団的所有権を受領できるよう公認している。しかし黒人のリーダーが苦情を言うには、先ず政府がその土地の所有権を譲渡する作業が遅々として進まないことと、その予定の土地へのアクセスが武装グループ又は個人によって阻害されている、とのことである。一部の地方ではアフリカ系コロンビア人の失業率が 76%にまで達している。国連人権高等弁務官の 3 月のレポートでは、推定 80%のアフリカ系コロンビア人は極貧の生活を送っており、74%は法定最低賃金より低い賃金であること、そして彼らが住む自治体はその貧困率において最高位である、とのことである。チョコ県では全国の県との比較で、社会に貢献する投資は一人当たりが最低額であり、教育、保健衛生とインフラは最後の方である。またウラバ地域の支配を巡って民兵組織部隊とゲリラが争い、全国の中でも最も長期的に政治的暴力が横行する地域の一部となっている。

第 6 部 労働者の権利

a. 結社の権利

憲法では、軍部、警察のメンバー及び法律で規定されている「必要不可欠な公共サービス」に従事する者を除き、労働者が組合を組織し、ストを行う権利を認めている。しかし、多くの場合は見過ごされているおり、法律によって、全ての公務員のストは禁止されている。実際には、労働組合活動家に対する暴力行為と反労働組合差別が労働組合活動の障害とな

っている。全国に渡って、労働組合のリーダーは、継続的に、民兵組織グループ、ゲリラ、麻薬密売人及びライバルの組合の攻撃の標的となっている。組合のリーダーは、特に民兵組織グループが組合員に対して加害者であり、事実上全く罰を受けることなく活動していると主張している。

1948 年の労働法（その後度々改定されている）では少なくとも 25 名の組合員になる可能性のある人の署名を集め、そして労働省に簡単な登録手続きをすれば、自動的にその組合は承認される。しかし、「国際労働機関（ILO）」は、この手続きは遅く、認可までに時には数年もかかるとの報告を受けている。結社の自由の妨害に対しては法律の罰則が適用される。法律によって、組合は組合規則を自由に決定することができ、役員の選出と組合活動の運営も同様であり、そして行政上の命令で労働組合の解散を命じることを禁止している。1999 年にパストラナ大統領は、組合の団結の自由に対する政府の干渉を制限する第 584 法を承認した。同法は ILO の直接連絡代表団の勧告を反映しており、そして国際労働立法と対応している。この法によって無効とされた以前の必要条件は、労働組合が登録される条件として労働検査員がそこに他の労働組合が存在しないことを証明する必要があった、というものである。また同法は、以前の必要条件として組合がストを指令する前に、その是非の投票を行う総会を招集した際に、労働当局の参加が不可欠という条件を訂正した（現在は労働当局の参加の是非は組合で決定する）。しかし、その法に追加された項目は、もし関係団体から要請があれば、労働省の職員が労働組合のリーダー又はメンバーに対して、帳簿、記録簿、計画書と他の書類を含む組合の仕事に関する情報の提供を請求できるとしている。これに対して ILO の専門委員会では、この追加された項目は、集会結社の自由とは適合しないと発表した。その理由として、何か違反行為が行われたという正当な理由に基づく調査を実施する際にのみ、当局は規制を行使すべきである、としている。

労働省と各組合の推定によれば、全国の労働人口の 6 から 7%が組織化されている。「コロンビア法学者委員会」によれば、組織化されている労働人口の 89%が公共部門の労働者である。登録されている組合数はおよそ 2,500 あり、そのうちの 87 から 95%は 3 つの連合の内の 1 つに属している。それは中道左派の「統一労働者セントラル」で 45%から 50%の組合が所属しており、「毛沢東主義者/社会クリスチャン・コロンビア大衆労働者連盟」には約 30%の組合が所属している。また自由党関連の「コロンビア労働者連合（CTC）」には 12%から 15%の組合が所属している。組合と労働省の発表では、組合員の数は近年減少している。

合法的なストを開始する前に、組合は直接経営陣との協議が必要であり、もし結論が出なければ、仲介を受けることになる。法律によって、公務員は、もし仲介が失敗した場合は、拘束力のある調停に従わなければならない。実際には公共サービスの組合は組合員の投票によって仲介を受けるか受けないかを決定している。8 月初旬に一部の組合リーダーは、政

府の厳格な職員（注：意味が通らないが原文のまま訳しました）と高い失業率に抗議するために「労働者共同組合(USO)」の石油労働者、主要の公共部門従業員組合、電気通信労働者、教師と公衆衛生従業員の合計およそ 700,000 名の公務員による 24 時間ストを指示した。

労働組合、先住民族のグループ、債務者、学生とその他の人達は国の経済の落ち込み、失業率の増加及び労働法改定に対して政府の無策に抗議と交渉を継続した。その労働法については、労働者の利益を失くしてしまう改定が上程されている。8 月 3 日には、「統一労働者セントラル(CUT)」と「全国民主労働者連盟(CGTD)」を含む各種労働組合が全ストを組織し、ボゴタと全国の各都市で行われている経済政策、民営化、失業、新税及び社会福祉改革に抗議した。組合員のストに賛同して銀行従業員、公務員、教師と福祉衛生従業員も参加した。

全国を通じて労働組合のリーダーは、引き続き、民兵組織グループ、ゲリラ、麻薬密売者及びライバル企業の労働組合の攻撃の標的にされた。労働組合のリーダーと NGO の報告によれば、2000 年には 105 名の組合員が殺害された。国連の事務官のレポートでは、2000 年の最初の 10 か月間で、労働組合のリーダーが 54 名殺害された。「国立労働学校 (ENS)」によれば、1991 年以来およそ 1,500 名の組合員が殺され、そして、組合は一部の識者から「破壊分子」と見なされ、従って広範囲の社会の敵意に直面している。労働組合のリーダーは、被害者の 90%は民兵組織グループによって殺害されている、と主張している。残りの被害者は組合員であること又は復員した EPL の元メンバーが大半を占めている組合の「全国農業産業労働者シジケート(Sintrainagro: シントレイナグロ)」に賛同したために FARC に標的にされた。殺害されたシントレイナグロのメンバーの大半はウラバ地域のバナナ農園で働いていた。ILO の直接連絡代表団の 3 月の予備のレポートでは次のように述べられている：「労働組合のリーダーの殺人事件でその扇動者と加害者とが認定されることは実際にはない。そして有罪判決を言い渡すことも同様である」。ENS のレポートでは、過去 5 年間の間に 47 名の組合員が強制失踪の被害者になり、60 名の組合員が誘拐され、そして 1,573 名の組合員が死の脅しを受けた。USO の報告では 2000 年の最初の 10 か月間に少なくとも 600 名の労働組合のリーダーが強制退去を受けた。

1998 年 5 月、ILO は労働組合の役員やメンバーに対する殺人、強制失踪、死の脅迫や他の暴力行為に対して重大な懸念を表明した。ILO は 1996 年から 1998 年の間、労働組合のメンバーが 300 名以上殺害されたことを実証した。ILO は 1996 年 11 月以降に起きた労働組合役員とメンバーに対する殺人に責任のある加害者の逮捕、裁判及び有罪判決に関する一案件の情報さえ提供しない政府を酷評した。

2 月に ILO の直接連絡代表団が、ILO の運営委員会から承認され、そして 1999 年 11 月に政

府から認められて、労働者の生存権、自由な団結権と団体交渉権に対する虐待の申し立てについて調査するためにコロンビアを訪問した。3月にILOの直接連絡代表団は、ILOの運営委員会へ予備レポートを提出した。運営委員会は、政府がこれらの問題について「誠実な取り組みをしている」と認識した。レポートは労働組合リーダーと組合員に対する殺人、誘拐、死の脅しやその他の暴力行為の数について重大な懸念を示し、そして労働組合リーダーと組合員に対する殺害は「日常茶飯事」な出来事と記した。

政府は、「処罰を受けない悪習を断つ」取り組みとして、25の特別人権調査サブユニットを有する施設を作り、その内の一つのサブユニットは、労働組合の組合員に対する人権侵害の事件に対処し、そして司法職員の法的予算を49%増やすことを使命とする。労働組合の組合員を暴力から保護するために、1999年に政府は、「人権活動家と労働組合リーダーの保護のためのプログラム」を作成した。11月、そのプログラムは、41か所の労働組合の施設の保護と116名のリーダーと活動家の保護に寄与した。個人に対して防弾チョッキを支給し、ボディーガードを付け、そして一部の場合には車両も提供した。労働組合のリーダーは、これらの手配の程度では、脅迫を受けている多数の組合員を適切に守ることはできないとの苦情を申し立てた。そして事件のほとんどが関係している「処罰を受けない悪習を断つ」取り組みにもっと力を入れ、引き続き努力するよう強く求めた。

ILOの推薦した事項では、自警又は民兵組織グループの創設に関与した公務員に対する緊急で世界的な規模の調査、労働組合役員を保護するための政府予算の増額及び「処罰を受けない悪習を断つ」努力を強力に押し進めることが含まれていた。6月の国際労働会議での議論を呼ぶ討議の結果、政府と労働者代表団はILOの議長ファン・ソモビアの妥協案に同意した。同意事項は、まずボゴタにILOのオフィスを設置し、その運営は議長の代理人が行う。ラファエル・アルブルケルクがコロンビアのILO特別代表として指名され10月から仕事を開始した。11月にアルブルケルクがILOの運営委員会にレポートを提出し、状況は引き続き深刻であると報告した。特別代表の次のレポートは2001年3月の予定である。

5月4日に「トラック運転手組合」のリーダーのハビア・スアレスがブエノベンチャーラの自宅付近にて銃で撃たれ死亡した。組合のリーダー達はその事件の責任は民兵組織グループにあると疑った。

8月初旬にノルテ・デ・サントアンデル県の「教師組合」の組合員カルメン・エミリオ・サンチェス・コロネルが他の7名の労働組合員と共に民兵組織の道路封鎖の現場で殺害された。CUTは8月2日に起きたアンティオキア県の組合員ルイス・ロドリゴ・レストレポの死亡を民兵組織部隊の責任とした。CUTは民兵組織グループが自分達のメンバーを労働組合の組合員と同様に標的にしていると申し立てた。

12月15日に、5名の男が、フェナルトラッセという名称の公務員組合の社長のウイルソン・ボルハを殺す目的で、停止信号で停止していた車を銃撃し、重傷を負わせた。襲撃者は30歳の女性路上商人を殺害し、ボルハの2名のボディーガードの内の1名を負傷させた。民兵組織のリーダーのカルロス・カスターノは公にその攻撃の指揮を執ったのは自分であり、ボルハを「誘拐」するつもりであったと発表した。この事件に続いて発表された新聞では、ELNが「交渉の地域」の設置を進めていると報道され、ボルハがELNの平和交渉に何らかの役割を担っていることが推定された。その襲撃のあと警察は1名の襲撃の容疑者及び民兵組織と関係の可能性のある共犯者を逮捕した。

1999年2月に起きた72歳のCUTの創設者フリオ・アルフォンソ・ポベダの殺害に関して、検察当局は民兵組織メンバーのテミリダ・ローサ・マウティネスとエドワルド・マンリク・モラレスに対する未解決の逮捕状を発行している。

12月検察当局は、1998年にCUTの副社長のホルゲ・オルテガの殺害に関与する3名の殺し屋を法定に召喚した。

スクレ県シンセレホの「農地ユーザ協会」の事務所（爆弾で破壊された）と爆弾が解除されたメデジンのUSOの事務所の両か所で行った1999年8月の爆弾事件に関する手掛かりは皆無であった。ENSによれば過去3年間に組合事務所に対する爆弾攻撃は14件あった。

政府は労働法に関するILOによる多くの批判に対して、未だ取り組んでいない。1993年にILOは労働法の下記の条項について苦情を申し立てた。それは、スト突入を決める投票の目的で召集される組合員の会合への政府役員の立ち会い、スト又は紛争の終了後6か月を経過したのちの組合組織者の解雇の適法性、労働組合事務所の職員はその組合が代表する同じ職域に勤務を要すること、必ずしも本質的でない分野での広範囲の公務員のストの禁止、スト権の各種制約、そのストが違法と宣言された後の強制仲裁を通しての労働省と大統領の権力による介入、及び不法なストに関与した労働組合役員の解雇の権限についてである。

エコペトロール石油とUSOとの1995年の集団作業協定の期限切れに代わって1999年5月に新しい協定が締結された。USO指導者層は多くの問題について、未だ政府とあからさまな対立関係にあった。USOのリーダーは、マグダレーナ県の石油を産出しているメジオ地区で、同組合員が継続的に民兵組織と推定されるグループから死の脅しを受けている、と報告した。その民兵組織は、ELNゲリラによる国家の石油パイプラインへの妨害運動にUSO役員が協力している、と非難している。

組合は政府の制約なしで国際同盟への自由な加入ができる。

b. 団結と団体交渉の権利

憲法では労働者の団結と団体交渉に携わる権利を保護している。大企業の労働者や公務員は組合作りに最も成功しているが、しかしその組合参加の労働者の数は全体の経済活動人口のほんの一部に過ぎない。高い失業率、伝統的な反組合の考え方、非公式な広大な経済領域、弱い組合団結と低い指導力の各要因によって全ての分野での労働者の交渉力に制限が加えられている。各々の会社では、労働組合は、社員の過半数の加入がなければその部門別の契約に参加ができず、その条件によって労働者の交渉権が弱められている。

法律では反組合差別や自由な団結の妨害を禁止している。しかし、組合のリーダーによれば、自由な団結への差別と妨害の両方は頻繁に起きている。この法律条項を理論的には政府の労働検査員が実施するのであるが、しかし、1,085 の自治体の 300,000 以上の数の会社に対して、労働検査員は 271 名であり、検査機構は弱体である。その上検査員は、例えば車のような基本装備が不足している。ゲリラは、時々、労働検査員を彼等の軍事標的として宣言することで、検査員の仕事を抑制した。

労働法では団結の自由を禁止した場合の罰金の適用とスト破り者の使用を禁じている。

労働契約、即ち、個々の労働者と雇用主が取り交わす契約は、団体交渉の対象とはならず、雇用主が労働組合の組織化を妨害するため、一般的に使用される手段である。雇用主は個々の労働契約の労働省への届け出は必要であるが、同省ではその労働契約の監視や管理には関係していない。

労働法では、民間の労働者と経営者との争議の強制的な仲介を排除しており、そして政府がその争いに介入する前の猶予期間を与えている。同盟や連盟はその傘下組合の団体交渉の支援は許可されている。

労働法は国の 15 か所の自由貿易地域 (FTZ) にも適用される。しかし多くの場合、その規則はその地域では強制されていない。バランキジャ、ブエナベンチュラ、カルタケナとサンタ・マルタの FTZ では公務員組合は団体交渉契約を勝ち取ったが、しかし、最大数の従業員を抱えるメデジンとリサライダの衣類製造企業では組織化が行われていない。どの地域でも労働組合は存在していない。

c. 強制労働の禁止

憲法では、奴隷状態及びいかなる形での強制労働も禁止しており、この禁止事項は公式な部門では実際に履行されている。しかし、女性は強制売春の目的で売買された（第 6 部 f 参照）。

民兵組織部隊とゲリラ・グループは強制して先住民族を徴集した（第 5 部参照）。ゲリラが秘密の道路建設のために強制労働を使用していた。

法律により子供の強制労働や奴隷労働は禁止されている。しかし、政府はこの禁止条項を効果的に実施するための必要な情報資源を有していない（第 6 部 d 参照）。公式の経済部門では子供の強制労働に関する明らかな事実は存在しない。しかし数千人の子供が、強制されて、兵組織又はゲリラ部隊に徴集され（第 1 部 g 参照）、売春婦として働かされ（第 5 部参照）、又は一部の例ではコカの摘み取りに使われている。

強制売春の目的での少女の売買は問題である（第 6 部 f 参照）。

d. 子供の労働慣行と雇用の最低年齢

憲法では、ほとんどの職場で 14 歳以下の子供の雇用を禁止している。そして労働法では、18 歳以下の少年に対する就労許可の交付を禁止している。しかし、特に非公式の部門では子供労働は深刻な問題である。1989 年の法令で未成年者法が制定され、12 歳以下の子供の雇用を禁止した。その法では例外の条件も規定され、12 歳から 17 歳までの子供の雇用には労働省の許可を必要とした。14 歳以下の子供は仕事を禁止されているが、その例外として 12 歳から 14 歳までは親と管轄の労働当局の承諾があれば軽労働に就業することができる。全ての子供労働者は（18 歳以下の者）就業の時間数に基づいて国家で定めた最低賃金を受け取らなければならない。12 歳から 14 歳までの子供は 1 日最大 4 時間までの就業が許可され、14 歳から 16 歳までの子供は 1 日 6 時間までの就業が許可され、16 歳から 18 歳までの子供は 1 日 8 時間までの就業が許可される。全ての子供労働者は夜間の就業、又は肉体的危害又は過度の熱、寒気又は騒音が発生する場所での就業は禁止される。例えば採掘や建設など幾つかの特定の職種は子供の就業が禁止されている。しかし、実際にはこれらの禁止規定はほとんど無視され、就労している子供の全体の 5%のみが必要な就労許可を申請している。法律で規制した条件の元であっても、12 歳から 13 歳の子供の就労を許可することは、発展途上国で就業の最低法的年齢を 14 歳と決定している子供労働の国際基準に違反している。

公式の部門では、子供労働の法律は、その必須条件の法令順守を確実にする労働省と軍部による定期的審査を通して施行されている。しかしながら、非公式な部門と地方では、子

供労働は、特に農業と採掘に関して、引き続き問題となっている。切り花産業のほとんどあらゆる段階で、家族の収入を補う方法として、11 歳にも満たないような子供が終日働いている。通学している子供又は一部の場合には未就学の子供が親に伴われて、花園で、夜も週末も働いている。採掘の部門では、石炭の採掘が最も困難な子供労働の問題である。多くの小規模な、通常家族経営の採掘現場では、生産と収入を増やすために家族の若い子供を使用している。この様な作業には推定 1,200 から 2,000 名の子供が就労している。作業環境は危険であり、しかも長時間の労働となる。一番若年の子供は水運びや石炭の袋詰めに従事し、14 歳から上の年代の子供は、例えば石炭の袋を運ぶなど肉体的に大変な労働に従事している。この様な非公式の採掘作業は違法である。労働省の報告によれば、1999 年末までに、政府省庁間機関委員会が、非公式の採掘現場から子供労働者のおよそ 80%を移動させ、復学させた。法律では売春の目的で未成年者の雇用を禁止している。しかし子供の売春は問題である。8 月、検察当局の性犯罪と人間尊厳特化部門は、1999 年 8 月から 2000 年 8 月までに 14 歳以下の子供が売春に誘導された事件 41 件について捜査を開始した、と発表した。

カトリック教会が 1999 年 5 月に行った調査では、およそ 700,000 名のコカの摘み取りに就労している子供を含む、およそ 2,700,000 名の子供が働いている。これは 1997 年のロス・アンデス大学での調査における、およそ 1,600,000 名（12 歳から 17 歳までの子供）の子供の就労の数字と比較すると、大幅な増加である。一人の専門家の観察では、最近の景気の下降によって、特に地方では、就労する子供の数が増加した。農事作業の場合は、収穫時には子供の参加が急増する。労働省によれば、7 歳から 15 歳までの就労している子供は、平均最低賃金の 13 から 47%の収入しか得ていなかった。就労している子供のおよそ 26%が医療機関の通常利用が可能であった。そしておよそ 25%は潜在的に危険な職場に雇用されている。ICBF の推定では、民兵組織とゲリラ・グループは、6,000 名の子供を戦闘員として採用している（第 5 部参照）。特に地方の場合には、就労している子供の就学率は非就労の子供と比較して著しく低かった。福祉厚生制度に基づいた健康サービスは、子供労働者の 10%を満たしているに過ぎない。国立人権オンブズマンの 1996 年のプトウマヨ県の子供労働調査では、5 歳から 18 歳の子供の 22%は終日コカの採集作業に従事していた。オリトの自治体では、その数字が 70%に達した。

労働省は子供を就労させている職場を認証したり、再調査を行ったりする作業に責任を有する 33 の部門に各々 1 名検査員を配置している。しかし、そのシステムは人材が不足しており、公式部門で就労している子供労働者人口のわずか 20%にしか対応していない。1995 年に政府は、労働省、厚生省、教育省と通信省及び他の政府機関、組合、経営者協会及び NGO の代表により構成されている「子供労働根絶国立委員会」を創設した。その行動計画に従って、2000 年は、子供労働根絶企画のために委員会メンバーの組織へ資金を配分した。

政府はまた国の主要な労働協会や労働組合から確約をもらい、年末では準備段階であったILO の IPEC プログラムと共同で子供労働根絶プログラムを実施した。2000 年、政府は、2000-2002 年行動計画を策定し、それは国内の子供労働者、子供の採掘作業員、性的に不当に扱われた子供、商業活動下の子供と農業部門の子供に対して優先的に直接介入する計画である。そして更に、全国的な子供労働に関するもっと信頼が置けるデータを収集するために、その資金を募る企画も立ち上げた。

政府は、最悪な形態の子供労働の根絶の緊急行動と禁止に関するILO 協定 182 条を国の法律に組み込むよう、その対策を講じている。

政府は子供の強制労働と奴隷労働を禁止している。しかし、その禁止条項を効果的に実施することができない。そして強制売春目的の少女売買と子供兵士の強制採用は問題である（第1部 f. と g, 第6部 c と f を参照）。

e. 容認出来る仕事の条件

政府は、賃金交渉の基準として、毎年1月に労働者の均一最低賃金を設定している。企業、組織労働者及び政府の代表による3者参加の交渉により決定した月額最低賃金の額は2000年を通して約150ドル（322,500ペソ）である。しかしこの最低賃金では、労働者とその家族は適正な生活水準を維持することはできない。最低賃金は政府の目標インフレ率に基づいており、近年では最低賃金は実際のインフレ率に追いついていないためである。政府が推定している低所得者家族の標準生活費支出金額に対して、全労働者の70%の賃金はその標準に達していない。しかし、全労働者の77%は、最低賃金額の2倍以上の賃金を受けることは無く、多くの場合は最低賃金額の2倍よりずっと低い賃金となっている。

法律では標準の仕事日は8時間の労働及び週の労働時間は48時間と規定してあるが、その規則は最低24時間の週の休息時間を求めておらず、その欠落についてILOが非難をしている。

法制度は労働者の職業安全と健康に対して包括的な保護を提供している。しかし、労働省の検査員の人数が少数のために、その基準を実施することは困難である。一般的に、市民安全意識の欠如、組合の注意不足、労働省の緩い取締りが原因で、高度の労働災害が起き、不健全な職場環境が出来上がる。企業の80%は安全対策を備えていない。社会保障協会の報告では、2000年の仕事に関連する事故は53,408件あり、死亡事故は417件である。仕事に関連する疾患は243件あった。労働者事故が最も多い産業は採掘、建設と運送であった。

労働法によれば、労働者は、雇用の継続を危うくすることなく、危険を伴う仕事を辞退する権利を有する。しかし、特に農業の分野で顕著であるが、非公式部門で働く非組織の労働者は、もし虐待を批判する権利を行使した場合には、職を失うことになるのではないかと恐れている。

f. 人身売買

特定の人身売買に取り組む法律は無い。そしてこの国は、ヨーロッパ、米国及びアジアに向けて女性や少女を人身売買する供給元である。6月に国会では、改正の刑事法を可決した。その内容は「全ての法的要求に従うことなく、人の入国又は出国について、それを促進し、誘導し、強要し、手助けし、協力し、そして他のどんな方法でも用いて関与した」者は誰でも懲役刑6年から8年及び法的最低賃金の月額額の100倍相当の罰金刑に処される、としている。本来この法律は、一般に密入国の斡旋を取り締まることを意図していたが、同様に人身売買業者の起訴にも適用することができる。この法律の発効予定は2001年1月である。

外務省、インターポール、DAS、法務省、検事当局、検察当局の各代表及び大統領により構成された政府の委員会は、人身売買について2か月に1回会合を開いている。11月には、法務省、国際移住組織とNGOの希望財団が人身売買に関して第1回目の全国会議を開催した。

DASは上記の会議で、コロンビアは、人身売買被害者の出身国として、世界で3番目に一般的であり、売春が目的の人身売買により、コロンビアの女性の大半はオランダ、スペイン、日本、シンガポール及び香港へと送られていると報告した。ヨーロッパ安全保障協力機構は1999年9月の人身売買に関するレポートで、コロンビアの女性と少女は米国向けにも売買されている、としている。新聞報道によれば、日本に入国するコロンビアの女性の50%以上は、強制されて売春婦として働く人身売買の被害者である。DASによれば、126名のコロンビアの人身売買被害者が海外でインターポールによって1998-2000年の間に救助されている。そして115名の被害者は国家警察により1999-2000年の間に救出された。警察によれば、国際的人身売買の業務の大半は、麻薬密売者と結び付きのあるコロンビア人によって行われている。

大統領夫人のノーラ・パストラーナは、外務省とインターポールとの共同主催で、他国へ不法に移民するリスクについて国民に、特に女性に、注意を喚起するPR活動に参加した。

6月23日、デンマークへ人身売買されたコロンビアの女性が、コロンビアとデンマークの

人身売買業者に対して証言をした後、デンマークへの亡命が認められた。8月、警察が、スペインのアンダルシアで51名を逮捕し、売春の目的でブラジル、コロンビアとエクアドルから女性を売買した人身売買団を壊滅させた。